

其爲すがまゝに任せられ候様にては尤も恥辱の甚しき者に可有之是等は智者を待ずして分り候事に候へば例の二かは論にて外邊をば形の如くに御つくるひ内實は極密御許容候はんなど申事には無御座候や高意の程相伺度候松前藩より仙臺へ愁訴の事はも傳聞仕候乍去其書面などは未見及不申御手許に御座候はゞ御示及奉願候過日拜借の二種も色々取込候て寫し手開取れ漸今日返上仕候御庇蔭にて此の如き類追々に相集り難有奉多謝候岡田の事成程承候乍去餘りの事に付けく訛傳にも可有之など存候がいかゞや幽囚録の事承知仕候内懸御目候先御他見は堅く御無用に被成可被下候臆測の跋認置候附上仕候拜借の夷人畫帖いづれも西南夷に相違無之様に候毛檢討蠻司合誌中にも其種多く見え候間右帖返上仕候に付合誌差上申候ゆるりと御覽可被遊候先は拜答方々如此に御座候以上

幽囚録の事

臆測の跋

夷人畫帖

晦日

南疆釋史數日間御許借奉冀候此价に御附與を蒙り候はゞ尤も以難有可奉存候至禱

南疆釋史

小林生の文詩手を入候や否御尋に御座候少々手を入置き候序に一寸供电囑候以上

貴恙今朝の御容子委しく奉承度候以上

啓 拜復

常山老盟臺 几下

〔五七九〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

安政二年十月七日か

竹村氏より内々話の回り候事有之

續ての雨雪御起居何似然ば竹村氏より内々話の回り候事有之御目にかけて申度候間一兩日之内御繰合御出被下候様致し度候先は其事のみ倉卒如此に御座候以上

七日

星 拜

八田賢友

安政二年十月十四日か

〔五〇〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

折悪しく頭痛氣

當日の番人能心得候者

寒威相加候處倍御佳勝奉賀候然ば昨宵御内訪も被下候はんとて御使被下殊に美事の河鰻二尾預御送惠感刻之劇不可言喩奉存候然る所折悪く頭痛氣にて療法中光來御見合被下候様得貴意背本意候左候處早く療法を加へ候故か朝來すきと快く平日の如くに相成候依て今夕御來駕被下候ても差支無御座其上當日之番人能心得候者に付昨宵の申譯旁御案内まで如此に御座候何も拜眉に於てと草々已上

十四日

八田賢友 几下

大 星拜

〔五一〕 鎌原石見に贈る

松代町 赤澤光太郎氏藏

安政二年十月十九日
此石見は
桐山の嫡子
なり

佐久間修理宅番人居所損候に付外箱番所と引替度旨御普請奉行申立候に付其段可相心得旨奉得其意候然る所右之義に付候ては御普請奉行以外の外の取計に

修理義殊の外腹立仕

て修理義殊の外腹立仕此節柄には御座候へども其儘に難打捨義有之既に普請方手附の者召呼右様の取計有之候御普請奉行心得相尋委細親類共迄挨拶有之候様申聞候趣に御座候右之次第早速御聞置にても可申上之所此節柄故相扣へ御普請奉行にても粗忽の取計定て後悔致可然様親類共迄可有之と存じ罷在候所其義も無之一概右等の申立に及び御用番御威勢を奉借最初粗忽之取計押透し候心得尤も以不得其意義と奉存候最初よりの手續修理申聞候義一通り申上候間右にて御勘辨宜しく御指圖可被成下修理義近日より散々風邪にて乍憚平臥罷在候義に御座候所去る十五日番人の者より番所建替之趣取次のもの迄相斷り候に付是迄の番所板壁透間等も多く嚴寒の時節番人迷惑の趣も承居候へば全く其手充御座候事に心得居候所翌十六日番所の邊にて屋敷内木を伐候音致し候に付臥せり居ながら不審に存じ何致し候と尋ねさせ候へば番所引替に付御普請方手附のもの罷越し其邪魔に相成候木並木の枝等伐候趣尤も望月主米家來も立合候事に付折節親類共も不罷在家内別に寝と仕候もの無御座候に付無餘岐脩理義主米家來病床迄招呼其次第相尋候所其者申聞候は昨日御普請

方より屋敷用役の者迄掛合御座候には此方の番所建替に付邪魔に成候木の枝等伐申度立合候様申來り候に付其段主米迄申候所何如なる義歟先いづれにも今日罷越候様申付候に付罷出候旨申聞候依て修理申候には此所元來主水殿下屋敷に候所住居一同別に圍込に相成候地所は不殘自分自談を以て借受候場にて立木其外も悉皆自分に被爲任被差置候事にて最初より御用地に相成御普請奉行より被引渡候場所にては無之候夫故に昨冬是迄の番所建候節は立木並に植込等へ障り不申候様自分に及指圖取立候事に候其子細は此所元々主水殿息遊の地にて兼々其心得を以て樹木等も被植置候事にて樹木の茂り候は手開取れ候ものにて多少之年數も立ち候はねば此所此節の見□の如くものさび候ては見えぬものにて候自分此所借用候は全く數年江戸住居にて此地の舊宅致廢蕪住居も出來かね親類共宅とていづれも手狭にて家内多同居も難出來候に付主水殿久しく御懇意も被下候所を以て借用致し候事主水殿に於てもたごひ差向き明き居候場所公儀より蟄居被仰付候者に許借せられ候は迷惑にも可被存候へども此節に到り候ても平日の好みを棄す無心候に任せ借給り候所は深

く辱く存候所に付樹木泉石等の事被任候に付ても此圍内の品々は殊の外に致愛惜候譯にて自分暫時の借用候て年數を経て致繁茂の木を伐り植込等へ疵付候は忍びざる事故に先年番所建ち候節も其指圖に及び番人等も其義理よく相辨へ居候筈に候然る所御普請方にて最初より御用地にても相成候場所歟の如くにたごひ一枝にても樹木等伐取候事此方へ一言の掛合も無之我儘に手附差遣し伐らせ候義奇怪至極の事に候自分借用中致進退候事には候へども元來主水殿下屋敷の事に付自分へ一應及掛合枝打候等の義無差支趣及挨拶候上にも尙念を遣ひ主水殿用役迄及斷候事に候へば道理に叶ひ候事に候へども第一の借主へ無沙汰にて其地主計りへ斷り其屋敷へ手を入候と申候ては難濟候間いづれにもいかなる心得を以て右等の取計御普請奉行にて致し候や可相尋候間此始末罷歸り主米殿へも夫丈之義申聞候様申し御普請方手附にては何者罷出居候やと相尋候所杖突代祖平と申もの罷在候趣に付右祖平召呼今日誰の指圖にて罷越し候やと相尋候所岡島唯喜指圖と申聞候依て最初主米家來へ申聞候通り其筋を申聞せいづれにも御普請方にて右等の取計有之候義不得其意候間

杖突重五郎

其存念承度尤も此節柄自分に於ては文通往復も出来かね候譯に付自分親類共迄右挨拶有之候様致し度夫迄は建替之義見合候様申右挨拶待居候所十七日晝後御普請方杖突重五郎と申者のよしにて取次を以て申聞候には御普請方にて番所立替に付罷出候段相斷候に付昨日祖平を以て御普請奉行迄申させ候義何と有之候哉と尋ねさせ候所右等の譯柄一切不相心得候趣申候に付尙又修理病床迄呼寄せ申聞かせ候は此屋敷は自分自談を以て主水殿より借受候事にて最初より聊か御普請方手を経ざる場所に候然る所昨日祖平にも申聞候通自分親類共とも一應之掛合も無之不意に手附を出し屋敷内の木を自由に伐らせられ候事奇怪之至自分此節公邊の御咎を蒙り居候へども御家の御役人に右様輕蔑致され候筋無之候間先昨日之挨拶承り度此事今日得差圖候役所へ申候様申聞候所重五郎義も驚入り右様の義とは聊不相心得候所段々承理解候ては尤も至極の義其段早速役頭へ申聞け可申と申候て引取候義に御座候然る所御普請奉行より今日迄も親類へ何とも不申來先刻被仰渡候次第にては段々脩理申聞候趣意如何相心得候義にや修理義に於ては此節柄故に其始末柄申立等も不仕罷

在候所御普請奉行より右等之申立仕候に於ては其儘彼等の我意を募らせ候義も難仕依て不得已事私共を以て右始末柄申上候御普請奉行全く修理此節の體を見悔り非を遂げ我意を募り候鄙劣之處置如何敷義に奉存候何分も此段理非明白に御糾し被成下候様仕度奉存候以上

佐久間修理

親類

十月十九日

鎌原石見様

猶以申上候前文修理申條之内是迄の番所之義修理自身其場所致指圖番人共も納得仕是迄差支も無之相勤め候所何故に此度右番所是迄一倍の大きに引替候義や畢竟其所より右間違も起り候義に付爲念番人共へ相尋候所別番之如く書取答申聞候右にては御普請奉行心得更に難得其意奉存候是又宜しく御看詳可被成下候以上

番人答書

御尋に付爲念書取御答申上候

此度佐久間修理殿御宅番所建替之義私共々割番所迄何と願立候哉の御尋に御座候所私々願立候は是迄の番所板壁透間多く寒氣の時節迷惑仕候に付追々嚴寒に相成候ても無差支相勤り候様被成下度と申立候義に御座候番所御廣げ不被成下候ては勤方差支候間御廣げ被成下候様願立候義は無御座候哉と御尋に御座候所右等の願立仕候義一切覺不申候此段申上候

佐久間修理殿宅番所

十月

番人

佐久間修理殿

御親類中様

〔五八二〕 長谷川甚大夫に贈る

松代町 長谷川五作氏藏

安政二年十月廿六日

朝來鬱陶敷天色に相成候全く雪氣色の様に被存候御興居被成御障候御事も無

安世一條

御座候や然ば過日も申上候安世一條如何御手段被下候御舎や何分とも乍御苦腦速に奉願度候母へ對し御誤らせ被下候類の事も御教戒にて改心候へば宜く御座候所其後もやはり舊病再發の事も有之様子免に角心得違のみの始末何分其儘に致し置かね候其儘に致し置候へば彼家斷滅且夕に可有之候此節柄には候へども眼前之近親にて外に唵と致し候親類とても無之家の事に候へば義理人情いづれに致し候ても等閑に仕兼候乍去此節柄の義に付彼家いか様に相成候とても黙し居候が宜しと申御重役衆の内意にも候はゞ是亦不及是非候へば其節には又おのづから所存も御座候事に候間先段々之次第内々御重役衆まで申出候方と奉存候乍然一と度御厄介相願候義に付御力にて彼家斷滅に至らざる様の御趣法何分とも奉願度私に於ては實に術計盡はて候故前條之料見にも至り候事に御座候宜く御原諒可然奉萬祈候以上

廿六日

甚大夫様 内事

無名

安政二年十一月十七日

〔五三〕 山寺源大夫に贈る

雪故か一しは寒威を覺候御眠食益々御安健被成御座候耶奉窺候於賤家もいづれも瓦全罷在候間乍憚御放念可被下候然ば拜借もの長々難有奉謝候今日兩種奉返壁候細密の圖の方は外へ寫し頼置候所猶卒業に至りかね候と申事に付卒業まで御寛貸奉願候江都災變水邸にては兩田物故の由痛惜の至才能衆に秀で候程のものは天災にも多くは免かれん歟の様に存候處左も無之と被存候明の韓邦奇馬理など申大家も地震にて死亡に候誠に不及是非事共に候家父地震之詩過日安世より汚電囑候由草稿御擲返奉希候仄に聞候へば江都近海へ墨船又又乗入候て其報の爲飛脚にても到着候かの由實否如何哉英船□隻崎港へ参り候所大に不平を懷き退帆候など申候が是又如何や去々月中例の御沙汰を蒙り候以來人も一向に見え不申候に就き別して何も耳遠く罷成候江都の新聞紙御手に御入も御座候はゞ内々御示及被成下度奉冀候先は御近況御伺旁々如斯に御座候以上

(兩田は藤田戸田)

十七日

安井仲平門人

猶々此節安世方に洋學修業にとて參居候書生江府にて安井仲平門人と申事に御座候詩なども可也達者に仕候様子文字にては安世毎々壓倒致され候様子に御座候本藩文字餘りに衰微氣の毒に候間責ては右の書生高堂へなりとも御招呼御才學の御富贍なる所にては御示し被下候はゞ少しは本藩の外聞も(不明)と奉存候何分にも所希に御座候

山寺様

格 二 郎

安政二年十一月十八日

〔五四〕 八田愼藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

屏風御持たせ被下

過刻御無心申候屏風御持せ被下千萬奉謝候中々面白く出來候畫にて清賞少なからず別して辱奉致感候先拜謝迄草々頓首

即刻

八田君座右

星

安政二年十一月廿二日

〔五五〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

微雪にても其奇特にて一段寒威を覺候總じて御碍も無御座候耶さて前夜は御内訪被下久々にて得拜晤喜躍之至且嘉菓一箱御惠被下乍例御芳意不淺辱奉多謝候將其節御内話之一事早速大藏方へ申遣し候所今日漸罷出候仍而かねての愚見委細に相心得させ候隨分よく吞込歸り候間少しは功を成し可申歟と存候早速殿町邊へも参り其様子柄近日に報聞可致と申事に御座候此事一寸御知らせ申度此程の御禮旁草々如此に御座候以上

廿二日

八田様

恪 二郎

御覽後御火中

安政二年十一月廿四日

〔五六〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

墨教拜見如仰今朝之霜威甚く候全く至日之奇特に御座候べく候然る所愈御健

御出入の者
眼疾療治
松嘉の石

寧欣慰之至然ば御出入のもの眼疾療法の事委細致承知其手充致遣し候左様御承知可被下候松嘉之事も被仰下被入御念候御事奉存候是も例の石ごも一々試み候所金銀之氣など露ばかりも無之咲止に存じ申候其上其近傍之石質を觀察致し候上ならでは更に當りも付き不申事に御座候先拜答まで草々以上

廿四日

馬場氏の方
模様如何

馬場氏の方模様如何や日々延領御左右相待居候以上

八田賢友 几下

大 星

〔五七〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

安政二年十一月廿四日
か(編次を誤れり)
始め起草候より今少し(松山町は親戚岡野氏を指す)

昨夜は御來訪得拜眉大慶殊に何よりの品御携惠被下乍毎度痛入奉謝候今朝は雪故か當年初ての寒威と被存候晨候愈御碍も無御座候歟然ば御歸後尙又再思候へば始め起草候より今少し委しく申候方聞え宜く可有之依て別紙の通認め見候此方に被成候ては如何や松山町へ可然御相談御座候様奉存候昨夕之御挨拶をも乍慮外宜く御傳聲希候以上

廿四日

高囑の藥劑は後刻御近邊迄序も候間其節上げ候様可致候

八 田 兄

大 星

安政二年十一月廿六日

親戚に加へ度五氏一條

只今の親戚と申もの貴家御始盡く遠縁にて

〔五八八〕 齋藤友衛に贈る

當冬は例年無之寒威に御座候所彌御安泰奉拜慶候然ば親戚に加へ度五氏一條昨日依田氏を以ても宜しく御相談可然様御周旋被下度段は申上候義にて定て御承知可被成下と奉存候御覽被下候届書にも認め候通只今の親戚と申もの貴家御始盡く遠縁にて日々の如く使ひ候は安世一人是に續て依田に御座候依田ととも近き程の事にて無御座候へども是は元來門人にて候故師弟の間柄を以て安世に續て勞し候事に御座候然る所安世とても本業有之夫を務め候はねば暮し方にも差支候義に付頼度事有之申遣し候ても□□度々勞し候事も實に氣の毒の義一切家族外出も出來かね候事に候へば是非親類の内誰か頼み候はねば叶はぬ事のみ候所右之次第に候て毎々以ての外差困り候事共多く御座

祖母義兩三日此寒氣に中り候て散々不快

候是等總て御推察可被下候其上昨日依田も見吳候事に御座候祖母義兩三日此寒氣に中り候て散々不快に罷在候所高年故か食事なども過半相減じ氣力弱り候て夜分殊に不相勝依之伽仕候所あやにく修理義も近日散々不快平臥致し居候へども母不快故に押し起出候ては藥の世話など致候へども寒氣に冷候へば夜は嚴重に快からず無餘儀溫覆加養候次第にて私は御存知之通幼年何の役にも相立不申夜は母と修理召使と兩人此節は外に下女ととも無御座候にて替々不寐に看病致し候義に御座候安世も昨朝よりは散々風邪にて打臥候様子にて祖母方へも見舞不申候所其中にても安世母は昨晚私方へ伽に罷越し候右之通塵の近親之内病人も有之宅に於ても形の如く無人に罷在候に付自然昨冬祖母不快之節の如く長引候時には伽致し候人にも實に差支候仕合に御座候昨年祖母不快之節は安世方に罷在候間の事にて出入候人の義も左程嚴重にても無御座候に就き常に出入候者又は懇意の間に伽をも助け吳候故に差支も無御座候所近來御沙汰を蒙り候以來は出入のもの等尋ね可申様も無之出入口番等も殊の外嚴重に付親類の外出入無之候所其親戚と申もの御存知之通實に名のみにて疾病相扶

け候程のものとは絶て無御座候然る處例の五氏に於ては眞情より出候て親戚の好みを修め度と申事に付かねて師弟の間柄も有之依田同様の義旁祖母不快に付候ても一廉の助けにも相成可申候に付何分も何分も御重役衆にて濃く深く議論を立不被申差支之廉々恕察致し呉られ申立候所聞届被下候様に乍憚御忠告宜しく御周旋被成下度奉冀候總て御照察奉仰候以上

十一月廿六日

友 衛 様

内 用

恪 二 郎

安政二年十一月廿六日

〔五八九〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

風爐暫借用
相願度

至後寒威猝に甚しく相成候高堂被成御揃御萬福御座候歟御左右承度候然ば前宵高意を以て御惠借可被下と被仰下候風爐暫借用相願度候其爲此もの差出し候御附與被下候はゞ感銘可尤深候至禱

廿六日

松嘉よりの
礪石

附白後に御持參被下候松嘉よりの礪石三塊之内一塊は試みも濟候に付同子へ直に相返し候此二塊試未濟に付殘し置別段相試候所是亦始の品同様金銀銅鉛の氣等は聊にても無之候序に持せ上げ候間其段を以て御序に御還し可被下候凡その山火を以て出來候と水を以て出來候との差別有之候火を以出來候山に無之候ては金類は多分無之ものに御座候是は山を致鑒定候大綱領にて候是等の石は皆水にて出來候ものに候以上

八 田 賢 友 几 下

大 星 拜

安政二年十一月廿八日

〔五九〇〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

風爐御惠借

此間は御約束之風爐御惠借被下高庇にて寒樓之冬を凌ぎ可申と言謝不罄服佩仕候敷版は此方に雜品有之候間此美物相用ひ候にも及ばず候へば致還壁候御收可被下候此程釜之事も無遠慮御無心申候様被仰下奉謝候是は粗品有合候間不願拜借但五徳不自由に候まゝ如何様なる品にても宜敷候一座御許借被下候はゞ尤辱可奉存候以上

坂本(上州)に鐵子と
郎(養子)に鐵子と
郎(養子)に鐵子と
も(御)女(子)に御
出(生)御(女)子(に)御

廿八日

別白昨日榮八より承候へば坂本にても御女子御出生御座候との事幾久しく
芽出度北堂君御始嘸々御怡可被成と致想像候右にては益御安堵と奉存候乍
憚北堂君へも宜く御悅被仰進可被下候

一馬場氏の方模様如何や大手前にても久しく不快にて被引籠候と承候岡野
氏内話等は無之候や是亦承度候

爰に乍序御無心申度一事有之候粗末の駕籠一ツ只今迄預け置候所少々差支
有之取出し候所御存知之手挾之場所ちと差困り申候依て雨露だにかゝり候
はねば宜く候間如何様の所にて入用之節迄御差置被下度奉萬冀候至祈

八田仁友 几下

大 星 拜

安政二年十
二月朔

〔五二〕 菅鉞太郎に贈る

(此年九月
十四日より
交通の禁殊
に嚴となり

昨夕の事傳聞絶驚之至奉存候申立之事取用ひられぬなどは取用られぬにて事
濟可申乍去如何敷申立之筋に候はゞ其段御沙汰も御尤に候へども其筋と申せ

其後親類名
面書を差出
すべく命ぜ
らるる時其
書面中へ白
井菅八田塩
野等名を
書き加へし
通其命は
慎り命ぜら
れたる件な
り

(白井平左
衛門八田
競)

ば此時節柄國家の爲に當今の急務を研究有之度と申にて聊か利の爲欲の爲に
無之全く報國之誠忠より出候事且公邊より御達しも有之候事に付其邊にも不
相觸親戚と申にて御出入候へば何方への差支にも成り不申候に付先代の舊好
を修められ度と申事時節柄多少之御苦心夫等の事は推察にも可有之事と存候
然る所其筋も不被取用とて事止み相成候左候て昨夕之事出來り候は如何なる
義か更に解かぬ候事どもに御座候御書付の様何等の事や夫も承知仕度乍御見
舞極密如此に御座候御書付の次第内々御示及可被下候以上

一日

白平之事に至り候ては殊更に驚入申候八田もやられ申候とか是は最初の様
子を承り安世へ斷り名を除き候と申事にて候所何故に昨夕御同様に相成候
や不審千萬之事に存候

御覽後御火中被下度候

〔五二〕 依田源之丞に贈る

安政二年十
二月二日

先代の舊好
を修めて親
戚のつき合
致度

砲術稽古の
事
何分一際張
込度事

此間は度々御尋被下奉多謝候然ば此程の書面不得其意廉齋藤へも御談事被下候や如何齋藤何か申候とも看病人の事は某方より歎願の義にては無之出入も厳しく相成候に付安世方に罷在候節の如く出入の者等も参らずかつ親類少に候へば先代の舊好を修めて親戚のつき合致し度と申候ものを其意に任せ度と申たて候處舍人殿料見にて出入のもの一向に出入無之家内病人多にては差支もあるべく夫は尤の事に付其事は勘辨可致と申され候より貴兄再び某方へ御出で出入人の名面御調御座候ひき右の手順にて親類の事は度々申候へども出入のことは申さずけく是は月番の方より出候事に御座候夫に歎願ありし事實相違候事某方に取り親類の義と出入人とおのづから輕重も有之候事其重き方を置き出入人をこめ候筋無之因て右御改に相成候様致し度且被成下御許容と申義も上にて御在城にも不被爲入候所にて御重役の勘辨を御許容と申事是は如何なる義か不審千萬に存候夫等睨と御突留被下度奉願候將砲術稽古の事も少しく頭角をあらはし候者此度皆蟲つき申候残り候は貴兄御一兩輩切に御座候此所にては何分一際張込度事と考候依て別番御廻し申候此次の學校定日

前乍御手数數残り居候諸友御勸め共々御骨折御座候様致し度候第一に御隣家岩下氏にも御話し別番も御寫し候て諸友へ御示し被下度候何分所祈に御座候以上

二日

深志の仁三兩輩御相談にて手を分け一兩人宛御申通御座候様に候はゞ暫時に行届可申候其人は岩下長谷川坂本など可然か餘り年少にては届かぬものにて候此事も御心得までに如此に御座候

源之丞様

恪 二郎

安政二年十
二月三日か

〔五九三〕

長谷川甚大夫に贈る

松代町 長谷川五作氏藏

安世一條

拜見先以倍御佳勝奉慶候然ば御普請方より別番之通得貴意候とて心得置候様被仰下承知仕候則別紙返上御落手奉仰候扱又安世一條に付近日光來をも可蒙趣何分も宜奉願候誠に年内日數も追々寡く相成候義且一日遅く候へば一日丈の費有之義に付かねては今三日迄猶豫候様被仰下候御事にも候間乍御苦惱可

然奉冀候安世昨日までに何とか申上候筈に御座候所如何に候ひしや自然御無沙汰申上候義にも候はゞ嚴敷御察當被下候様仕度候何事も〱等閑に仕候馬鹿ものにて畢竟夫故に此極にも至り候事に御座候夫等も宜く御合奉願候拜答旁草々申上候以上

三日

甚 大夫 様

恪 二 郎

安政二年十月六日か

〔五九四〕 長谷川甚大夫に贈る

松代町 長谷川五作氏藏

朝來飛雪北堂君御始何の御障も無御座候歟承度奉存候然ば愚甥方之一條當人より二日までの御猶豫相願候よしを以て三日迄致猶豫候様蒙仰候に付其心得に罷在候處昨五日までも何の御沙汰をも蒙す候定て例の破家もの二日迄など申上候て其期に及び候ても何とも不申上御無沙汰に打過ぎ候事と被存候右様の始末にては逆も〱御教戒をも重んじ申まじく候へば其段御斷り御手切に被成被下候外有之まじく某に於てもかねて申上候通舊冬來の始末御重役衆ま

舊冬來の始末

で申出で免も角も彼家の存亡官府の御處置に任せ奉り候より外無之と決心仕罷在候乍然猶御見込も御座候はゞ奉伺度此段極密申上候以上

六日

甚 大夫 様

無 名

御内披

安政二年十月十一日

〔五九五〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

御手誨拜讀如仰今日は殊の外の寒威に御座候然ば政君兩三日猶又御感冒の御様子と申事にて御容體被仰下玄樹老別紙も御添へ被遣委細致承知候いかさまその御症に候へば漢醫者流には葛根湯とも見込可申候然る所泰西窮理の密なる所より立論候へば葛根湯中の桂枝麻黄は熱藥にて候故邪氣の爲に血液の運行はげしく相成夫が爲に頭額強く痛み候病に投じ候ては熱を助くるの害なきにあらず候依て此所にては夫等の害無之藥劑を擇み用ひ申度候其心得にて五六貼作り差上申候一合半の水にて一合に煎じ兩度に分け一時ばかり間をおき

玄樹老(藩醫大草玄樹)別紙も御添へ
葛根湯中の桂枝麻黄は熱藥

温服御座候様奉存候 尤も一時半ばかりに一度づつにてよし 少しく御發汗候は
ゞおのづから御頭痛も可宜候もし尙御頭痛甚しく候はゞ玄樹老にても御頼六
十夕程御瀉血可被成候猶明朝御容體承度候以上

十一日

晝箋の事被仰下奉謝候江戸表などにて丁度其位の價なるべく候入用も候
はゞ御手許迄御頼可申候御含置可被下候

義井賢友 几下

大 星 拜

安政二年十
二月十二日

〔五九六〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

雷頭風

今朝も峻寒に御座候令政御頭痛氣少しは御憐ぎ候御事歟御容體承度候頭痛を
ば漢家にてはさまでに心得不申候へども雷頭風など申様にはげしく候時は多
く眼に障り申候至て恐るべきものに御座候依て夜前も甚しく御頭痛候はゞ刺
絡にしくべからざる趣申進じ候ひき今朝の御様子承度如此御座候以上

十二日

八 田 君

大 星

安政二年十
二月十四日

〔五九七〕 相澤藤吾に贈る

御下屋敷内修理御門弟の御方足並稽古被成候爲に當年より拜借の御地所御年
貢の義此間御別紙を以て被仰下承知仕候則致上納候御受取被下度奉存候扱又
當春中修理拜借罷在候御園内ふたおもて並杉生垣拔取等の義主米様より御談
事御座候に付夫々申付手入致させ其御屋敷よりも植繼の櫻數本持運ばせ植付
致し又修理御懇意に仕候方よりも三四本もらひ寄せ植込其外櫻の邪魔に成候
茅の根を掘取り南御屏際杉の木伐取らせ候等の義は修理拜借罷在候御園内の
義に付修理手内にて諸拂仕候覺悟に御座候但し拔取候生垣の杉并にふたおも
てをば御下屋敷御總境の東御屏の北の方御屏並に是迄のくね除き其所へ植込
み生垣に被遊度と是又御談事御座候に付其通仕らせ候義に御座候是は御總境
の義にて修理拜借の所に預り不申候へば御屋敷にて御拂被遣可然と奉存候其
節右心得に罷在候に付一同に拂方は仕候へども受取切手別に仕らせ差置候間

此度御手許迄御廻し申候右を以て此方へ貳分貳朱と六百文被遣可被下候春中
右拂方致し候節の總高の切手も爲念掛御目候御一覽後御返し可被下候以前よ
り御建被置候四阿屋も屋根盡く零落當年梅雨前手を入れず候へば屋根裏まで
も痛み可申と申事に付是も四月はじめ葺直させ申候是は御構内の義に付修理
手にて修復仕候心得に御座候乍去以前より御有來りの御建物故に右修復入費
切手掛御目候是又御一覽後御戻可被下候其外主米様迄及御内談取立候紅雨庵
長春菱等は全く修理一己の慰より出で御園中に一時拜借罷在候跡を残し候爲
めの心得に付費用等の事勿論御目にもかけ不申候取込中用事のみ草々如此に
御座候以上

御年貢は使の者に壹分貳朱爲持差上候間乍御手数數御勘定御受取可被下候

十二月十四日

佐久間修理内

荒井嘉右衛門

望月主水様御内

相澤藤吾様

〔五九八〕 竹村熊三郎に贈る

安政元年十月十五日
か(編次を誤
れり)

歸震川文章
體則
南豊集

過日は御枉顧を蒙り殊に何よりの兩種御惠投を荷ひ感戢不淺奉多謝候爾來勁
寒御起居倍御健安被成御座候や然ば歸震川文章體則御一覽御座候はゞ御益も
可有御座奉存候に付御目につかけ申候緩々御留被置不相妨候將差上置候南豊集
見合申度事御座候間一と先御擲返相願候又々御用之節は差上候様可仕候過日
の御禮旁草々申上候以上

十五日

再白御序の節煩はし奉り度一事御座候先年御隣家桐翁先生御頼みにて小弟
より鶴筆の式差出し先生にも一具御製しに相成御著用も御座候事にて候ひ
き此節慰に製し候て樓居の燕服にいたし申度右に付御隣家より右形借用申
度候所此節柄小弟より申候は内々にても御役家の事に付無遠慮に御座候就
ては盟臺御借用の御分に御申入暫時右形御轉借被成下候様仕度奉萬祈候兩
三日中人差上可申候間夫まで何分御周旋奉願候至懇

三白先達ても申上候江府にて小弟災患中安世より差上候先公御誌石搦本何れも御取戻し被下度弟方に今一枚有之候と存じ候所此度の義にて混雜中紛失いたし候と相見え先日より荷物の内詮鑿候所見え不申候依て右別して御取戻し不被下候ては迷惑仕候間御手数ながら御鼎力奉仰候是又所懇に御座候以上

竹村盟臺 几下

星 拜

安政二年十月十九日

〔五九九〕 綿貫新兵衛に贈る

續て烈寒に御座候御眠食御替も無御座候耶御眼氣其後はすきと御快く候や此月に入候ては何かと御私用も多かるべく奉察候其御中にて草稿御淨寫被下候御事や御出來寄の分此ものに被遣可被下候將此省警録中一二字改度處有之其序脱字をも補ひ申度尤も脱字は其行の上に細字に何々之間脱何と申様しるし置度候直し候文字は打拔置候間夫へ直に御認入被下度候總て其所へ上につけ忝致し注し置候間宜く奉頼候地震之條へは當年の變災の事其上に記し置

草稿御淨寫
省警録中一二字改度處有之

度候乍御面倒草稿の通演南新語と御認置被下候位の字にて其次の行の上より御書始め被下度候國風最後の一首有明の世と申事をよみ込候へども萬葉假名にてかき候へば其用意の所も不分候に付是は注し置度と存候いづれも前の字格好御照し可然奉希候以上

十九日

綿貫御隠居様

佐久間恪二郎

安政二年十月十九日

〔六〇〇〕 山田兵衛に贈る

神戸市外 山田孝太郎氏藏

昨夕の次第傳聞御心中察入候乍去是に依て御志を被折候ては成り不申凡そ天地の開いづれのものも屈せざれば伸び難く伏せざれば起り難きものにて候左候へば此度の御過失にて昨夕の次第に及ばれ候も御志の立られ方に依てはけく御終身の御爲には可然事にも成り不申候間御奮發候て尋常の人の成し能ぬ業を御身に備へられ候様可被成候別紙は此程認置候此御心得專一と存候夫に付候ても尊大人御丈夫に無御座候ては叶はず候ちと並方より御肥滿に過ぎ候

尋常の人の成し能ぬ業を御身に備へられ候様
尊大人御丈夫に無御座

候ては叶はず候

へば御飲酒をも可成丈被節折々御瀉血にても候て暫御無病に御出候様祈り申候其内に御身を被起是非とも御家督に御成候様不被成候ては濟不申候某世に出で候はゞおのづから含も可有御座候何分にも御志を堅固に可被成候御閑居中先廣く根基を御取立可然候愚甥方に有之候ウエイランド文法書にても御書此書は一通りの文法書に無之事共も候て始終夫に續てハルマにても御寫し候は讀法の達者に相成候様には此書必要にて候ゞ可宜と相考候免に角時節柄有用の學を被成候様所祈に御座候別紙よく御熟覽御決擇可被成候御立志の所無心許も存候閒内々如此に御座候以上

別紙よく御熟覽

十九日

大 星

山田 令友

此書堅く御他見は被成閒敷候

〔六〇二〕 倉田左高に贈る

安政二年十月廿一日

臘底沍寒彌々御安健御座候邪月迫何角御多忙に可有御座候秋中は御訪問被下奉多謝候折節砲術門人共参り居り緩々御話も不申遺憾奉存候御案内にも御座

候はん九月中より出入の事六ヶ敷相成申候乍去御醫者に候へば家父不快とか家内不快とか御見舞被下候趣一寸御用番迄御申立被下候へば表向御尋被下候てもとより不苦先頃立田氏も自分用にて候ひしかども安世と申談られ其趣にて参られ候事も候ひき年内は餘日も無之候へば春に成り左様も被成ゆる御物語ながら御出被下候様に仕度候扱は別封よき便も候はゞ乍御手数御差出被下度候此節は御存知の通り安世事も御咎中に候へば此上を今一重御封じ貴君御名にて御出被下候様奉希候千萬所祈に御座候寒威折角御保愛奉望候以上

廿一日

格 二郎

左 高 様

〔六〇二〕 山田兵衛に贈る

安政二年十月廿四日

御内函拜見先以此烈寒にも彌御障も無御座降心此事に御座候然ば過日内密得貴意候事共御聽納有之喜慰不淺候何分も此所にて御勵精所祈に御座候尊大人御齡御耳順と申御事に候へども尙御先も長く候某事も亡父晩年の所生にて亡

亡父七十三にて致仕して某十八歳にて家督

父六十歳の時はやう／＼四歳に候ひき亡父七十三にて致仕して某十八歳にて家督いたし候此度の御過失成程輕き事にも無御座候へども又上之御仁意も有御座べく候へば文武御修業等には御自由相叶ひ候様忽ち御成候べく其所にて御勵精次第本の御身分に御成候事袋の内の物を取候様に可有御座候某が亡父六十の時に漸四歳にて候ひしことに比し候へば誠に譯もなき事に存候間功を以て過を御償候を御目的と被成且暮無御油斷御心掛候はゞ御志の貫ぬ事は有御座まじく候御佳什拜吟御尤に存じ候其内御過を御償御初身に御戻り大方之御愁眉を御開き被成候様奉萬祈候餘は乍失敬御別幅に認入候て及御返事候幸御視置可被下候以上

御佳什拜吟

廿四日

大 星

山田賢友

安政二年十月廿七日

(六〇三) 池村良太郎に贈る

拜見如仰臘底餘日無之何廉御多忙と奉察候令愛君彌御健かに御成當冬の嚴寒

にも御中りも無御座候よし何よりの御事と奉慶候儲又被寄思食御歳敬とて昆吾一圓御投惠被下感哉之至不知所謝奉存候乍然甚痛入候御事奉存候乍序御禮申上候毎度御芳志を以て何よりの御品ども御惠被下家内一同喜感宜く拜謝奉り度と申居候事に御座候乍憚御母堂様御始可然御致意奉冀候先は御惠賜の拜答まで早々如此に御座候以上

廿七日

附白家内へも御加筆是又奉謝候尙宜く申上度申出候將令弟御事も御丁寧被仰下けく痛入候地震も南部坂御屋敷は輕き方と申事に候へば御留守宅にても總じて御別條も無御座候事と奉察候其後度々御便も御座候ひしや御便の御序も候はゞ内々可然御致聲奉頼候爰許通用口の事も御配慮被仰下奉謝候如仰秋末よりは何かと廉々敷相成親戚の外通用無之候右故に晝の間も殊の外閑暇にて讀書は思ひのまゝに出來候て其以來發明候事共も少なからず是は又一つの天幸と喜悅候事に御座候御一笑可被下候以上

又白此昏御一覽御火中可被下候

秋末より何かと廉々敷相成

池 村 君 机 下

大 星 拜

安政二年

〔六〇四〕 山寺源大夫に贈る

雲翰拜見仕候如仰……不明……御起居倍御佳勝慰浣不過之奉存候然者佐州邊亞船渡來之事御紙表にて始て承知仕乍毎度之義奉感佩候尊者考之通り過日下田へ參り候測量の船なるべく候彼方にては益々此方の形勢致搜索候に此方にては膠柱の御處置のみにて人を彼地に差遣され候思召も于今無之空しく歲月を糜候は不勝痛憤事共に御座候僕輩のかね々々苦心候所に候國是定らず候内は天下之事未可爲と奉存候蝦夷地の防戍伊達佐竹兩侯へ被命候よし傳聞候所如何の方略有之何等の御區處御座候義や愚意を以て申候へば此節の形勢を以ては百伊達百佐竹ありと雖も慥かなる防戍は決して出來兼可申被存候每事先務と申事有之候所其先務の何事たるを心得られ候一人も無之候浩歎之義御座候儲又一昨年秋中の書類内々入高覽候様仰を蒙り候所昨年の禍にて夫等の書類もいかゞ相成候哉歸山以後も心付候て索し候へ共今に其影子を見ず候多分紛

百伊達百佐竹ありと雖も

失候事と被存候蒙仰候義に付爲念今一搜仕有之次第是より差上候様可仕候先此段草々拜復申上候
念 四

山陵之事

土浦藩大久保より呈し候別幅山陵之事御座候とて御示及被成下感刻の至奉存候此大久保のはかね々々其名聞及び候事に御座候御文通の様子にても非常の人たること不可掩と奉存候神武陵其外とも川路殿在阪の砌段々骨を折候趣東歸後内話に御座候ひき其節も是迄の謬傳夥有之差困ものと被存候然る所大久保書中の塚谷二氏等の力にて夫等の葛藤盡く剪除候義にや書中にも御座候通り夫等の顛末悉布承り度ものに御座候猶此後同氏より御文通の事も候はゞ必らず御示及奉冀候只今來客有之草々御答まで申上候

懼堂老盟臺 梧下

星 拜 復

安政二年

〔六〇五〕 山田兵衛に贈る

神戸市外 山田孝太郎氏藏

昨日圖面御許借の御無心申候子細は去春彼場所にて御家にての固め場に成り候閒數大略は覺え居候へども慥かなる事は圖面にゆだね置き候所其圖面紛失

書簡 聚遠樓時代 (六〇五) 山田兵衛宛

候にて差支候に就き御無心申候事に御座候自然御手許に無御座候はゞ乍御手
數高田氏より御借出し可被下候萬所希御座候以上

廿四日

恪 二郎

(權之助は
兵衛の前名)

權之助様 差上置

〔六〇六〕 山寺源大夫に贈る

松代町 丸山熊男氏藏

安政二年正
月廿二日

(編次を誤
れり)
川伊確執の
旨趣も

賢郎御事

賢郎御過訪に就き御投簡奉拜見候如仰今日は風烈に御座候所倍御綏和の條沃
慰之劇奉存候過日返璧もの並に僕夫不調法の義に付縷々蒙仰悚惕之至楮川伊
確執の旨趣も御傳聞の所御示誨いかさま朋黨の風並に依り候事なるべく被存
候客歲除日御退出の遅く候て夜に入りしなど何等の事ごもに候歎此地などに
て傳承候ては尙以怪しくのみ被存候義に御座候將賢郎御事御血色もよろしか
らず御稽古事にも早く御退屈候等何か御體氣に御申分御座候ての事かと御懸
念被進候より一診の上愚意申上候様被仰下委細奉敬諾則丁寧相伺候所此節の
御様子は一昨年冬都下にて拜診候頃よりは遙に宜しき御容體にて當節は隨分

追々御嘉禮
等も

壯健の字を下し誰以異議有之まじく御腹狀など殊によく相成候と奉存候敬順
なご肝氣と申見込の趣も被仰下候に就き肝臟の部も念入れ伺ひ候に聊か申分
無之此分にては灸治等にも及び申まじく其外御服藥等總て御無用にて可然奉
存候敬順の申候は何の考據を以て申候義歎愚意には少しも分り不申候御序に
御尋ね御覽候て可然候先々愚案にては何の御申分無御座候に付追々御嘉禮等
も殊に愛度と奉存候決して御過念被遊まじく候御安心の爲拜酬まで草々申上
候以上

廿二日

星 拜復

懼堂先生文几

〔六〇七〕 立田樂水に贈る

松代町 赤澤光太郎氏藏

安政二年

桐先生碑文
直に石面に
御書丹可有
御座との御
事古法に叶
ひ

御手誨拜見仕候如仰秋霖鬱陶敷覺候倍御多祥奉慶候然ば桐先生碑文昏に御認
御座候にては縮張も有之石上之畫墨に符合候はず候に付直に石面に御書丹可
有御座との御事古法に叶ひ至極可然奉存候先御試に紙へ御認御座候所誤脱如

何やとて御示及御座候に付再四覆詳仕候所聊か殘處有御座まじく候楷字云々御謙辭に候所過日御草稿拜見候節よりは字形も大きく御力量も格別と被存候御名字大小の事勿論外字と並方可然候刻工の姓名は御様本の通墨外之方宜しかるべく刻字鐫いづれにてもよく候へども暖翁に撰文と有之候へば以下切れてなし

〔六〇八〕 山田兵衛に贈る

松代町 三井圓二郎氏藏

安政二年

横濱應接所の圖

彌御多祥奉賀候然ば昨年横濱應接所の圖定て御寫し置き御座候事と奉存候私方にも數通有之候筈の處いかゞ成候や見えかね候に付御惠借被下度御無心申候千萬所冀御座候以上

廿三日

權之助様

恪二郎

安政二年か

〔六〇九〕 山寺源大夫に贈る

服部生文稿評語

大槻磐溪と
咲ひ候事御座候處

御手翰拜見仕候如仰能開霽に相成候此儘續き候様致度候然ば服部生文稿評語御示及御下問乍再度恐入候至極體を被得候御認め方殘る所も有御座まじく感誦仕候御行文の上一二愚意申上候御採用にも相成候へば大慶の義に奉存候外小字に御認御座候錯置の處思召の通御尤にて御座候是等近日文章は一向修行無之素人と申證蹟に御座候少しく筋を存候へば顛倒錯置は無之筈の事に候を書生等往々途方なしに認め候と大槻磐溪と咲ひ候事御座候處大槻申候に僕なごは童子上りより文字の顛倒は先は無之候ひしと申事に候家父なども御一同桐翁先生へ尺牘かき習ひ竄改を乞ひ候頃より顛倒とて御直を受け候義は無之よし左候へば文字性有之人並に文章の出來候程のものは誰も皆左様に被存候少し立上り候ても顛倒錯置を免かれず候程の人にてはとて人も人並の文章は一しかけ申まじくと申事の上しに御座候服部生なども從來文字には疎き方か又は功を用ひ候事無之方かいづれに致候ても素人を免かれず候何分も此度の御規箴にて節を折り嚴密に一と修業致し候へば當人終身之幸たるべく候

韜晦の兩字

一新聞紙事御配慮蒙鐫誨乍例難有奉感謝候韜晦の兩字書紳可罷在候先は拜答

耳勿々申上候以上

念七

御新收の争座帖跋命に任せ認め候

御新收の争座帖跋命に任せ認め候此節の用筆甚だ禿にて殊に見苦しく誠に御責を塞候迄に御座候御一笑可被成下候以上

恪 拜復

使無堂先生 臺下

安政二年か

〔六一〇〕 山寺源大夫に贈る

松代町 丸山熊男氏藏

(第二卷詩稿七一頁に載菜の詩あり)

此間は御手誨御新聞の事共御惠示乍毎度難有奉慰岑寂候過日令郎御訪問之節
載菜之一詩供御一榮候所果て寓意の廉をも御了得候やの様被仰下獨咲仕候義
に御座候肥藩兩刀家の様子も被仰下奉謝候是は其當夕傳聞候事にて御座候ひ
き如仰一人其敵手に成り候程のもの無之との事苦々敷次第かの不恥不若人何
若人有にも可有之候當路之人猶自警せられ候はぬにや崎港之洋舶も數増し候
とのよし御同嘆と奉存候大朝にても大小の差ばかり本藩も御同様今に至り不

御文章二篇御示及

恥不若人にて第一の大本を不申候へば御別紙にも御認め御座候通其内には渠
の利誘に従ひ候岸奸など追々出で来り可申不勝痛哭事ごもに奉存候將拙書御
需に預り汗顔の仕合に御座候先日より自ら闕漏を覺え候義有之専ら精研仕候
にて左なきだに筆を執り候事嫌ひに御座候上別に打かゝり候義御座候にて幾
日にも字を作り不申別して陋劣愧入候へごも仰に任せ美扇數本相汚し候御一
咲可被成下候近製と蒙仰候へ共是は嫌疑も御座候旁態といつか認置き候様舊
作を録し候幸に御怪み被成下まじく候儲又今日は御文章二篇御示及愚意も可
申上候様毎度恐入候拜見仕候所簡潔被得體候の御作と奉存候一兩處存付御座
候に付不顧失敬認入候宜しく御取舍可被下候江府にては御本丸を大城西の御
丸を西城なごとも通じて申候様にも候へごも此御方の花丸を花城と申候ては
ちと名實相應じ申まじく依て此兩字はけく無之方と奉存候燕室の字上下通じ
て用ひ候文字に候へごも何となく尊嚴の意かけ候様にも見え申候小寢の方可
然尤も寢とても上下に通じ候義には候へごも小寢と御座候へば諸侯に限り可
申即宴息の處にて候へば此字相當と奉存候其他一二字の替換いづれにても可

(安六は八幡村中原の和田氏)

然候へども折角蒙仰候義に付如此無伏藏書入候義に御座候昨日安六持參の拓本御電覽にも入候よしいかさま如仰羅念庵なるべく候但けしからず讀めかね候狂體に御座候是は近日の内愚考を録し候て御公案を願ひ申度奉存候先は兩度の拜復迄如此に御座候以上

十二日

附啓大久保の國風始めて一囑仕候隨分才人と被存候水府公の御作ごもは格別感心仕らず候起造の詩は何人にや是又平々よしと奉存候御示及の八道敬で返壁御查入奉仰候以上

啓 拜復

懼堂老盟臺 几下

安政二年か

〔六一〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

兔角鬱陶敷天氣に御座候御氣體其後益御爽快に御座候歟承度候然ばさしか、り客を得候てうつはものに困り候粗相なる品にて宜しく候が臺重様のもの一

つ御惠借被下度奉頼候何分も所祈御座候以上

四日

八田仁契 几下

星 拜

安政二年か

〔六二〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

賤家東遷之跡にて大坂へ出候當所産物

眞田鎌原等の執政等参られ

吳服店之行き方につかへ候計り無之

夜前は御入來乍毎度美事之海鮮一尾御惠投被下痛入辱奉萬謝候不打算調理家内打寄賞味いづれも宜しく御禮申上度段申出候借は去る戌年賤家東遷之跡にて大坂へ出候當所産物尤も御宅にて一手と申には無之候へども荷元之事何とてか御役頭衆より達し御座候ひしかの様に被存候其節は何か書取渡り候義や又は口達かいづれにても其事有之候はゞ承度存候其後程もなく眞田鎌原等の執政等参られ候て産物等の事一切停めに相成其間にても多分之御不都合生じ候て惟其節御改革嚴重之儉約等にて吳服店の方はたと行きつかへ候計りに無之と申事は申度事に存候依て前條之次第承度候昨夜之御内話にて大主意相立萬死中に一活路を得候心地致し竊に先大慶候へども夫に付候ても道具に持出さ

れ候程の事は詳に致し度ものに御座候右一條一寸御答誨被下度候此段早々

二日

猶々先夕御示しの竹村氏より水井春日兩人への一通今に御手に有之候はゞ一寸御見せ被下度尤も直に御返し可申候以上

八 田 兄 御内覽後御火中

大 星

安政二年か

〔六一三〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

六借敷番人

山中より参り居候家來へ

（香雪は書家山内香雪木挽町に寓居せり）

昨宵は御過訪被下緩々獲拜晤致大慶候然ば岡野氏御出被下候事今日は例のちと六借敷番人にて候故夜陰も同じく差支可申候明夕は心易き者出居候開酉時後にすと御入被下自然番のもの何と申候はゞ山中より参り居候家來へ用向有之夫まで通り度と御申勝手口にて御案内被下候へば早速御目にかけて可申候昨夕御示及之草案之内某心得居候所と事實相違の義も有之いづれにも岡野氏へ面話に及び候方都合宜しかるべく存候に付此段得貴意候宜く御申通せられ可被下候儲は御所望の香雪差上申候尙御用に候はゞいつにても無御遠慮被仰

下候様奉存候先は夜前之御挨拶旁草々以上

十五日

大 星

八 田 令 友 文 几

安政二年か

〔六一四〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

五燈會元

一例之御宅之一條

御發憤御自身より

連日嚴寒貴家總じて御障も無御座候歟承度候然ば先達ては五燈會元色々御手数數を以て御取出し被下高庇にて一涉千萬辱奉感謝候則返壁御查入之上尙宜敷奉頼候かねて第二本不足之趣御廻し被下候砌得貴意候義に御座候所其後御取出しも不被下候へば是は元來缺本と被存候爲念如此に御座候將例之御宅之一條其後如何や水忠にも何と申候話有之候義歟近日恩大夫も歸藩と申よしに候へば今程は何か話も廻り候事と被察候然る處先方にて因循と致し沙汰無之候とも時分柄の事に付御發憤御自身より水忠迄也とも御打出し被成候方可然と相考候其大意は過日某より内々相贈り候手紙之廉々を以て是も内々掛御目候事も可有之もし又御入用に候はゞ候へば大抵御記憶草案も有之候開差上候ても宜候 是非共かの御歎願書に組落候様御談可被成候諺

にも虎穴に入らざれば虎子を得ずとも申候へば總て御勇猛に御取掛可被成候
あはれ某閑生に候はゞ御一臂の御助勢をば致し可申候をと乍序此義に及び申
候千萬心諒

十一日

大 星

八田賢友 御内覽後御火中

安政二年か

〔六一五〕 八田慎藏に贈る

至後一段之霜威御起居倍御無恙に御座候や然ば例之内書此程早速御送り申候
其節別紙に水忠縁家之事にも候へば夫へ也とも内諭致し呉られ候様申遣候何
か話も御座候ひしや如何御話御座候節寛延三莫太の御滞御断にて二十人御扶
持御戴御座候に寛保元に古金八百兩餘粉二千俵の御元利滞御所持之田地御年
貢にて二百九拾五俵宛御戴き候口と二口に嵯と孫左衛門様御書留にも有之候
所をよく御話し可被成候無利息六十箇年賦之事も内書中委しく申置候事に付
多分先方より歎願書等の題出で可申と考候此事御心得までに勿々以上

十五日

大 星

八田賢友

〔六一六〕 高田幾太に贈る

安政二年三
月二日
(編次を誤
れり)

園中の花に
對し

早春は御顧訪を蒙り久々に獲拜晤感喜之至に奉存候忽御手誨拜接忙手薫披
仕候先以暖和之時節御興居倍御綏安いらせられ候狀詳之浣慰不過之奉慶候儲
は不存寄御到來のよしを以て精製之佳菓御投惠被成下永晝眠を覺え候折柄別
して難有感謝不馨奉存候早速翠茗を淪し園中の花に對し精味を賞し可申候家
母豚兒に到るまでも宜しく御禮申上度段申出候將入御覽置候拙吟痛く御叱正
をも奉冀候所御過獎之上御擲返被成下深く慚悚仕候義に御座候一二高詠をも
御添被下候はん思召も被爲入候よし是は其内御手隙之節何分にも所仰に御座
候先者賜物の拜謝まで早略申上候以上

夜來の雨並
に此間の風

附白乍序申上候園中之櫻花僅ながら夜來の雨並に此間の風にて大に麗色を
減じ候へども猶遲きは苔み勝なるも候て稍見所も御座候御閑暇も御座候は

少しく觀を改め候事に候間

ば内々御一訪被成下まじきや此園中の爲望家より被囑候て手を入れ改正候所も有之少しく觀を改め候事に候間花の御座候内御目にかけて度奉存候今夕など如何可有御座候や御近邊に付御枉駕被成下候も餘り六ヶしくも有御座まじく奈何々々

高田 盟 臺 文 几

星 拜 復

安政三年正月五日か

〔六一七〕 立田樂水に贈る

小記一篇

新禧御同慶奉存候當年に相成候ても兎角猛寒に御座候闔府御揃倍御障も不被成御座歎奉候然ば客冬拜借の化石多日愛玩岑寂を慰し奉多謝候右完璧仕候に付認候小記一篇供電囑候手許藏書乏しく殊に物産に係り候ものにては何も無之候故記憶候まゝを認め候定て訛謬も可有之候宜く御斧正奉冀候將毎々色色の御無心申上恐入候が先年御文房中にて長方形に候ひしか便面形に候ひしか其所甚うる覺に御座候へごも白磁にて蓋に三孔が有之筆洗かと存じ候へばさながら筆洗にも無之又水滴にも候はずもしくは水筆を以揮灑候に臨み其内

安政三年正月六日か

〔六一八〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

に水を盛り筆を倒立して鋒毫を軟和し候ものにても軟など申高説御座候一品拜見仕候義御座候右御品只今も尙御藏中に御座候はゞ暫時御惠示奉願度少々存じ當り候義御座候に付乍序奉懇請候以上

五日

大星 拜 手

静山 先生 丈室

西洋戦争圖 卷

御投書拜見先以新禧御同慶奉存候如仰春來も兎角猛寒に御座候所連日愈御萬福被成御祝候條欣賀不過之候然ば政君にも藥御用ひ候以來御氣分も御爽快御腫物も大抵御平癒但御耳中少々御膿氣御座候との事又御頸筋玉様のものゝ事委細致承知候昨日頃より御會釋などの節御前額御痛み少しく衄血の御氣味も候よし是は愚考候所元來の御持病には無之全く此寒威故に御感冒御座候と被存候夫には鼻血の御出候至極宜く候藥は是までにて別に加減候に及ばず勿論少しく表發を助け候様に致料見差上申候將西洋戦争圖卷懸御目候様被仰下御

易き事に御座候則貴价に相附し候緩々御留置れ苦しからず候先は拜答まで草々以上

六日

義井賢兄几下

大星拜復

安政三年正月八日か

〔六一九〕 立田樂水に贈る

西洋人の墨斗の用に作り候もの

昨日は御誨答難有拜見仕候御借示奉願候御珍藏の一器賤价に御附與を蒙り奉多謝候則拜見仕候處是は清國製に紛れ無之候へども元來は西洋人の墨斗の用に作り候ものと被存候西洋諸國一般に用ひ候墨汁は定て御承知も可有御座候彼の沒食子の煎汁に綠礬を和し候ものにて此方常用の墨の如く用ひ候に臨み磨し候に及ばずかねてより液にて貯へ候ものに御座候此器上に蓋有之候は塵を防ぎ候爲め蓋に三孔有之候一つは墨を點じ候爲の用外の二つは鴛管を建て置候爲と被存候清國廣東の互市に西洋諸國多く入こみ候事に候へば其互市へ向け候爲に造り候品風と此方へ渡り候が偶御手に入候義と被存候近日洋文認

め其墨汁をも造り用ひ候節この御藏物の義存じ當り必ず夫なるべくと存候に付一寸拜見相願候所果して夫に相違無之奉存候右返壁仕候に就き愚考の次第申上候御器御查入奉冀候以上

八日

昨日状箱いたみ居候義被入御念蒙仰奉多謝候先頃愚僕取落し候て損させ候義に御座候必御放念可被成下候

靜山先生臺下

大星拜復

安政三年正月十三日か

〔六二〇〕 白井平左衛門に贈る

瑤簡拜見仕候如仰今日も又々不天氣に御座候處倍御清適奉拜慶候然ば被寄思召御美製之御重の内蒙御惠投千萬難有老母豚犬始め大喜宜しく御禮申上度段申出候儲又書肆より新刻の和蘭文範並に銃卒訓語御目にかけて候とて御示し御尋に御座候訓語は練卒の原本にて年數も千八百三十三年拙藏の本と同様のもの候へば令郎の御爲めに御調へ被差置可然奉存候文範はリュヂメンタと申

和蘭文範並に銃卒訓語

すものに候是も御座候て可宜尤も最初御讀習には常の文典の方御爲にはよく候此段御惠賜の拜謝迄草々申上候只今無餘儀細工ものに取かゝり候御使しはらく相待せ氣の毒に候此義御申譯迄如此に御座候餘は面紫に讓る

十三日

大 星 拜

樂山 盟 臺 机 下

〔六三二〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

安政三年正月十六日か

御使書拜接辱致莊誦候如仰春來屢々大雪にて剩寒も右に準じ料峭御座候處愈御清適被成御起居沃慰之至奉存候借御丁寧之御帑表を以て品々御取揃御惠贈被下感傷之劇不知所謝候何等之功勞も無之候て簡様預御配慮吳々痛入候御事に御座候乍然折角之思食に付一々辱拜受家内いづれも宜しく御禮申出候但政君御不例にて聊か藥劑差上候御謝儀とて被下候分は過當之義に付其儘拜受候事能はず是は完璧仕候御收被下候様奉冀候政君其後の御様子も不奉伺候定て御平善と奉存候御面部之御痛等如何の御容子にや御申分御座候はゞ無御遠慮

可被仰下候先は拜答迄草々如此御座候餘尙容面謝

十六日

猶々有合之粗品帑代まで御目にかけ候御一咲可被下候

義 井 仁 友 几 下

大 星

〔六三三〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

安政三年正月十七日か

昨曉の地震

拜見被仰下候如く餘寒兎角甚しく候處愈御多祥政君にも倍御順快と申御事沃慰不過之候昨曉之地震此邊はけく寅年冬の一震より強き方かとも存候程にて候ひし故御宅之邊などは如何やと氣遣ひ候所使のものに何事も無御座候よし被仰下致安心候ひき借政君御藥の事被仰下御容體御替り候事も無御座候との義則六貼差上申候もし是を御服しきり候頃に御腹内御不和或は尙御舌苔等御座候はゞ可被仰下候其心得にて解凝之劑上げ可申と存罷在候以上

十七日

義 井 兄 几 下

大 星

安政三年正月廿七日

〔六三三〕 山田兵衛に贈る

昨日は御細書辱拜見先以新禧愛度奉存候倍御無恙被成御揃御超歳慶賀不過之候儲又被寄思食御丁寧御目錄殊に品々銘々へも御贈被下感傷之至不知所謝奉存候御預置之絹素之事被仰下承知仕候心には有之候へども寒威に畏れ候て其後は筆をも下さず候ひき今日は少し暖にも候閒當春の拙詠を録し掛御目候残りは又其内に認め可申候將高調御録示感吟淺からず候草卒の御返し御一咲可被下候昨日之拜謝迄草々如此に御座候以上

當春の拙詠を録し

廿七日

返々品々之賜ものには甚痛入申候いづれも宜しく御禮申出候面白き本御借與被下候て兩鶴大よろこび致し申候母も好物の御禮よく申上候様にと申付候

(短冊)

さくさかぬころにとむなうめのはなはるのいたらぬやごだにやある

ひらき

(絹地)

(卷二和歌の部五頁参照)

日能毛東乃耶末登能久爾波、閑氣萬具母安也仁駕之許幾、閑見呂幾能、可美乃美餘々理、當可志羅春、阿末都非都幾遠、安面川知登、比都起東々毛耳、登保奈閑久、與呂都知安幾爾、數面呂幾乃、新幾萬春九爾東、多知武加布、惠美之可登毛遠、波幾々與女、牟介當悲良計天、安越九毛乃、堂奈飛久幾破美、志羅久毛能、武駕不數可幾里、具爾波良八、有末當天都羅爾、宇難破良者、布年美天都々氣、阿女乃志多、久爾都知可羅乎、毛遲川岐能、當々波之轉武登、於不計奈久、美遠母於毛破春、徒幾耳比爾、許々呂都久勢之遠、末我川比能、駕美乃志和散閑、遊九美知能、意具良毛安羅傳、美地萬氣爾、川萬都幾志都々、徒美遠斜幣、於悲天之阿禮登、以之己所八、萬路比毛須免連、久左許處波、難非幾母數奈禮、春面呂幾能、美可東乃堂女登、萬春良遠能、布利於許之天志、登古々呂者、以能知乃加幾理、意之乃故東、要也八末路破武、久斜能己登、要也盤那悲可無、安免都知能、於保美駕美堂、知志奈奴能、於本九爾美當末、登起志具耳、安末都見所羅由、阿萬加氣里、見處奈波之天與、和我志都已々呂、

平 啓

安政三年二月二日

〔六二四〕 竹村金吾に贈る

又冷返り迷惑仕候處御眠食何の御碍もいらせられず候歟奉伺候然ば今日ふと
たにざく入置き候筒取出し候處認め置候中に此一枚有之候是は過日差上候も
のと存候に殘居候は不審なる事に被存考候へば過日のは全く書損の方を差上
候に御座あるべく候甚愧入候義に御座候ひき何分是と御引替願上候乍序申上
候近日正誼老臺の昨年頃御認御座候と申を見候所うなる子のはなりのかみを
をぐしもてゆふやまざくらと申一首に御座候愚意には是は全く思食たがへら
れ候事の様に存せられ候いかにとなれば櫛もてゆふ髪ははなりにあらずはな
りのかみはくしもてゆふべからず一たび髪あげする時はうなるばなりとは申
されまじく候遠からずして老臺御上阪も候なご承り候かの邊にて御認めもの
なご候はんに箇様の所隨分御心を被用候様御序も候はゞ可然御傳語奉願度候
此間例の倉卒の口ずさみ御咲草までに録呈仕候以上

おなじくつみありてこもりをる人のもとよりひそかに

うなるばな

はるはきぬきみがそのふをはじめにてわぎへの梅もはなひらきてよ

と申おくりしかへし

咲くさかぬころにとむなうめの花

はるのいたらぬやどだにやある

ひらき

二日

大 星 拜

竹村先生臺下

〔六二五〕 山田兵衛に贈る

安政三年二月十六日

拜見頃日風霜御存問被下奉謝候老母はじめ皆健に御座候但某少々此寒氣に被
中申候乍去格別之事にも無之追々快方候閒幸に御放念可被下候然者洋書一本
御還し被下致落手候將過日御頼申候籌子出來に付御廻し選用候様被仰下不淺
感銘仕候過日御持參被下候分も御座候閒乍自由其内にて斑の無之候を留め餘
は近日安世迄差出し置度奉存候右御禮拜答旁草々以上

十六日

恪 二郎

安政三年二月廿日

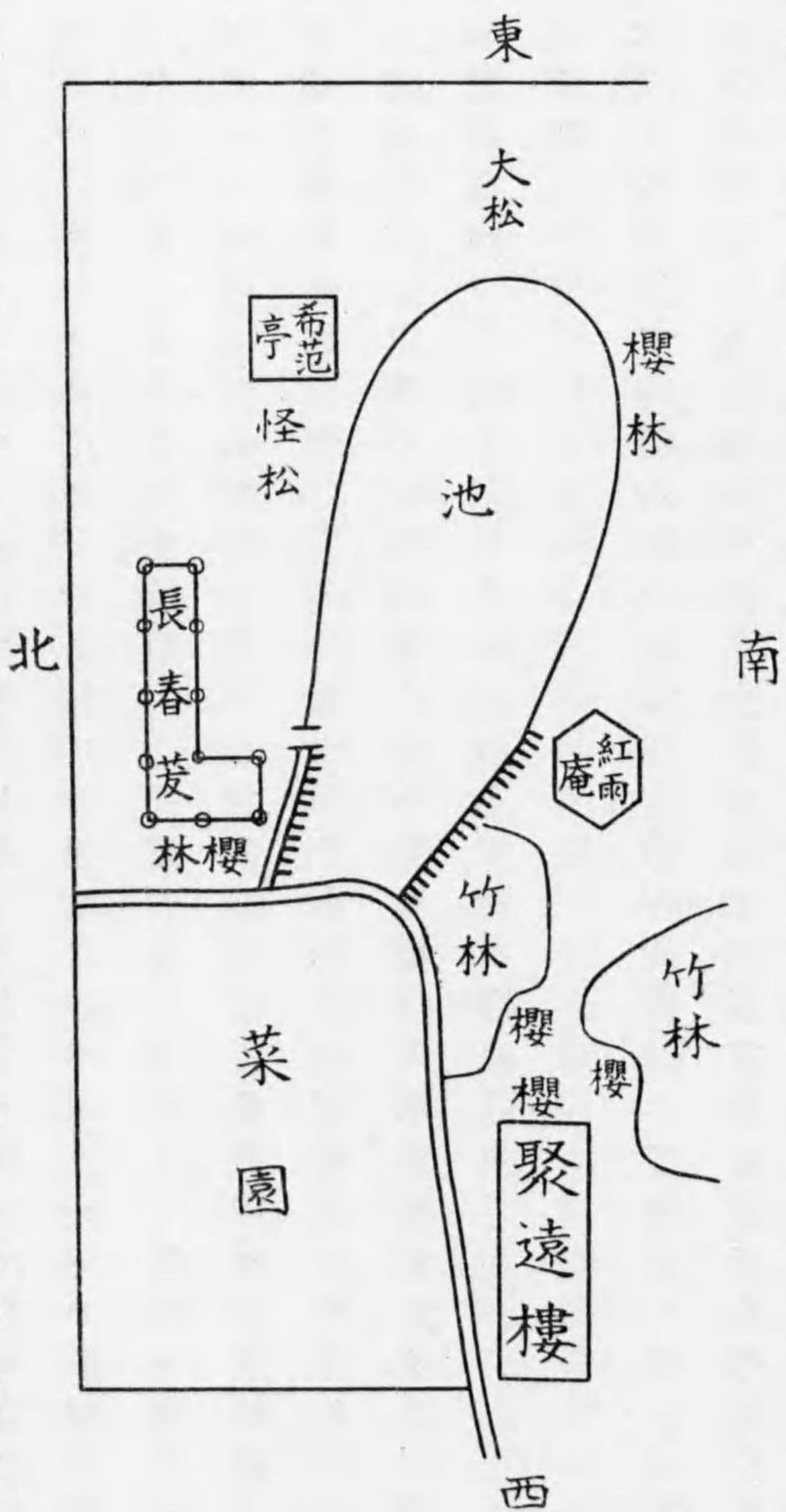
〔六二六〕 山寺源大夫に贈る

再啓申上候迄にも無之候へ共此紙御覽後御火中被下候様奉冀候以上

先夕は蒙御願訪緩々得拜晤數日の渴望を慰し且豚犬迄品々御投惠感喜之劇言謝不可盡奉存候然ば其節被仰下候樓頭よき程の所に牆を結び内外の辨をつけ柴戸様のものを造り開閉候様に有之度との望大夫の志と申義に付午夜中樓頭の様子御覽被下候所竹樹檐を拂ひ候體いづれの所に牆を結び候はん様も無之百聞一見に若すとて御感心御座候所其後篤と勘辨仕候へばその内外の辨を付け度と申事の起りは望大夫今春久々にて歸藩の事に候へばかねく賞愛され候古松泉石の模様をも早速見られ度候所あやにく某に借し置れ園中□□□も住居と一と續きに候へば公餘の遊觀にも我ものながら無遠慮に思はれ内外の締だに有之時には他の方の小門より園内を見回られ候に人言も有之まじくと被存付候ての事と被察候依て種々趣向仕候處左の略圖朱引の通に致し候得ば□□□左右より見候てけく風致を添候様にも可相成候へば夫にて内外の隔

望大夫今春久々にて歸藩

有之候へば大夫の來遊にも差支有之まじくと被存候御覽の通竹も茂り居候へば牆を以て其中を貫き候にも及び申間敷兩端をば竹



(本文に見ゆる朱引なるもの傳寫本に之なし)

林に倚せ候て空隙の地ばかりに牆を設け候はゞ可然と存候北の櫻林の西通り小流に沿ひ候所は昨年中も在邊より黄梅をもらひ候て生垣に致し候はゞ花時の目を悦ばしめ候のみに無之略菜園との別もつき候て可然と存じ其心構も仕

候所秋中厳しき御沙汰にて其れも廢し候事に御座候此度内外を界し候様にと申事に御座候はゞ此所は左様に被成候方始終面白かるべくと被存候左様相成候へば園中と住居との界は分明にて唯竹林中一徑を通じ候までに御座候是は苦しくも有之間敷歟もし夫までをも締つき候様にと申事に候はゞ小流の石橋を渡り竹林に入らんとする所に風韻有之候皮つきの木にて一衝門を設け候なごも可然候いづれにも大夫來遊に差支無之候様に仕度此義内々申上候正誼老臺の御引受も御座候との事に候へば盟臺よく御勘考被下候上にて宜しく御相談望大夫歸藩御座候以前に夫等の事行届き居候様仕度奉萬祈候先夕の拜謝旁如此に御座候家内いづれも宜しく御禮申上度段申出候已上

廿日

附白昨秋安世を以て御無心申上候洋墨其節貯置候分にて事足り拜借のみにて其儘仕まひ置返上延引仕恐惶不少被存候乍序奉完璧候御查入可被成下候謝々

懼堂老盟臺 案下

大星拜手

安政三年二月廿二日

〔六二七〕 山田兵衛に贈る

神戸市外 山田孝太郎氏藏

料紙不足に候はゞ無御遠慮被仰下候様奉存候蟻川も近日出立と申事に付何分少も早く御卒業被下度候

蟻川父親看病にて立歸

洋書を熟語にて巧に譯し読み候もの

蟻川逗留中僅かのもの度にかの付寫し置

日々風烈に御座候彌御障も無御座候耶近日蟻川父親看病にて立歸の所病氣も幸快方にて出勤此間屢此方へも見え申候四年來多勢世話有之候故かエキセルシチーは大に達者に相成悦存じ候事に御座候賢友へも御尋申度様に被申候が御逢候や如何や然ば此間同子話に近日江戸にて洋書を熟語にて巧に譯し読み候もの御座候と申事にて其熟語の譯書にても候かと尋ね候へば大阪緒方の塾にても江戸伊東の塾にても書拔候もの有之夫を一つに致候を此度も持參候と申事に付今日致無心借寄せ候所大に心得に成候事共も有之候依て蟻川逗留中僅かのものに付寫し置度と存じ候へ共某は御案内の通レツテル至て不得手に付無餘議御無心申候御手間費ながら雑と御寫し被下度奉希候大分不用に紙のあき居候所御座候が是は此様に致候に及ばずA之部終り候はゞ半枚なり四半

枚なりあけ其次の紙の頭よりBの部を寫し候様致度候何分宜しく御頼申候以上

廿二日

過日御目にかけて候はんと存候歌有之候ひき序にしるし電囑をけがし申候
春をまつやどのうめが枝うたかたも雪さへけなば咲きでなむかも

長歌も一首有之候認め候草稿有之候まゝ一同御目に懸け候御一咲可被下候以上

久々風邪

猶々過日被遣候御草本も久々風邪にて看書をも怠り候仕合故一覽も延引に及び候御諒恕可被下候

落庵賢友机下

大 星拜

だいしらす

しなのちはひなにはあれど、うらくはしやまにも、はるされば、はなさきを、り、秋づけば、もみちにはへり、そをめでて、のゆき山ゆき、あまつ日の、くる、もしらす、あそぶなる、ひともさはなり、しかれども、さすらふるみは、はるの野の、

はなもかざさず、あき山の、もみちをもみず、たらちねの、はゝのかふこの、まゆごもり、こもりてながく、としぞへにける

かへしうた

君がためたちはしりせむすべをなみあたらずはひのおいらくをしも

ひらき

安政三年二月廿四日か

〔六二八〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

明廿五夕藤岡も参り候間御早く御入來被下度

四五日暖光を覺え候處又冷かへて申候彌御佳勝に被成御起居候耶然ば過日御約束申候通明廿五夕藤岡も参り候間御早く御入來被下度奉待候尤も此節がら何の風情も無之唯ゆるく御物語被下度夫のみの義に御座候以上

廿四日

猶過日御來過の節は何よしの品被下辱乍序及御禮候以上

八田仁友足下

星

安政三年二月か

〔六二九〕 山寺源大夫に贈る

御墨教拜見仕候如仰今日は氣候も稍緩に候様覺候一雨も有之候はゞ春光にも相成可申候家父風邪の義御傳聞蒙御芳問難有奉謝候本より對したる事にも無之昨日は朝より大分快き容子にて候ひし處今少し溫覆も仕居り候へば今日頃は□□とも可仕候にあやにく色々の事にて再感を覺候様子候て今朝は只今に臥せり罷在候再感など申候ても格別の事にも無之候へ共往々悪性疫邪なども流行候時節に付き隨分用心加養仕候義に御座候間乍憚御過念被成下まじく候然ば新刻の和蘭文範御示及に御座候處是は原名リュヂメンターと申ものにて彼方にては初學致重寶候ものと被存候乍去此方にて新たに洋學を初め候者の爲には箕作生が刻し候て文典前編と題し候ガラムマチカと申ものゝ方便の様に存候其所以は此リュヂメンタの方には句讀を習ひ候はん所少く結句例のみを擧げ句讀を習ひ候に及ばぬ處多く有之候夫故に早く卒業に相成候ても素讀の力薄く候に付後編に及び候事進み却て手閒取れ候かと存候ガラムマチカ

リュヂメンター

有之候例のみにて授讀に及ばぬ所も有之候へ共授讀すべき葉數多く候に付ちと卒業には手閒取れ候様には候へども一部讀覺候間に功者つき候處出來候様に御座候非常の天賦にて一を聞き十を知程の人に候はゞいづれの優劣も有之まじく候へども世間の常材を以て東西異俗をかけ合せ論じ候へば此差別なきにあらずと奉存候令郎方の御爲に御備御座候御事に候はゞ同じくはガラムマチカの方に可被遊候價銀はいづれにても被仰候位に可有御座候御下問に付此段申上候箇様申上候時は龍種を以て常馬にたぐへ候様に恐入候へども授讀すべき葉數の多き方いづれに致し候ても其答多き様に被存候に付如此に御座候伏冀原鑒玉煙堂帖作者御尋に御座候やはり董玄宰と覺候其刻之年は戲鴻堂帖の後に御座候様に候

玉煙堂帖作者

三村子も近々來著と申事

ひたち帶御惠借

即日

附白過日はひたち帶御惠借難有奉存候さすがによく出來候て此人の不可復

見候事ますます不堪感愴候荆婦寫し置き可申と存候に付取かゝらせ申候返
璧此月末に及び可申候夫迄御寛貸奉願候是は家父より申上候義に御座候以
上

懼堂先生丈室

恪 拜復

安政三年三
月七日

〔六三〇〕 山寺源大夫に贈る

松代町 丸山熊男氏藏

園中分界の
事

暖翁手筆の
聚遠樓の扁
を掲げ申度

瑤函拜接忙手薫展仕候先以時下愈御健寧被爲涉欣慰之至奉存候賤家近況蒙御
存問毎度難有奉多謝候幸いつも相替候事無御座候間乍憚御放念可被成下候然
ば園中分界の事早速正誼老臺へも御相談被下候所愚考之通にて可然と申事の
よし然る所此間申上候後尙又反覆其模様取の處工夫仕候へば樓の東の方のは
此間申上候より稍西へ寄候方宜く被存候其所以は樓の東面中央へ暖翁手筆の
聚遠樓の扁を掲げ申度其爲には此間申上候如くにてはちと檐端邪魔に成り候
て全く見えかね申候稍内へ其牆を引入候へば其匾殘る所なく見え候て園中の
一景を添候様に相成候故左様致し候方致堂大夫の意にも更に相叶ひ可申と奉

庭師の豊吉

存候庭師の豊吉昨年も園中の事總て扱ひ候ものに付被仰渡被下候はゞ尙宜相
談可仕候

一風説書半下御借與被成下奉銘謝候前半をば則奉完趙候墨船も彌一隻下田へ
渡來候よししかし一隻のみにては例の風聞も有之候ひし一事にや又は左も無
之船かさだかならず候様被存候慥かなる模様御聞及ばれ候義も御座候はゞ其
内内密御報聞可被成下候萬奉冀置候

一華山の畫幅御示及圖の事御下問に御座候所隨分見かけ候事有之ものに候所
其題を忘れ候て不及是非候筆面白く相違も有之まじく御紙中の價にては先
廉品とも可申御藏弄御座候て可然奉存候墨は華品にては無之多分古梅園の製
と被存候其墨譜中試に御討索可被遊候二方の價悪からず候へども華品の思召
にては違ひ候間爲念申上候則返璧御査入可被成下候儲又何よりの兩品御惠賜
被成下殊に家父へ被下候は當地珍しき品にて別して難有早速晚來の下物に供
し可申吳々も宜しく御禮申上候界牆の義に付候ては近日又々御賁臨も可被成
下か左様に候へば尤も妙と奉存候同じくは櫻花の發き始め候頃に候と更に奇

昨年清明の節には餘程花も見え候所

絶と奉存候今日頃の様子にては尙五六日も過ぎ候はでは咲始め申まじく被存候昨年清明の節には餘程花も見え候所客冬雪深く寒烈に候ひし故か當年は十日餘も晩く候様に御座候何も其内拜顔之時と拜答まで草々申上候以上

七日

恪 拜復

懼堂老先生 臺下

安政三年三月九日か

霧崖慊堂

〔六三二〕 白井平左衛門に贈る

詩文は廢絶同様

御内書拜見先以愈御佳勝喜慰之至然ば霧崖慊堂兩幅御示及拜展仕候如仰霧崖面白出來と存候慊堂も疑もなきものに御座候六十九に候へば晩年に候夫故か書體老蒼出來宜く奉存候御草稿拜見一兩所愚見相認入候拙作の事御尋に御座候處舊冬より別して讀書のみに打かゝり候て詩文は廢絶同様に御座候尤も少々は有之候へども流義違ひの作に付他人には至て不分りに可有御座と奉存候其内の解し易きを録し掛御目候御一咲可被下候

春林昨夜雨 餘滋在園蔬 日出猶未曠 露華湛平鋪

錯落如列星 明圓似編珠 此形誰使然 能力非外駟

窺彼天體圓 始原將無殊 理妙無大小 不達竟焉如

草韻彙編の事魯録

草韻彙編の事過日も仰も御座候に付早速完璧可仕候所此節無人にて乍存延引仕候内又々蒙仰恐入候省魯録一同昨日直に尊使に相附し候多日拜借毎度益を得候て千萬難有奉謝候省魯録申までも無之候必ずしばらく御他見は被下まじく候知己を百歳の後に求め候心得にて録し置候ものに付其思召にて御獨覽可被下候昨日は難去餘事有之拜復に及びかね奉愧入候返上もの旁右申譯迄草々頓首

九日

大 星

子康 老友 臺下

〔六三三〕 立田樂水に贈る

安政三年三月十二日か

破家(北山)

膏雨一團の春意を顯はし候倍御綏和に御興居御座候御事と奉想像候然ば過日御内話申上候破家もの只今に病家をも碌々見舞不申不快にも無之起居飲食平

書簡 聚遠樓時代 (六三三) 立田樂水宛

安世を指す
もの只今に
病家をも碌
々見舞不申

日に替り候事も無御座候所結髪候様申候ても結髪も仕らずもすの巢の様なる
體と申事如何なる所存か杖々解しかね候義に御座候定めて一二應は其志の程
をも御推問被成下候義と奉存候尊意に於ては如何被思食被下候御事や御書中
にて也共御誨示被成下度奉願候至禱

十二日

附啓過日家父御來診御斷にて御光訪被成下候御事に候へば其續きにて御枉
趾を蒙り候には此方より申立候にも不及其御方にて御手数被成下にも及ば
ざる事と奉存候其子細は病の義は毎日御見舞不被下候ては叶はぬも可有之
又は朝夕御覽不被下候ては濟まぬも候べく候へば其時双方にて斷りを申候
事にては大に差支候筋と奉存候依て其始に申立致し候はゞ其快方の斷申候
迄は幾度御招き申上候ても苦しからぬ道理と被存候然る所此間御誨答之趣
にては左様にも無之様に御座候が是は御序を以て御重役衆へかく無之候て
は差支に成候譯を御演説被成置被下度是又奉萬冀候若猶故障の筋も御座候
はゞ親類共より申立も仕らせべくと奉存候就ては本文奉願候次第萬一御書

安政三年三
月十五日か

此畫百合女
史(松代恩
田氏の女
蔭と號す
畫師山田
實の門人
に囁し度
もらひ度

潤筆も相
當御座候
は知に御
座候

西施の面
貌總て此
幅の通

中にて御示誨も難被成下筋も御座候はゞ御病用之御序家父御來診之趣にて
御訪問被成下候様仕度奉懇請候以上

靜山老先生 丈室伏乞密覽

恪 再拜

〔六三三〕 立田樂水に贈る

けしからず冷氣に御座候尊體倍御恙も不被成御座候歟然ば此畫百合女史に囁
し寫しもらひ度かご存候所此節柄外に手寄無之依て恐入候へども御座右へ相
願置候絹地も彼方に常用之品有之事や又は此方より差出し候が宜く候はゞ是
より上げ候様致し可申但是に應じ候わく所持仕らず是は多分彼方に相應致し
候が可有御座候且潤筆も相當の振合御承知に御座候はゞ御示誨奉願度もし御
不安心にも候はゞ内々苦しからぬ様に御聞つくるひ蒙仰候様に仕度奉萬祈候
乍御煩聒何分も宜く御周旋被成下度奉冀候以上

望

猶々西施の面貌鬢髮總て此幅の通と申望にて御座候其所も御含可然御頼被

下度奉希候

大星拜手

静山先生丹房下

安政三年三月十六日

〔六三四〕 依田甚兵衛に贈る

松代町 山口勇雄氏藏

附白津田の一通返還御收可被成下候以上

三月九日付の御手筆伴之助より落手拜見仕候先以御興居御平康慶賀之至奉存候然ば津田よりの返しもの御届被成下難有奉謝候同人手紙も御廻し致一見候所義理の分らぬ認め方と存じ申候恪二郎名前の文通出来ぬ譯も有之まじく又表向たごひ出来ぬ筋候とも事には内密と申次第も有之況や恪二郎に於て返書被越候とて何の仔細も有之まじき事と存候又夫程内々にても返書しかね候程の義に候はゞ昨冬の送りものをばなせ受取られ候事にて候や送りものを受候は苦しからず返事はしかね候夫様の無理窟なる事あるまじき事と存候津田はも少し義理の分る人と存じ候所存外の事にて候乍去是等の義先方へ被仰被下

御臺場へ續
御出張御様子
御座候御苦勞

候には及び申さず只ちとあきれ候故御返事がてら貴君迄申上候事に御座候先は拜復迄早々申上候御臺場へ續て御出張御座候御様子御苦勞奉察上候時候も免角不順其表も同様冷氣と伴之助よりも承候御自玉專一と奉存候以上

三月十六日

修理

甚兵衛様

猶々政君へも宜しく御致聲可被成下候以上

象山静山筆問答

安政三年三月十七日

〔六三五〕 立田樂水に贈る

此兩三日漸春光に相成候様奉存候御寢食愈御萬福と奉想像候然ば毎度御無心恐入候得共例の大筆暫時御惠借被成下度奉懇願候御允愈之上此者に御附與を蒙候はゞ尤以感銘之至可奉存候頓首

十七日

大星拜

靜山先生 几下

靜山より象山へ

華翰拜見仕候如命春光相催候處御琴書日々御得も不被爲入欣躍奉存候然ば例之大筆御用之由容易之御義則差上申候噫昔は外出罷在候て御即答不申上恐入奉存候將又小生義も先日より一寸罷出申上度義御座候て既に望執政君へも御内々御話仕尤病用之趣に申立致し可罷出奉存罷在候處小生義も流行之風魔に被襲漸近日外出も仕候仕合之處玄道義も散々風邪にて平臥罷在小生一人にて孜々罷在未だ相果し不申は別義にても無御座先日晴山少々内話相託候義御座候尤同人委細申上候由に御座候得ば小生罷出申上候譯にも無御座候得共退て相考候へば知て告ざるは忠に非ずと申候得ば何れ御内話と奉存候て延々相成候尙近日罷出御内話も可申上候夫に付大筆御用之由差上候得共唯先生御閑時之御慰に御揮灑御座候は固より勿論に候得共御認物萬一外へ御出し又は被御頼物等御認杯と申義にも御座候はゞ何卒私罷出候迄御見合せ相願度奉存候申上候迄も無御座候得共此節先生之御敬慎は先生御一人之御爲計にて無御座候先生之御敬慎宜敷御座候得ば即君公之被仰付方御宜御譯柄に相當り乍失禮先生之御不敬慎は君公之被仰付方御行届不被遊

先生之御敬慎は

大筆御用の由

晴山少々内話相託

忠孝共先生中之御方寸之

九二見龍之時を御待被成候様仕度

近頃之金魚賣杯も油斷相成不申

候御譯柄と可相成奉存候且天命無餘義事には御座候得共御敬慎宜く早く御廣く御成被成候得ば御先祖様への御孝道にも可相成候得ば忠孝共先生之御方寸之中に可有御座奉存候箇様申し上候ては彼釋迦に心經とやらに御座候得共此所を知て告ざるは忠にあらずと申場にも可有之奉存候に付申上候大筆も蒙命候て不差上候得ば交友之道を失し御認物萬一外へ御出し被成候様之事御座候へば先生之御不敬慎を於小生も相助申候譯にて友誼を失候事と奉存候友は以て仁を輔くと申候得共大筆を高意に任せ机下に呈候て先生之德義を輔る事能はざるは小生拙陋之才之致す處と深く背汗仕候是を以て小生先生之爲に敢て願候は何卒初九之位を御守被成候て九二見龍之時を御待被成候様仕度奉存候潜龍之動候は妄動にて必以禍を相招候義と奉存候御敬慎深く御座候得ば必無異閑寂にて御聲名外へ走候義は無御座候此節探索人兩途より出居候と申事傳聞仕近頃之金魚賣杯も油斷相成不申候於是小生は此節先生之御聲譽世間に相響き候を甚以て忌諱奉存候右故大書等御認物外へ出候義を深く相厭ひ候義に御座候少々は高意にも斯く申上候拙語を友誼之寸志共被思召被下候へば實以泰山も猶卑く滄海も猶淺くと難有奉存候書は不盡言餘は拜顔可申上候以上

三月十八日

操 拜復

象山先生 帳前

〔六三六〕 再び樂水に贈る

安政三年三月十八日
其の一

昨日奉懇願候大筆御惠借被成下候に付縷々御深切之御誨教千萬感銘不知所謝奉存候認もの等の事三村も過日被申吳候事も候旁小弟は先一切相止候義に御座候昨日の拜借もの願ひ候譯は小弟はつまらぬ事と申候得ども老母何か心願の願ばたし致し候に付小さな幟を豚犬に認めさせ愛宕の社に收め申度と申事幟身も手縫ひに仕先達てより認めさせ候様申候得共餘寒も強く候故迷惑の趣申居候所兩三日此暖光を得候て是非とも認めさせ候様責め候義好み候はぬ義ながら其意にも垂き難く拜借ものを願ひ候事に御座候豚犬の義に付此節柄とは申候得共年月だにも認め不申候はゞ殊に一と幅ものゝ小物には有之子細も有御座まじきかに存じ候義に御座候乍然御懇切に蒙御耳提候義に付夫等の願末をも申上尙其可否之所高意奉伺候夫等迎も然るまじき事に蒙仰候へば其

事母へも申聞せ候て見合せに致させ可申奉存候思召之所無御伏藏蒙仰度奉萬冀候御誨教之拜謝旁如此に御座候以上

十八日

大星 拜復

靜山先生 臺下

令郎御感冒にて御平臥のよし散々に奉存候何も御對し被成候御事には有御座開敷候得共千萬御保養所望御座候以上

靜山より象山へ

御再翰拜見仕候愚意申上候義も御海容被成下候段降心仕候且御北堂様御心願に付云々蒙仰尙又愚存も可申上旨恐入候仕合に奉存候折角蒙命候義につき肺肝吐露仕候扱令郎君之御所爲に御座候へば苦敷も有御座開敷哉には奉存候得共愚意にては御全家様先生に隸候義に御座候て此節御外出も御慎被爲在候位之處に御座候へば如何のものに可有御座や私にては先御見合御座候て御北堂様御誠心にて御祈念御座候はゞ神受も可有之奉存候世間にて神は非禮を不受と申候へば禁を犯候て幟を御納め被成候形に御座候得ば却て神受も如何可有之や御北堂様御誠心を以て御祈念御座候て御心願御成就且

先生も御廣く御成被成候上にて幟御納め御座候はゞ世間にても誰以味を入候ものも有之閒敷と奉存候御取捨は高意の儘に御座候得共於私は御見合相願度事に奉存候愚意御尋問に付無伏藏存候儘を申上候以上

三月十八日

象山先生 帳前

操 拜復

〔六三七〕 三たび樂水に贈る

御再教難有拜見仕候高意いかにも御尤奉存候依て其次第申聞かせ見合に致させ可申と奉存候就ては拜借の御品返上仕候御查入奉冀候御懇情之次第吳々も奉萬謝候以上

十八日

大星拜手

静山先生 臺下

静山より象山へ

再三之貴書拜見仕候愚意申上候處御取用も被成下候段萬々難有扱御海量之程奉敬服候世間にては御父子様之差別も不辨唯佐久間様と取はやし候得ば

安政三年三月十八日
其の二

實以先生之御名譽之相響き候譯合にて心痛に御座候處御見合と相成候得ば瓜田李下之疑も御免れ被成候事萬全之義と萬々大喜不過之奉存候筆二握御返却被成下儘に落手仕候何れ近日罷出候節萬々可申上候且御帽子還消仕候以上

三月十八日

象山先生 張前

操 拜復

安政三年三月廿二日

〔六三八〕 勝麟太郎に贈る

正月廿七日之御手誨相達し拜見仕候先以尊體倍御無恙にて數多の學術御勵精御座候て追々日新之御效驗も相顯はれ候御便承り喜躍無量奉敬慶候然る所御出かけ海上御危難の事初て承知仕驚愕不啻しかかゝる大危厄を御免被遊候事御福分厚きの致す所いはゆる吉人天佑と萬々奉賀候右に付候ても益々御鞭策を被加天下の御爲第一等の御功業の相建ち候様奉遙祝候外他事無御座候洋匠と言語不通にて通事を経候の上ならでは何事も十分に參らす候との御事いかさま左様にも可有之隔靴搔癢の御歎息誠に御尤も至極奉存候しかし崎港御

著以來日子を數へ候へば厘々の事に御座候處今少し御修業御座候はゞ御通辯も可也御出來可被成この御事全く晝夜御刻苦故とは申ながらいかにも御果敢の參り候御事と敬嘆少からず奉存候御自由に御通辯も御出來被成候様に御進歩被成御座候はゞ何事も破竹の御勢に至り可申候へば其所申迄も無御座候へ共隨分御心を被爲用候様奉祈候航海術悉數學のみウキスキユンデ開け不申候ては叶ひ不申候この事御尤に奉存候此事は僕に於ても兼て左様存じ候事にて一昨年獄中にて致腹稿脱繫後淨録候一卷元來省譽の餘に成り候もの故に省譽録と名づけ候其内にもウキスキユンデに係り候一條有之候被仰下候所に符合候に付爰に抄出掛御目候

ウキスキユンデ(詳證術)

(卷一省譽錄九頁參照)

詳證術萬學之基本也泰西發明此術兵略亦大進與往時夙別所謂下學而上達也孫子兵法度量數稱勝亦其術也然漢與我有孫子以來莫不誦習而講說而其兵法依然如舊不得與泰西比肩是無他座於無下學之功也今真欲脩飾武備非先興此學不可』教頭人物も宜く本國にてもスコールの教授致し居候人のよし定てナチュールキュンデなどにも長じ候人に可有御座候あはれ其人に出逢候事も候はゞ斯學に就

き是まで貯候疑議をも質正候はん者をと神飛候義に御座候御承知のソムメルなども高價三十餘萬錢を以て取入れ候へども追々涉獵候へば畢竟フォルクスブックの大なる者にてホーゲスコールの者にては無御座候此節ホーゲスコールにて用ひ候ナチュールキュンデの最も有名な書何と申もの有之候や其名のみにても御序に御尋ね置可被成下候先頃洋書の事順子よりも相伺はせ候御手寄にては手易く手に入り可申歟ケレーネオールロフ ゲフエクツレール ストラテデー アルチルレリーのニーウエのものカハレリーのエキセルンチー レグレメン ト タクチーキも何ぞニーウエにて評判宜しき者御座候はゞ便間乍御手数其價も御報聞願上候日々御出會の士官の内戦争に出で候人も候よしいづれも無造作にて見識ふり候事など無之乍去號令はよく行届き候て總て知れ渡り候事と雖も號令官の命無之候ては自儘に致し不申候この事軍中の禮いかにも左様無之候ては叶はぬ事と被仰下候にて益々感心候義に御座候貢獻の蒸氣船に御駕し運用御稽古ながら海上六十里も御乗出し御座候處装置器械廻轉絶妙と被仰越健美に堪へず奉存候如仰ウエルトイグキュンデ致長進諸器械のマーケラー

ルに富み候はでは航海の術は別して行つかへ可申殊に鐵の扱ひ普通に開け候て此普通と申所に廊廟にても御目鐵艦に至るまでも製作の行届き候様に無之候てはを被附候様致度もものに御座候算多とは終に申されまじく候火礮の術も追々少し宛は開け候様に候へども元來火藥は礮のブルードにて候所火藥の製作を彼邦の通に致し夫より礮の事に及び候はんと申料見の人絶て無之嘆息の事に御座候此製作是迄の如く苟且の事にてはいか様礮器備り候ても海陸ともに軍を出し候事は出來不申候崎港にはプレットモーレンの既に獻貢の記に上りたるが有之候趣兼て承居候何とぞ是をば御力にて江戸表迄御上せに相成り火藥よりして彼邦の通りに相成候様企望候義に御座候歩兵の練法此節のも是迄のエキセルシチーレグレメント書中の法と大同小異のよし裝藥も八段に致しフリーヂーをフアールヂフの時アモルセーレン候との事被仰下得新聞千萬奉多謝候左候へば寅年春彌利堅人の致し候手續と一致と被存候擊發銃にてはいかさま便利なる様に御座候定て是もエキセルシチーの書可有之候ラードトゲウエールとフークトフアールヂフの所レグレメント中一寸御抄出御送下奉願候フークトフアールヂフは此迄

と違ひ銃口を前の方へ向け銃を少し斜に致し申さず候ては叶はざる様に被存候彌利堅人も左様致し候と覺え候乍去睨と致したる定式相同度奉冀候バスの法細かに足早に成り候様被仰下候へども是はバタイロンスコール中にも見え候通りバスのレングテマートテイドマート體に成り候上の事にて別してタクチーキ中などにはエキセルシチーの常則より餘程早く成り候趣も見え候へば洋人隊伍を立て候上にて歩法早めに候とてレグレメントの常則まで早く成り候とは難申様奉存候早く致候はいつにても早く成申候一分時七十六歩一步の長さレイン尺二尺に踏み候と申事けく甚難き様に御座候此難き所をレクリュートには勉めて刻苦致させ不申候てはバタイロン以上の大陣を布き運動候節に大いなる差支出來り可申と被存候併し夫とも近來其レグレメントの法迄早く相成一分時に何ほどと申定則御座候義に候はゞ是又御垂示奉希候海上の戦法定めてタクチーキ様の者可有之候舶を以ての陣の布き方許多之法御座候はんと被存候海上にもゴロートゲフエクトケレイネアールロフの差別も御座候義歟其書も澤山可有御座候何等の書名御承知に御座候や是又便聞御垂示奉懇候

舊冬は都下も大地震

借如仰舊冬は都下も大地震にて近年御多事の際別して恐入候御事に奉存候最
初傳聞赤坂御宅の義も奉氣遣内々飛脚差立相伺候處北堂君御始御別條も不被
爲在降心仕候義に御座候御港著後とくに呈書も仕度候所蒙御承知候通去秋中
文通等懇意の向たりとも決して仕るまじき趣御沙汰を蒙り候て勿論其以前と
雖も賤名を以て文通候所は無之候へ共無餘議用向等有之又音問を受け候所は
恪兒の代筆致し差出し候のみに御座候雖然其御沙汰以後は夫も見合候て一切
昏筆を執り候義無御座候勿論親戚の間は別事には候へども夫も見合候様家老
ごもなごより厳しく申達し候故不本意に御疎音申上毎度順子を以て申譯仕候
義に御座候乍去此度の御手誨中御危難之事相伺候へば再び人間へ御出有御座
まじくごまで被思召候所幸に御免れ御手書をも拜し候義に付實芽出度奉存候
故例を破るごて極密右御悦迄此書相認候義に御座候其御思召にて御祕し可被
成下候此間にて風聞候に暫く御不快に被成御座候と承り早速順子に相伺はせ
候御手誨中其御様子も無御座候へば全くの虚傳か乍然風土も違ひ候義に付萬
端御心を被用御保慎に不可過奉存候餘は後音可申上拜答旁如此御座候以上

三月廿二日

大星 拜復

勝 君 臺下

附啓先便順子よりも申上此書中にも認め候洋書の事何分御合可被成下候外

に

ダラーグバールレバロメートル

テアルメートルに付き候へば更に妙

オリタント

オロ、チーのフェール一

別に

テルモメートル

表はセラウシウスにてもハイレンヘイトにてもセルシウスにても何れにても宜しく候

右價金何ほど計にて手に入可申や乍御面倒御誨示奉願候

一 デッケルのタクチーキを辯駁候書有之候よしにも承候是は何と申書にて
何冊有之其論當り候や否御序に教師へ御質問被下度候屏居以來タクチーキ
は藏本デッケルのみに付かの二巻を把ては序に是も奉候候此書も第三もドイツ原本
候事や是又御尋ねの義奉願候 精讀仕候所愚意などにも聊か肯かね候事なきにしもあらず乍
然此術に至り候ては其運用の妙畢竟其人に存する事に候へば其人にして用

運用の妙畢竟其人に存する事

(此の手簡に對する勝より返書に四六八頁に出づ)

ひ候はゞデッケルの一書にても其用餘ある義又其人に無之候はゞ何程の奇書何十部有之候とも又徒然なるべく候乍去讀候書好書に候へば夫丈けの益は御座候様に存候に付好書はほしき者に御座候是亦何分御合可被成下候以上

安政三年三月廿四日

〔六三九〕 山田兵衛に贈る

神戸市外 山田孝太郎氏藏

歩騎を合せ候大陣を取

久々御安否も承らず候専ら開花之時節に相成候へども免角不揃之氣候殊に日日の烈風人意に快からず候御屏居中何の御碍も無御座候歟御家内様にも總じて御安好御興居御座候御事や御學况其後何似此節何等の事に御取掛り御出候や承度候某も人の出入厳しく成候以來は是も難得の好時節と存候て餘勢之閑事業をば一切相止め晝夜意を專にして讀書のみに打掛り申候今春に成候てもかのデッケルのタクチーキ兩帙も卒業此節又再遍を始め初帙の中半まで濟せ申候大に力を得候事も有之みづから喜居候事に御座候宋の陳希夷先生之語に落便宜是得便宜と申事有之候誠に名言と存じ候賢友も此節の御落便宜を以て終の御得便宜に被成候様所祈に御座候然ば歩騎を合せ候大陣を取立て見度候

立て見度候

處例の御手数數に相成候算木のみにては事を略し候ても猶ちと不足にて候依て近來御無心に御座候が黒染に被成候分三十二本整御惠借被下度希候此ものに御附し被下候はゞ尤以可辱候右拜懇之爲草々以上

廿四日

猶々此品乍些少只今到來にまかせ御目にかけて候御咲留可被下候以上

山田賢友足下

大 星拜

〔六四〇〕 山田兵衛に贈る

神戸市外 山田孝太郎氏藏

安政三年三月廿五日

昨日は得御細答時下御康寧之狀詳悉沃慰の至奉存候御無心中上候籌子御借與被下感銘不少但し御借與被下をば騎隊として用ひ申度候へば同じくは御染め候方に御取替被下候へば尤も妙と奉存候依て昨日の三十二本致完璧候乍御面倒御引替被下度候借詩を御作り習ひ候はんこの事に候はゞ唐詩正聲を御熟讀古今詩取合せ二三百篇御誦誦可被成夫も初めより誦記を求めずゆるくゝと遍數を重ねて御吟誦候間に自然と覺えのつき候て誦誦被成候事之御出來候様に

詩を御作り習ひ候はんとの事に候はゞ

被成候方宜しく候二三篇御誦誦候間には自然と其風調並に文字のはたらきをも御悟り候所可有之其御悟り候所をたねに被成候て御自作に御かゝり候様に可被成候古人の詩を記する事少く悟る所なくしていたづらに多作候はつまらぬ事に候古人の詩を誦し候間には自分にて作り見度念を生じ候ものにて候所夫を押へて作らずに居候へばますく作り度思ひ候の念を起し候へばやむを得ざる時に及で筆を下し候へば長短篇思ひのまゝに調ひ可申是詩を習ひ候の妙訣にて候御試可被成候以上

廿五日

大 星 拜

山田賢契 几下

〔六四二〕 山田兵衛に贈る

神戸市外 山田孝太郎氏藏

安政三年三月廿七日

横笛譜に太鼓の裏拍子まで御附置

花時連晴御同意奉存候借此程は御無心申候黒算御借與被下不淺辱奉謝候暫御寛貸被下度候將又御無心御座候横笛譜に太鼓の裏拍子まで御附置候が御座右に御座候はゞ一寸御惠借被下度候もし又太鼓の譜計り御寫し候が御座候はゞ

夫にても宜しく候以上

廿七日

大 星

山 田 兄 足 下

安政三年四月十六日

〔六四二〕 山田兵衛に贈る

昨年も當年もさき始め候より残花に及び候迄は凡廿日ばかり

洛神賦

御手誨拜見如仰追日夏色相催候處御屏居中愈御碍も無御座沃慰此事に御座候爰許之事預御存問毎度辱奉謝候不相替いづれも頑健罷在候間幸御放念可被下候高想の通園櫻も最早散過ぎ申候乍去昨年も當年もさき始め候より残花に及び候迄は大凡廿日ばかりに御座候夫故に或は風或は月其變態も亦限りなく候を俗紛の纏も無之飽まで賞觀候事は又人間の清福と獨喜候事に御座候御一啖可被下候借又被寄思食御手製之艾糕御惠投被下嗜好之品別して辱奉銘謝候乍憚兩尊前へも可然御致謝被下度候洛神賦之事御尋に候全篇は文選中に有之候獻之のも定てはじめは其全篇にて可有之候所今世傳り候は皆其殘缺にて可惜事に御座候將過日は太鼓之譜御借與被下奉謝候則乍序返壁御收納可被下候先

は賜もの、御禮答のみ草々頓首

十六日

落庵 兄 几下

星

安政三年四月

〔六四三〕 村上誠之丞に贈る

久布御音耗も無御座候此地とても四林新緑追々夏色に相成申候其表は定て薄暑を催し候程に可有之と存候御家内總じて御障も無御座候歟爰許不相變無事に候間幸御放念可被下候浦町にても至極御安健のよし御安心可被成候借正月
中陣學號令手註致送上候以後一向御便無之候に付無心許其後一封差出候所其御返報も無御座候いかなる事かと心頭に掛り候故又々御安否承度旁得貴意候事に御座候陣學號令書注し上げ候は正月下旬蟻川舍弟出府之節に候其後一封差出し候は三月初にても候ひしかと存候陣學號令未だ御手に入らず候はゞ蟻川の方御詮議可被下候廣右衛門と申飛脚出府の節も一書差出し候是も蟻川へ頼置候よしに御座候御返事は此以後總て外へ御出し被下候より浦町への御狀

安世義も屢不埒の筋有之

庄三郎と申鐵砲師の弟子

中御封じこみ被遣被下候方に被成可被下候安世義も屢不埒の筋有之最夫等の事に依てには候へども春來も引籠り居り此方へ出入も其以來出來かね候次第にて心術も甚宜しからぬ事ども有之候間某方への御狀同人名前にて御出し被下候事暫く御見合可被下候將又其後の書中にも認め候通此間御あつらへの洋銃の義も同じくは去年荷蘭獻上の形に被成候方可然其表にて右圖面御仕立御送御座候はゞいか様にも出來はか取候様致し方有之候と存候先年此地にて致世話候庄三郎と申鐵砲師の弟子に致し候者其表へも暫出居諸方あるき修業候て去冬の地震にて命をひろひ此方へ罷歸り候者近日家業始め候に就ては用向申付られ度とて手見せの品持參候右のものにても某口授候て造らせ候はゞ可也行届き可申存候數挺の事に付手を御分け候て御申越し候はゞ早く埒あき可申と存候御序に西山の方へも其事御申遣し被成可然候安世事は此方出入も出來難き次第に付夫等の事被仰遣候も先御無用に被成候方と存じ候事に御座候段々不埒の筋有之免ても家名相續之事無覺束存じ候より當人は隠居いたさせ藤三郎家督に致し候か又は上向次第醫者の家に付家業出來候者に無之候ては

家督に相成かね候様子に候へば無餘義他より養子にても致し候はねば叶ひ不
 申其仕議に候間此方への御書狀等も同人名にては御見合被下度と申に御座候
 此書届き次第是迄の一二書御落手の有無乍御手数數貴報被下度候近日島津より
 も内書有之候所其表大陣演習も候所大分無規則不出來の趣申來り候いかなる
 次第歟委しく承度ものに御座候川勝殿も教授方へ出役と申事も一寸見え候是
 もいかなる筋にて候や是又御承知だけの事御聞かせ可被下候長崎へも異船渡
 來天草島へも上陸候なご風聞有之候是又被及御聞候事密々御報聞被下度候先
 草々申縮候時氣折角御保護所祈に御座候以上

村上友弟 足下

大 星

(島津は砲
術の門弟
津文三郎)

(川勝は砲
術の門弟
勝丹波守)

勝麟太郎より先生に贈る

安政三年
五月六日

(此の
手簡は
六三
八號
に對
する
返書
なれ
ども
年々
代順
に挿
入し
た

先達は寸楮拜呈仕候處御懇篤の御返書被成下拜讀先以追日薄暑相催候所益
 御清祥被成御座重々奉賀候從是は多忙に取紛毎々御無音不本意之至御座候
 傳習之學術も兎角存候程果行不申右故未だ歸府之處も駈と相知不申候得共
 一と渡りは見通も相附候上は實地之處研究いたし候様相成候はゞ箇成航海

詳證術之御
說難有一々
御尤至極々

も相出來可申哉何分蘭書讀候者少く候間誤傳多くこれには困り申候學科之
 内にては數學は天文方之者兩人スチュールキント丈け之處は會得仕候元來彼
 の算と申者も極之處我との差別格別に違ひ候ものにも無之事故算學出來候
 者は會得早く參り申候義に御座候小子輩無算之者は算より入候事にて甚困
 難に御座候此節大方は覺申候何分困難致し候程面白無之事に御座候詳證術
 之御說難有一々御尤至極と奉存候
 教頭へ此節は築城之事承り申候兎角能き書籍無御座候由にてはきといたし
 候事も無之乍去隨分新聞も御座候事に候ソムメルの事承り申候ひしが別段
 これぞと申ものも心得不申赴に御座候同人はシケイナチュールの學は左のみ
 得意之様子には無之此二學は在留之外科ハン、デル、ブルックと申者博覽に御座
 候少々承り度と存候へども他の學術に相連れ暇無之其上隨意に出會と申譯
 にも參難き意味合にて困り申候これ等はいまだ頑成る事多一時にゆるまり
 申といふ場合に到り難くまた其上蘭人共之うちにも嫌忌甚敷有之中には可
 笑事共多く彼邦學校に向き入塾等いたし候様成り不申候ては何事も早くひ
 らけ候事には參り難く哉と此節に到り歎息之事共多く御座候
 過日も蘭書之事被仰下畏り候書物は兎角拂底私など此地にて拜借いたし居

候分なども此節にいたり江戸へ御取戻し相成困り申候蘭人共も書をかし候は兎角嫌ひ申候其上格別之ものも所持不致書には甚差支居申候當秋の入津を相待居申候此時に至り候はゞ少は被得可申其節迄御待可被下候必らず心掛何ぞ取入差出可申御注文之書は如何哉澤山齋候とは申候へ共多く江戸へ御引上に相成可申事哉と相考居候

土地に残り居候もの無益之書而已諸侯達譯官町年寄杯に出入之者有之候故右へ手を入れ置宜敷ものはいづ方へか失ひ申候稀に右をもれ候ものは高價江戸之二三倍に至り申候

鐵の扱ひ

鐵の扱ひ普通に開け不申候てはと申御説御尤之御義既に昨年ホークラーへン取寄不申候ては叶ひ難き事といふ説被行御説に相成申候當秋は多分参り不申候御説之フレットモーレンも韭山へ相廻り□行違一見不仕残念之事に御座候是も數御取寄に相成候様いたし度と頻申出置候

レグレメントエキセルシチー之ニールなるもの蘭人は持居候哉一向見せ不申大方は是迄之書にて教へ申候其内マリネ之エキセルシチー之書有之右之内二ヶ條抄録差上申候陸にては矢張パトリーヘフリーチーを結付置申候事と申聞候しかしながら多分此節はマリネ一同に相成居可申と蘭人共は申居候

フットマートは三步二越爾と申候得共少々狭き方に御座候一分時百〇六歩七十六歩のものは喪禮之節ならでは用不申と云

今日之便は急便にて俄に出候事故とりあへず申上候餘は又々可申上随分時候御厭專一奉願候以上

五月六日

麟太郎

象山先生 榻下

猶々パロメートル之類は甚拂底に御座候これも秋之入津には参り可申哉既に御船付一ツにてかけ替一無之テルメートルは随分□渡御座候由故心掛取出し可申候オロ、デール幸一條とゞのへ置候もの御座候聞呈し申候御用達候はゞ大慶奉存候

デッケルを辨駁いたし候書蘭人存居不申私此節讀居候ケレイクスキユンデミユルケン之著八百四十五年之板なるもの蘭人もよろしき赴申居候(以下裂けてなし)

安政三年五月十日

〔六四四〕 和田隼之助に贈る

愈御障無御座珍重奉存候然ば去月卅日北山の事に付御來談被下猶又朔日二日

の内令聞にても御遣はし能々御相談被下候様御申被成候所右兩日何の御沙汰も無之さらば三日には必ずと存じ相待候へども參られず四日五日は佳節にて御取込も可有御座候夫過ぎ候はゞ定てと日々其心にて待居候所もはや當月も十日に相成候へども一向に何の御沙汰も無之候事近頃不審に存じ候事に御座候かねても申通延々に相成候へば夫丈に祟りも御座候事彼家の爲しかるまじき事に付御相談遅延に及び候はぬ様に被成下度候精々致教戒候ても夫に従ひ候はぬ時には妻は出し子は放つと申定に候へば彼は甥にて候へども教戒に背き始末に成かね候時は致義絶候より外無之一旦に左様致し候事は何の手數も無之事に候へども某左様致し候時には彼の身に取り外に嚴父兄とても無之候へば北山の家名斷滅に及び候はん事端明に可有之候左様相成候ても姉の一身の事は引受候て免に角も致し候心得申迄も無之候へども眼前姉の子のやがて家名をも喪ひ候はんぞ申をおのれの身を潔く致し候はんが爲に義絶致し候ことも簡様屏居致し居候てもよそに見捨候事人情といひ義理といひ出來かね候事故にあちらこちら心を勞し及御相談候事に御座候過日も毎々得貴意候通り

某に於ては
其者を廢し
候て……
家名相續致
させ

尊長の教戒を用ひず父祖の本業を怠り飲酒に耽り母親の養をも顧みず候者某に於ては其者を廢し候て別に相應のものを以て家名相續致させ候の外無之依て此事親類より御用番迄申出で家名相續の所を何分も可然外に歎願申度と存候事に御座候乍然當節彼の身上に見所有之家名相續の事に於ては氣遣ひ無之と請合候仁有之候はゞ夫こそ誠に此上も無之次第某に於て一言も不申萬端其仁に任せ申度候尤も萬端其仁に任せ候に付候ても後來の所に心懸りの事有之候へば彼と義絶の義は御重役衆迄申達し宜敷と存居候前條の心得に付過日及御相談候筋御同意に候はゞ歎願の次第等も宜しく被仰合被下度若又御不同意に御座候はゞ夫も不及是非候間其次第を併せ某親類より可申出候様御挨拶被仰下様致し度如此に御座候

〔六四五〕 依田源之丞に贈る

松代町 長谷川五作氏藏

安政三年五月
之令兄は源
長谷川甚大
長谷川に當
夫に於て
江戶に在り

附白令兄へ其以來御無沙汰のみ仕候其段も乍憚宜しく奉願候以上
愈御多祥珍重奉慶候然ば近日伴之助罷歸り候節代官町令兄より御傳言被下千

礮學圖編

萬奉謝候右之御挨拶得貴意度候所此節柄故貴君まで御頼申候御序に乍御手数
左之趣宜く御申上可被下候先年礮學圖編と申もの藏板に致し門下へ差遣し門
下ならざる人へも懇望候仁へは差越し候て一昨年此表へ引籠り候に付其仕立
置候本拾部餘岡本氏へ相頼み置候所通價是まで一部に付金壹圓三方宛にてい
づ方へも遣し候義に御座候へども近來同じ似寄の書拵へ候ものも候て手輕に
取調候故私方のも價引下げ壹圓位にも致し候はゞ望人も多かるべく其方都合
にも可相成やに岡本氏並に令兄も被思召被下候よしにて其事件之助へ御傳言
に御座候然る所右藏板の事は元來利を求め候爲に致し候には無之西洋礮術に
付世上杜撰の徒多く後輩を誤り候事共少からず候を見るに忍びず實用專に原
本に少しも誤り候はぬ様に諸圖の校合にも盡く念入筆者等をも致吟味有名の
書家を頼候て仕立候て費も存外多くかゝり候に付代價をも相當に相定め候事
に御座候只今残り居候本とても最初一同に摺らせ候本にて摺あしく候と申に
も無之板あしく成り候と申にも無之仕立粗相と申にも無之右を世間に廉價の
書有之候に付賣れ方によく成候が爲に價を減じ候と申候ては始めより利の爲

に拵へ候者同様に相聞え且是迄相當之價を受け遣し候諸人へ對し濟ぬ事に相
成候に付たとひ夫が爲に一部望み手無之候とても苦しからず唯同じ本にて最
初と其後と價を二つに致し候なご申事世間にて唱へられ候ては象山是迄の志
操に差障候義に付難致候右に付思食被付被下候所は千万感佩仕候へども何分
教の如く仕かね候此段乍憚然るべく被仰越被下度奉冀候萬々所仰御座候以上

五月十三日

柄糸御功者
に付

猶今一條令兄へ御願被下度義御座候白の三分の刀柄糸御功者に付可然を御
調被下度奉希候柄ちと長く候故大小分にては脇差二腰分にては御都合次第
御見はからひ被下候て御代市被下候様 十八九字不明二百疋差上申候宜しく
奉頼候以上

〔六四六〕 關口紋右衛門に贈る

追日暑氣に相成候へども彌御安健被成御起居珍重奉慶候然者安世義に付春中
より得拜面御内話申度候所此節柄罷出候事勿論不相叶御招き申候にも早速の

安政三年五
月廿三日

安世家事の義

事に至りかね慊然之至奉存候乍去御家中一軒の家名廢興にも預り候程の事に就き申立候はゞ子細も無之相調ひ可申と存じ親類を以て貴君御招き安世家事の義御相談申度と申立候へども存外不相成趣御用番差圖有之其日は慥四月三日と覺候左様有之候上は貴君へも和田を以て御内談申候より外無之と存じ候て同氏へ北山の事に付差掛り面談申度一寸出向き吳候様申遣し候所是も不快と申事にて幾日立ち候ても参り吳不申内々承候へば宅の普請致し候に其場へ出で手傳も致し當番にも引き不申と申事故依田源之丞など相頼み態々申遣し候事も候へども達て不快と申聞け漸去月廿八日に及び参候に付段々の次第相談貴君へも宜しく御内話申免も角も早速挨拶承度と申候所夫より直に貴宅へ罷出候はんとて引取卅日に又々罷越し貴君にもいづれ御勘辨之上ならでは御挨拶に被及兼候と御申被下候趣自分にも同様の事と申罷歸り申候抑安世不埒の義は昨年以來某の教戒をも不相用本業を懈り剩へ酒を好み参り候程のものへ酒を出し酒宴がましきことに日をつぶし夫が爲に餘勢の財を費し申候さなきだに不勝手借財多にて是非とも治療相勵み夫にて一と旗揚げ候はねば暮し

安世不埒の義は

去十一月九日姉一同呼よせ

方にも差支候程の事に候を家業を怠り頼みに参り候所へも氣にむき候はねば出向き不申朝藥取りに参り候者有之候ても朝寢致し居り後に参り候様申し後刻参り候ても猶臥り居今少し過ぎて参り候へと申様の事有之酒をば人の顔を見次第に晝前よりも相始め候次第以ての外のこと度々戒め候ても用ひ不申某屏居致し居候を幸とし候かの様に一切改心の様子も見え不申結句日々長過候やの様に承候に付去十一月九日姉一同呼よせ深く相責め候所其節は恐入候體にて向後は如何様にも改心酒をもやめ家業を相勵み可申候間致勘辨吳候様諒候に付勘辨は仕候へども餘り度々の事に付念の爲に規定の一紙認差出し候様申候て一紙取置候義に御座候是は過日半之助より然る所程もたち候はぬ間入御覽候事と奉存候にもはや其書付に迄致し候斷酒を破り時々相用ひ候様子にて遂に夫が爲に療用の事に大瑕瑾なご候よし承候故當正月九日か又々姉一同呼寄せ責め候所其節は不當の義を申し姉の致し方あしく候故免ても家は安全に保ち難く一人慎み居り候てもつまらぬ義に付破れかぶれに酒も給へ候趣申候に付以の外の事と相叱り親のあしく候はゞ増々おのれの身を正し誠意を以て感動候様に致し

候てこそ人の子たる道も立ち可申此事は兼て書をも讀せ教へ置き候事に候然
るを親あしくとて破れかぶれに酒を給へ家の亡ぶるを待ち候など人倫にある
まじき事と申候所聊か悔悟の様子も無之別に家督の人を擇み吳候様にと迄申
て袖を拂て引取候其以來數日相立候ても詫言申にも無之一切某方へ立入不申
夫にては濟まぬ事と老母よりは内々申心付候事も御座候かに候得共少しも取
用ひ不申餘り心得違の事に付別人に異見にても加へもらひ度候所某方御存知
の通りの次第にて懇意の人とても出入の事相叶ひ不申近親と申候ても彼家に
は和田のみの事に候へども是も御案内の通りの人物にて既に去冬安世斷酒之
事話に及び共々に戒め吳候様申置き候所冬中も内々にては安世一同酒をも給
へ候様子又當春は元日の夜よりして安世方へ參態々酒を買はせ飲候事等有之
程の義に付免ても親切の談話に及び假りにも彼れへ教戒の事など申し得べき
人物に無之親にも師匠にも外にこれなき某の申候をたに用ひ候はぬ程のもの
隼之助輩の申候事何しに取用ひ候はん畢竟是等へ話に及び候も不用の事と存
知し話も致し不申唯立田老人のみは御醫師の筆頭にも有之且は年齢と申し某

和田(安世)の姉(和
田隼之助)に
嫁す

の教戒の及ばざる所を補ひ彼へ異見を施し吳候人此人に限り候と存候故某不
快に付て診察を頼候趣に取拵へ及内話候所是も氣の毒に思ひ被吳何とか力を
盡し候はんとて宅へ呼寄せ異見致し當人心底相改め某の教戒を守らず候ては
濟み不申と申事申被吳候所恥と改心可申とも不申答其後は立田氏より手紙を
以て呼に被越候ても不快と號し參り不申剩へ立田の門前を通りながら立寄不
申候に至り立田氏も手に及ばずと見限り被吳候様子にて某方へ斷りの手紙被
遣候是も和隼より御目に
かけ候事と奉存候親とも師匠どもの某申候ても形の如く又立田氏筆頭
の場年齢を以て申被吳候ても右の次第に有之此上は力及ばず彼家の親戚相談
の上當人を廢し相應のものを以て養子にても致し家に疵つけ候はぬ様に致し
候の外有之まじく弟藤三郎も有之候へども是は幼年より武藝を好み醫者をば
嫌ひ候て聊も醫學仕らず候へば兄の家督引受候ても御醫師の御用には難相立
御醫者の家業をやめ御奉公申候へば御徒士に御引下げ御座候なども承居候へ
ば是もいかゞのものご存じいづれにも家業の出來候ものを擇み養子候より外
有之まじく夫も是も當人心得宜しからず家業を怠り行く／＼家名を喪ひ候は

んだけの事申立候て上の御仁計を奉歎願候より外無之と某に於ては稍決心和田を以て御相談に及び候義に御座候然る所當六日には思召の所和田迄被仰遣り御手紙も十日迄承知致し不申唯餘り延々に相成候事と心得別紙一印案之通り隼之助迄申遣し候所其夜姪罷越し御手紙をも持參始めて其節拜見仕御親切の御事親戚の情誼かくこそ有之度事誠に感じ入候事とて老母一同感泣候迄に辱奉存候義に御座候然る所隼之助に於ては右御同意と申にも無之唯早速挨拶出来兼候とばかり姪へも申越し候に付又々品をわけ候て姪へ傳言申遣し候は關口殿存念尤に付いか様とも同氏と申談じ當人改心向後某の教戒をも堅く相守り内外嚴敷飲酒を禁じ家業専ら勵み候様致させ可申候間上へ申出候所は暫く見合せ吳候様にとか又は關口氏存念の外に別に存念有之此子細故に上へ申出候義某と同意致しかね候とか又は某と始終同意に付某存意丈の事御重役衆迄申出候はんとか右三條いづれ也とも聊か無伏藏挨拶有之候様致し度と申遣し候所其翌日二印之通姪より申遣し候簡様の事の往復女の手任せ可申義も無之候故其返事も委細申遣しいづれにも隼之助より兔も角も挨拶候様申遣し

翌日右挨拶取に遣し候所不當の口答に付尙又十三日三印下案の通申遣し候其節も即答出来かね候趣にて十五日に及び四印の返事有之候所趣意柄一向分り不申に付十六日又々五印之通り申越し候然る所是より挨拶と申事にて三日過ぎ候へども返事無之右に付其返事取に使遣し候所同じく返事未だ出来不申と申事故續て三日使差越し候へどもいつも同様の口答に付昨廿二日家來差遣し申斷り候には十六日以來七日に及び其間度々人差遣し候へども有無之挨拶無之候は挨拶せられぬ事と被存候間以來人は遣し不申と申候事に御座候隼之助事右之通り不心得の者にて元來安世酒の義も隼之助が爲に半は破れ候次第十日六日以來も安世方迄は參り候て酒宴に及び候趣に相聞え候安世不勝手の事もかね^ん知れ候事に候へば某の申迄も無之當人酒給候ては若年の者家業の怠にも自然と相成候譯又自身參り候度毎に酒を出させ候ては無益の失費をもち候事と申位は勘辨も可有之候の所一切右等の考は無之義と被存候を見ても隼之助様のものにては共々彼家を破り候ばかりにて當人身の爲家の爲に成り候計らひは出来兼候事と被存候此上は貴君隼之助迄被仰越候思召も御座候へ

ばたとひ御一人ざりにても當人へ睨と改心仕候様の御手段被下度奉冀候より外無御座候隼之助義は形の如きものに付貴君へ御直談仕候はねば事體も分り不申其他へ文通の事厳しく差留も御座候事に御座候へども近親之上容易ならざる義に付禁を破て及此事候義に御座候心事幸に御炤諒被下當人改心悔悟も仕候様御手段御座候はゞ何分可然奉萬祈候某に於ては往に見限り候ものゝ義に御座候へども手を替へ品を替へ何と人にも被成下度御親切之思召和田への御文通中拜見感佩仕候より此事申上候義に御座候隼之助存寄違此相談に及び兼候所は別紙五通にて御承知被下度掛御日候上可申出とは存じ候へどもかく貴君迄申上候上は貴君より御挨拶御座候迄は相扣候心得に御座候當人も早く春以來引籠り居り家業も行はれ不申誠につまらぬ心得只今に人參り候へばよく酒をば出し候様子去りとは解しかね候ものに御座候何卒乍御厄介御猶豫不被下速に御療治被下候様偏に奉希候書不盡意千萬御諒察所仰に御座候以上

五月廿三日

修理

紋右衛門様 極内用

安政三年五月廿六日か

〔六四七〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

裝劍奇賞八丘椿

梅候能く快晴致し候乍去兔角不揃之氣温に御座候御興居愈御安佳に御座候歟然ば近頃御無心に御座候何か織もの革類の古き模様を集め候裝劍奇賞八丘椿のたぐひ御所藏御座候はゞ暫時御惠借被下度奉希候將此幅は御目にかけて候事有之候ひしや久しく玉川氏に借し置き出府前取戻し候に付御慰に持せ上げ候餘程霸氣有之書にて異様に候得ども詩は何人の作か風流に御座候不妨御覽覽可被下候以上

廿六日

附白前條拜願之御藏本此伴に御附し被下候はゞ尤可爲感銘候以上

八田 令友 几下 大 星

〔六四八〕 立田樂水に贈る

長野市 近山與五郎氏藏

安政三年夏 小照の義に 奉願 御厄介筋

只今は細々蒙御誨答且化石前記御附還難有奉存候儲又々小照之義に付御厄介

書簡 聚遠樓時代 (六四七) 八田慎藏宛 (六四八) 立田樂水宛

筋奉願候處容易に御許諾是亦奉感銘候圓相内云々の義も蒙仰候所左なくたゞ胸のあたりより上を寫し申度候差上候絹の格好にては小照の頂より壹尺三寸程の大にて丁度宜しき様に存じ候ひき此義も御序に女史へ御話し可被成下候以上

即刻

春來山水畫に題し候詩一首有之候呈覽取御一祭候

欲託守微痾。永釋塵累紛。幽獨園林局。靜披玉笈文。

山中新雨足。林外夕陽曛。多謝同道友。蹇然破溪雲。

梧 盦 先 生 臺 下

大

星 拜

安政三年六月廿二日

〔六四九〕 村上誠之丞に贈る

蟻川生歸府之節

久々御動靜をも承らず候炎熱之時節御母堂様御始愈御輕安に御座候歟御近況委しく承度候爰許依舊無異に候閒幸に御省念可被下候然ば蟻川生歸府之節生義は外ならず候に就き一書相託し著府次第篤弟に相届け候はんと申約束にて

蕃書調所へ御出役マールン詞書一部

候定て期の如く相達し候義と存候が如何や其節インハンテリーエキセルシチ
ーブラーテンの事木村軍太の本を以て御寫させ被下候様御頼申入右寫料に御
用被下候様に銀子をも送上候所其以來有無之命を得ず候萬一未だ御落手も不
被下候はゞ蟻川の方御尋被下度候其節之書中にも得貴意候通所藏の品紛失候
に付御手数數相願候義に付乍御厄介何分も御頼申候今一事御無心申度候は此節
蕃書調所へ御出役と申事に候へば蕃書之事は定て御手廣と被相察候右に就き
マールン詞書一部御代市被下度冀候格別ニールウエに無之候て宜しく第五版位
に候はゞ随分可然と存候此節右五版位にて通價何ばかりのものや内々先御報
聞被下度候當秋は蕃舶も定て多分之書を齋來可申左候はゞ自然と書價も故に
復し手にも入り易かるべくと存じ候まゝ此相談申置候御合置可被下候當時の
マールン價は何程位や是も御聞せ被下度候先頃より暑中御見舞ながら得貴意
度と存じ居候處飛脚宰領之内腹心の者に出府無之右故乍存延引致し候然る所
明曉便有之候趣俄に承り草々如此に御座候此品乍粗末時候御見舞の印迄に掛
御目候御晒留可被下候浦町にても定て御健在と奉存候一寸御左右承候て此書

をも認め度存候所荷物仕舞も急ぎ候と申事故不任心底候尤も浦町よりも時々御便御座候事と存候殘炎尙熾に御座候御自玉所祈に御座候餘期後音

六月二十二日

大 星

村上賢弟

(三村晴山)

附白當春三村此地へ參られ候節委細御傳言をも相傳へ且御交通の事に就ては三村存念をも申候て一切無之様致し候と申事も具に承り申候然る所他の門人朋友は勿論文通等あるべき様もなく候へども父子兄弟甥舅の間に於ては必しも三村の説の如くならず候て宜しき事と存候其故は親戚にて候へば兄弟の親に無之候ても屏居へ相見舞説話應對も致し候事に候左候へばよしや此方より通問を缺き候とも其御方より御通問被下に於て何の御遠慮も無之事と存候又此方より何か所用之義得貴意候とも右を其儘他へ御泄し被下候はゞこそあしくも候はんなれども御家内限に被成被下候はゞ是又近親の聞は罪も有之まじくと奉存候貴意には如何被思召候や
一其表も又々繁華に成り近來は洋銃訓練など人数も大分引け候と申噂に御座

父子兄弟甥舅の間に於ては必しも三村の説の如くならず候て宜しき事と存候

候蕃學所などの様子如何に候や御聞かせ可被下候下田へ洋舶渡來類船を待つ候上にて申出すべき筋有之候など申事も候よしに風説有之候虚實如何や福山侯御大病など申噂も有之候是又如何や

〔六五〇〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

安政三年六月廿六日

裝劍奇賞七本古今名物類聚二本名物類聚二帖御示借被下

當年新に漬け置かせ候櫻子少々

過刻は拜借ものゝ事得貴意候所御細答被下又御專伴裝劍奇賞七本古今名物類聚二本名物切手鑑二帖御示借被下殊に又遠來之良菓一箱荷御寄贈重疊感戴不知所謝奉存候わけて此日永の時分數日之清供に充て可申返へ辱奉多謝候御移にか御目にか度候所寒厨何等之品も無之不珍候へども當年新に漬け置かせ候櫻子少々差上申候御一啖可被下候以上

廿六日

大 星 拜 復

八 田 仁 兄 足 下

〔六五一〕 勝麟太郎に贈る

安政三年七月十日

書簡 聚遠樓時代 (六五〇) 八田慎藏宛 (六五一) 勝麟太郎宛

四月廿四日五月六日之御兩函相達し拜見仕候先以尊體倍御萬祥にて諸學科御修行被爲在候との御事慰沃之至奉敬慶候先頃は御不快など申風聞承り甚奉氣遣相窺候へば御勉強御過度にて御上氣強く御耳など鳴り候て御迷惑御座候所此節はすきく御全快のよし降心無此上奉存候免に角萬事之根元にて候へば随分御心を被用御起居御飲食總じて御保慎に不可過奉存候偕又江府御留守宅にても暑時被爲替候御事もいらせられず候よし奉賀上候賤家にもいづれも頑健乍憚御省念可被成下候

測器類は拂底にて

一、廿四日御書中是より奉願候ブックメートル等の義御承知之趣蒙仰難有奉多謝候其地も測器類は拂底にて囊佩六圓儀百金にていづ方へか片付候よし景氣想像するに足り申候右様法外之高價にては力及ばず相當の價に候はゞ何とか手段主人家へねだり候て也藏有仕度奉存候ブックの義是又同様御合置可被成下候一、時下御修業之御日課御記し蒙御示及難有拜見仕候是にてこそ其地へ態々被爲入候詮も御座候御事と奉欽羨候

一、御傳習の學術も思食通りには御捗かね候との事是は御尤に奉存候何藝何術

歐墨諸州に肩を比し

に依らず免角積累を以てし候事に無之候ては根帯淺く實地に施こし其用乏しき様に被存候其思食通りに參らずと被仰候所けく頼母しく被存候事に御座候但し其間洋客氣うけ宜しからず候處より御迷惑筋も御座候歟のよし是は何とぞ御辨明御座候て其弊の根本を御除き被成候様奉存候諺にも一利を興し候は一害を除くにしかずと申し是等の弊害除け候はぬ間は本邦の學藝技術歐墨諸州に肩を比し候事難出來事と奉存候朝廷にて此所御合點參り候様相成候はゞ天下幸甚に奉存候

一、此邦にては免ても十分之御修業御出來かね被成候に付哇巴へ御留學の事御願御座候趣誠に不朽の御壯圖と感嘆且奉健羨候此義は某兼々著眼罷在候所に畢竟罪譴を負ひ候も此所見よりの事に御座候いづれにも歐墨諸州の如く諸學術を明かに致し候はんとには其州へ留學又は差遣又彼州よりも師範のもの被召呼天下普通に其諸科を御開き御座候様に無之候ては遂に行届き申まじく候漢土の文字の只今可也にも行れ諸技巧も可也かの邦に恥ぢ候はぬ様相成候は全く先皇の是より時々學生をも彼土へ被遣文籍は勿論女工の事に至るまで

も御心にかけてさせおはしまし西蕃より女工を貢せしめられ候等の事年久しく有之候故に御座候へば當時も何とぞ其所に思召つかれ偏執と不明との弊を破て速に國是の定め候様有御座度奉存候此事を慨嘆し候て去々年獄中に於て著はし候賦中にも昔聖皇之樂靈兮、暱西隣唐指隋而不畫、暨吳女之綺巧兮、豈維鳩夫典籍、後后承而祇敬兮、庶丕變而熙恬、非王道之無偏兮、胡瞻文明之而今、と仕候事に御座候萬國既に諸藝にかしこく成り候時節に此邦のみ孩童に伴しく毎々輕侮を受候事に候へばかの所謂七年の疾に三年の艾を求め候如く此節より實功を收め候様に仕度ものに御座候其事一日早く候へば一日丈の功有之一月早く候へば一月丈の功有之一年早く候へば一年丈の功御座候へば少しく早く急ぎ申度奉存候速に其功を收め候様には免に角偏執不明の大弊を除き候にあらざれば届かざる様に被存候其偏執不明ともに多くは皆漢學者流に有之候様に候其偏執の起りは西洋學盛に被行候はゞ漢學其壓倒を受け自家嘗て學び候所の説立ちかね候はんことを恐れ候より偏執媚嫉の念を生じ種々誣妄の説を唱へ廊廟を奉欺候も候事歟と被察候又其不明のものよりは彼方風土の違ひ習俗の同じ

盛○は○れ○は○
と○す○べ○き○は○
盛○に○行○き○は○
と○す○べ○き○は○

からざるを視てこれを異類に比し其學盛に行はれ候はゞ本邦の美俗追々これが爲に移され候はん歟を疑ひ候よりこれを沮み候事御座候様に被存候然る所此二者共に至て淺き事ごもにて既に四書六經の教を以て其道德を育ひ其道既に廣く其德既に崇く候時は何等のもの有之候て壓倒し申すべき他の壓倒を受け候と申ものは畢竟其修むる所の道德未だ至らざる故の事に候へば自然も其懸念有之候はゞますゝ其德を脩め其道を弘め候様有之度身みづから其道德を修めずして他の學術技藝を媚嫉候は抑陋劣の限りと被存候又彼方の學盛に行はれ候はゞ本邦の風俗これが爲に移され候はん歟と申も世に忠信孝弟の教法制禁令の改無之候はゞこそ其氣遣のあるまじきにも無御座候へ共既に斯く御政教も被爲届候上の御事にて候へばいかでかさる事の御座候べき既に漢土の學は應神帝以來御取用に相成候へ共君臣の大義よりして漢土の風には流れ不申漢土にては諸姓替々帝王と成り候風習にて御座候所本邦にては皇統終古天地と共に御長久に御座候て人民の欽戴奉り候事甚深き様奉存候洋學盛はれ候とて本邦の風俗に碍るまじき事は漢學の例にてよく分り候事と被存

洋學に資し候所はもと無政教の論に

交易の道不
開候ては失
費に倒れ候
のみと申候
考御尤

候且洋學に資し候所はもと政教の論に無之唯技術器械の智巧を極め候所を採
用し彼れの侮を受け候はぬ爲の備を成し候迄に候へば其益する所ありて損す
る所なき事益々明なる事と奉存候此事かねての持論に御座候所少しは御建議
の御補にも相成り候はんかと申上候事に御座候哇巴御留學の事彌御願通に相
成候へば西學の爲には誠に嚆矢とも可申尊名も長く青史を照し可申候へば御
父祖様へ被爲對候ても此上の御大孝は有御座まじく唯當節あやにく御母様御
病身に被爲入候へども御湯藥に被侍候方も候へば彼是輕重を御量り重き方に
被爲就尤も以可然候しかし只今の朝廷にては御願通り御許可御座候はん事至
て無覺束奉存候乍然御鼎力にて何分も被爲貫候様所祈に御座候
一、交易の道不開候ては失費に倒れ候のみと申御考御尤に奉存候此事も某かね
ての定論にて既に拘繫中腹稿仕候省警録中にも及此事候て但し看るものをし
て自悟せしめんと欲し候て言をば盡し不申候其極意とする所は海防の事元來
外に起り候事に候へば交易を以て其利を外に獲て夫を以て此費に充て候はん
と申了簡に御座候御同案に付右一條録し掛御目候

て候はんと
申了簡
（第一卷省
警録一頁
参照）

本邦金貨米粟、號爲富饒、然疆域不大、故以邦内所生之財、享邦内所爲之用、無甚有餘、
乃若防海之事、則起于外者也、置防堵數百所、造大艦數百艘、鑄巨礮數千門、其費亦浩
矣、而皆非永存之物、每一二十年、必待修繕改造、況外之有應接給資之用、内之有餉糧
購賞之費、凡如此之類、將安取其給哉、夫劣濟困窮之家、多得賓客、屢設宴饗、則其資財
空乏、卒至於不可復繼也必矣、今之時事、何以異乎是、然則其所以經理之者、何術、有志
於經世者、所宜先審計、

- 一、永井殿御事好人物にて且英敏萬事御力を被得候よし幸の御事奉存候何事
もよき同志無之候ては難濟候御協同專一と奉存候
- 一、唐品の入用も候はゞ御代市も可被成下と蒙仰難有奉謝候

十三經註疏考勘 附十三經註疏並の本 欽定四經 三禮義疏 御纂三經

十七史 弘備錄附 四朝別史附にても宜く候

右等の書は其地にては何程位にて手に入り可申や乍御手数數便聞御垂示奉仰候
一、六日御書中御傳習の學術免角思召候程には御果行無御座候夫故御歸府の
所稔と御分りかね候へども一と渡りは御見透しも被爲附此上實地の御研究御

以方圓と
以圓方と
二語にて
埒あき候

座候はゞ可也航海も御出来可被成と被思食候段敬嘆之劇奉存候何分西書讀候もの少く誤傳多く候には御困り被成候よし是は思ひ當り候事御座候先年より其表の通事と知人と成り候も少なからず候所日用の俗事を尋ね候へばよく埒あき候へども學術邊の事に至り候ては一向の素人に等く候ひし元來ハンドルの通辯のみ專と致し候てかつて學術邊の修業無之候故其筈の事と被存候本手に致し候なれば其地にも是様彼邦のスコールに倣ひスコールを幾通りも立て有之候はねば叶はざる事と奉存候算法の事歸する所我と彼との差別無之事故算學出来候ものは彼邦の算にも早く達し候との事いかさま左様可有之候但彼邦にては一題一術皆其用有之事に候所此邦の算者は平日無益の事に骨折候様被存候其上此邦の算術は元來漢法にして綴術の圓理を談じ候も畢竟句股に本づき方を以て圓を馭するの法に御座候西洋の八綫はこれに反して圓を以て方を馭するの術と存候清儒戴東原焦循阮元輩算法に於ては中西の別なしと申説に候へども某は左様には存じ不申漢算西算の區別は以方圓と以圓方と二語にて埒あき候と持論罷在候が如何や高論御座候はゞ奉窺度候

一、教頭へ此節築城の事御質問御座候よし不堪神飛奉存候但よき書籍乏しきよし乍然築城の事は随分古き所をも用ひ候かの様に被存候が近日の論如何やデッケルなどはサハルトを殊の外に珍重候様子に御座候近年ケルキウエーキかに良書御座候様に傳聞候ひしが是又如何や愚意には本邦の城制免に角一と度争亂を経候はずば洋法の如き築法には相成申まじく只今の有り形小々の補綴にては行届きかね候様に奉存候依て本制の城よりはキヌトバッテリーフェルドフルシカンシング其急務かと存候が尊意如何

一、ソンメルの事も御尋被成下候よし然る所これと申ものも心得ざる趣教頭はナチュール……シケイキユンデの類は左まで得意にも無之此二學は在留の外科醫に博覽の人有之御尋被成度事も御座候へども御本業に御追はれ御餘暇も無御座其上御随意御出會も難相成子細も御座候て未だ御逢も無之この御事其内御出會も御座候はゞ御序に善書の名目だけでも御記し置かれ其内御誨示可被成下候

一、先般申上候洋書の事其表もやはり拂底にて御拜借の分も此節に至り江府

御取戻に相成候も御座候よし洋客も書は借し候事を厭ひ候との事書物は常に
 座右に無之候ては間を缺き候事御座候故にも候歟いづ方も同じ人情と被察候
 當秋はブツ澤山入津も可仕趣其節は何か御手段を以て御代市も可被成下と
 の義難有何分も奉願候江府へ多く御引上げに可相成被思召候よし乍然是迄既
 に官庫に有之候分は左程にも相成まじき歟且臺下御引受の御分に被成下候は
 ば事易く調ひ可申歟と奉存候さし向き候てはかねても申上候通りこれまでケ
 レーネオールロフの書無之候に付先第一にこれを懇望仕候御紙末に被仰下候
 ミュルケンのクレイグスキュンデはクレーネオールロフよりストラテヂー迄に及
 び候ものよし此ミュルケンはブランドトのタクチャーキを荷蘭にて譯し候人に
 御座候歟出版も新しく且荷蘭教頭も好書と申候趣に候へば其書御座候はゞ何
 分も奉願候代價は蒙仰次第赤坂御宅迄送上可仕候其外はかねて願置候通に御
 座候但當年頃價も不定に可有之候へば一時存念通りにも参りかね可申乍去三
 四十圓までは何とか手段可仕候間御含可被成下候
 一、デッケルを辨駁し候書荷蘭人心得不申候よし然る所右ミュルケン書中デッケル

三四十圓ま
 では何とか
 手段

不取説は
 等の説に
 之候や一
 其目を御
 示

の説取り不申候へば其書の事にも可有之かの旨蒙仰難有奉存候いかさま其書
 に可有御座候但しその不取説は何等の説に有之候や一二其目を御摘示被成下
 度候決して詳なる事に及ばず唯その目にて宜しく御座候爰許クレイクスキュン
 デ多く無御座候に付昨秋再御沙汰を得候て人の往來も一切絶え候て殊の外に
 閑暇に相成候に付誠に讀書候には此上なき好時節この時を空しく過し申まじ
 くと存候て夫よりデッケルを取て三遍くり返し通讀仕候右にて大に益を得申候
 右に付そのミュルケンの取り不申候所はいづれの邊の事に候やらむと其説を求
 め候義に御座候某なごタクチャーキの書外に讀み不申候て唯漢土の兵書と比較
 仕候所にては是も絶類の好書の様に被存候その譯者ブーコフの駁論も往々そ
 のノタ中に有之候へごもけく原説の方に左袒仕度ノタの説却て深文の様に存
 じられ候所御座候コロンネ中間にチャイルレウルを備へ候事其時其所に應じ
 候て至極妙法の様に被存候所ブーコフは概してこれを取り不申候兵は活物の
 限りにて候へば概してこれを用ひ候と申も非なるべく候へごも概して是を取
 らずと申も是にあらずと存じ候事に御座候但しデッケル重騎兵にてスコックを尤

却て深文

書籍の助け
を求め候よ
候外無御座

も主張致し候が是等はいかゞのもの歟説の一ツにて御座候其外疑惑仕候所も少からず候に付彼土にて評判宜しき書を多讀仕一是の地を自ら求め候外有御座まじく存じ候よりブック御代市の義をも奉願候義に御座候僻地に屏居罷在候て別して益友も無之書籍の助けを求め候より外無御座候幸に御原諒可被成下候

歩兵のパス

一、フートマートの事西人御直傳の趣蒙御洩示感銘之至奉存候但しインハンテリーのパス三分二エルと申事ちと不審仕候義に御座候パスと申に種々のフルシキル有之候と申事諸書に見え其三分二エルを一步と致し候は大銃射擲のフルヘッドをはかり候事と奉存候歩兵のパス精密に申候へば六十八ドイムと心得申候歩兵レグメントにパス二レイン尺と有之候は大概の説かと奉存候夫とも當時はパスとだに申候へば何かのフルシキルなしに三分二エルと定め候事や此定め幾年よりこの方の義や御序に教頭へ御尋ねの上其内御垂示奉願候フートマートも一分時常法百六歩七十六歩のものは喪禮ならでは用ひ不申と申事は又いつの頃より改まり候事や彼方レグメントの書にて御案内之通

王家の令條に候へば其本の改まらざる限りは其法則に違ひ候をばその法則に違ひ候と致し不申候て叶はぬ事と奉存候且被仰下候百六歩と申ものはゲズウキンテパスの常規にして常足の法には有之まじく被疑候バラデマルス按ずるに喪式なども是と同 一分時間に八十二歩にて五十五エルを行きゲウオーネマルスは同時に九十五歩にて六十四エルを行きゲズキンテパスは同時に百零六歩にて七十二エルを行きストルムパスは同時に百二十歩にて八十二エルを行きパスデコウルセは同時に二百歩にして大凡百五十エルを行くと申事は次第詳細にして慥かなる事と被存候しかるを百零六歩をのみ用ひ候て其餘を盡く廢し候事合點參らぬ事に御座候其上に段々實驗仕候にレクリュートを教へ立て候には七十六歩と申定規難廢様に被存候其子細は靜なる歩法をよく熟し候へば調子の進み候所は至て容易の様に御座候兎角レクリュートの癖として歩法早く成り勝に候夫を其儘に致し置候時にはゆくゆく種々の病を生じ候て始終の損に相成候歟と被存候依てレクリュメントの定法一分時間七十六歩と申教を立て歩法の根本を固くし候事かと竊に存じ罷在候乍去かの王家のレグメント

此邦の人に
尺と定め

改まり候事にも候はゞ又其所を以て推考仕度奉存候間何分も睨と御探索可被成下候尤も此邦の人は丈短く候が多く候へば六十八拇と申候の法もちと長すぎ行届かざる様に御座候依て此邦の人には曲尺の二尺と定め夫に依てアフレツヘンの算を立て候の外有御座まじくと相考候高意如何

一、マリネのレグメント二ヶ條御抄録御送り被成下思過半候て千萬難有奉多謝候但し風聞にはラードストックを扱ひ候時に右の方へ向ひ候なども承り候果して然るや否免てももの御終恵にネームトハトローンより以下オッフスコードルヘットゲウエルルまで即ち第五バラカラーフより以下をいか様にても宜しく御座候間御門下へなりとも被仰付御抄出御惠可被成下候

一、オローヂーフィール御代市の事奉願候所に此度一條御見當り被成候とて蒙御惠投何共恐入感佩筆謝不聲奉存候早速江府へ相廻しかけ替可申と相樂候但惜むべし外邊の二巻中途にて損じ候義や六斷に折れ申候乍去是迄のを加へ繼ぎ候はゞ十分用立可申奉存候何ぞ右御答禮も申上度候所遠路致し方無御座候聊か御菓子料呈上仕候御叱留可被成下候先は御兩函の拜答迄極密申上候時

下秋暑千萬御自玉被遊候様奉祈候

七月十日

勝 君 臺下

大星 頓首

附啓此節は荷船入津も候て何かと御新聞もいらせられべく候書目代價等御録し乍御煩瑣御投與被成下度奉懇願候至禱

蟻川賢之助より先生に贈る 安政三年 七月

(前略)勝様御門人並御同門之者訓練御老中様方御見置之上上覽に相成候義に付世話方より人数差出し候様申來り兼々御約定にも御座候處箇の持様は勿論規則等も是迄通りにて候得ば差出候旨申聞置候處其後世話方之者参り候て總て老先生より御教示御座候ひし處に改め候間差出候様之事申來り候に付島津にも申談差出候管に致度旨申出候其後大目付土岐丹波守様御會被成度旨申來候に付島津岡見其外三四人並に門下の者二人同道仕候て罷出候處島津私兩人へ訓練教授引受世話致候様御頼に付勝様御門下にて京極の御家來猪子左彌太と申者此は御留主中稽古場萬端之世話致居候義に付同人とも三人にて引受教示仕候様其他は土岐様御世話被下候との事に御座候借其節

筒を右に取十一段込方に候故講武場とは相違致候様に付彼是と利害も御座候間講武場の御規則に従ひ候様の御話有之候所素より規則は無之此度蘭人より傳授の業へミスコールの規則を加へ教授方出役の衆編立候事の由未だ直傳にて規則覺候者も無之故長崎表より二三人歸り候毎に色々變り候事に御座候得ば何分も其所に相改候義難仕旨申出候然る所是迄の通にて側隊敷又中八隊にても別段に致し不苦候はゞ差出候様申出候義に御座候然る所此頃川勝様講武場御出勤之節土岐様右之一條御頼過日會候節何とか講武場御趣意丈も申聞度存候得共何分議論高く候て一言も返答不致候て別れ候事にて甚残念に存候得共右之始末故又々面會候ても所詮申聞兼候故川勝様より御趣意御理解候て曲ても御規定に従ひ相改候様御頼之由其前御目付岩瀬修理様へ右之旨御頼御座候所鳥津は御出入にも候得共私事は知己にも無之事故尙又御内々川勝様へ御頼み候よしに付共々にまげても相改吳候様御頼有之候將又講武場之御趣意は此迄西洋砲術と唱候て教示仕候人毎に相違も御座候に付此度御取極に相成候を則御規定と致し天下一統一様に相成候様厚き御趣意に候由にて蘭人より傳授之所レグレメントの規則に合せ彫刻に相成一統御觸達しにも可相成之由左候得ば追々是非共改め候様との事に可相

成申且は八段手續は千八百四十八年ゼーオフヒシニールの發明にかゝり其以來海陸共に格別の利辨も有之説を立候て海軍は其法に隨ひ一變致候得共陸にはゼーに預り候オフヒシニールの發明故用ひ候者少く候由然る所此度渡來教示候オフヒシニールは四年前本國を出候てジャワと申地に參り候所其後本國より度々文通有之長崎へ參り候ても文通有之候所八段手續の方追追盛に相成候趣いまだ規範書は出版不相成候得共不遠其法に改革可相成由にて以前有之候レグレメントに書加へ候を船中に所持致候に付原書御渡に相成候得ば直に書入候て差出可申旨仍て此表より原書御廻しに罷成候間無程書入出來相廻り可申候由左候得ば少々は據も御座候得ば追々其法用ひ候様相成候事折柄格別之御頼杯と申義も御座候得ば何分も黙止がたく候間十分の規則は無之候も手續計の事にて訓練方は是迄の運動に三四ヶ條増し候のみに御座候得ば此場にて速に相改候方可然哉に被存候間申合ミスコールの規則は内々私杯も拜見仕候事に御座候所格別之誤も無之被存候乍然號令は上より御差圖と申事にていかさま拙き事且原語に不相當の譯も多く第一ワールスコウングとオイトフーリングの差別も無之到て不都合千萬に御座候得共致方も無御座候次第歎息仕候(中略)然る所前文之次第に相成當時之有

様にては軍容節度等に至り不申候更に何の心得も目的もなくはやり稽古杯と名づけ致候者多く候様之事にて講武場も日々盛に出席御座候由に候只々歎かはしき事に被存候(下略)

安政三年七月十二日

〔六五二〕 依田源之丞に贈る

長野市 佐治木清七氏藏

猶々此事昨便相達し候所便り次第早く發し候はざれば不都合の事可有之と被存候依て今朝も得貴意候所御出番御留守と申に付御番所迄持せ上候何分宜しく奉頼候以上

日本全國の兵備に關係

砲術門人奥平様御家來島津文三郎より此度銃兵訓練御老中様方御見置御座候に付込方を八段のに改め度と荒増取極め申遣し候然る所此事は容易ならざる次第にて日本全國の兵備に致關係其上先頃軍容等の事書付け御頼申候節も得貴意候通段々感應院様御末光に因て形の如く法則を慥に取立候手筋不穿鑿の事共にて變改等候はん事遺恨之限に付別紙之通内々心付遣し度存候先日軍容等の書付江戸表に於て被成下御伺自然難相成趣にも候はゞ此度の義も存じ留

り可申若又苦しからざる方に御指圖も御座候はゞ此度の義も同じ事に付同人方へ恪二郎名前にて也と差遣し度奉存候此段乍御手数御用番まで御伺可被下候以上

十二日

依田賢友

〔六五三〕 島津文三郎に贈る

安政三年七月

同社中銃兵訓練御老中様御見置一條又々御沙汰有之某方門派の衆一同申談罷出候に決著御座候所勝の門人は近來込方を長崎にて西洋人直傳の八段に改め尊藩等は是迄通り十一段の法則御守候に付彼是不都合の場も有之其所勝の方世話人へ御申談じ御座候所至極尤と申挨拶にて其義に付土岐丹州殿御逢被成度と申來候に付是は勝の門人に被成候故なり岡見蟻川諸子一同御出御逢御座候所御見置一條は凡て御相談其上にて十一段八段込方の御話に相成八段込方にも慥かなる據だに有之候はゞ改め可然候得共唯長崎表修業方より申來り候と申すまでに

て未だ原書も見不申候と致したる證據無之候ては教導不慥に付卒爾に改め候事は難被成依て此度御見置もやはり是まで通り十一段にて被成度と御申切御退座候處土岐様にも當惑被致岩瀬修理殿へ談事に相成講武場へも御出席川勝殿へも貴君並に蟻川等へ能々示談川勝縫殿助殿 公邊御趣意通り相改め候様致事 某方門人也候方可然旨川勝殿より内談有之候に付教導の慥なる事だに有之候はゞ拜見之上免も角もと御申被置候所原書に荷蘭人書入候御書物并に號令等認め候書類川勝殿より廻され候約束に相成先慥なる事も分り候様子に付八段込方に荒増改むべきに御相談有之彌々と申節には尙又仰も可被下候得ども先其事一應御聞かせ被下候とて御丁寧に被仰越淺からざる御志の程感入候よくこそ再應も原書に無之不慥なる筋にては教導の法則難改と御申切被成候夫にてこそ根基あるの門流とも可被申但川勝殿より御書物之内原書に荷蘭人書入候もの相廻り夫次第御改めも可被成との事に御座候所此事は甚子細あるべき事かと被存候かつ存付候次第も候間内々左に得貴意候抑彼邦の兵にはランドマクトとゼーマクトとの差別有之ランドマクトは即ち陸軍にて陸上の戦を學びゼーマク

トは即ち海軍にて船上の戦を専らに學び申候此差別たゞ砲兵に有之のみならず歩兵にもやはり有之候事に候此節長崎表師範に參り居候荷蘭人は追々仄聞候にゼーマクトに屬し候ものと被察候去れば其傳授候所の八段込方にて火冠マクトフアルヂフを用意の號令の時に著け候は恐らくはゼーマクトの法にして是迄の陸軍の法則改まり候には有之間敷被存候一昨年横濱表にて致一見候亞墨利加船人數調練の節もいづれも火冠をば後にて著け申候是かのゼーマクトの故にも候歟と存候十一段と八段とにては一寸考候へば段數の減じ大凡四分の一と申ものに付大に便利の様に被心得候へ共用意ファルヂフの段に至り十一段の方は三舉動にて照準すべく八段の方にては七舉動を経ざれば照準に至りかね候装へ筒よりねらへの號令まで其舉動を通計候へば十一段の方卅一舉動有之八段の方廿九舉動にて其間僅に二舉動の遅速有之のみにて候儲その用意より照準までの舉動多きと少きとは一體の戦法の利害に大關係ある事と存候たとひはじめより總數の上にて二舉動多く候ても用意より照準迄の舉動少き方陸地戦法には便利なる様に被心得候夫等の事をも明細に算し候はず只管八段の段數に泥み便利とのみ

存候は未だ盡さざる所も候はん歟又荷蘭人の書入候とても其人ゼーマクトに
 屬し候者にて自分の學び候所丈を書入れおのれ一分の心得に致したるものに
 候歟も難計候得ば是また未だ信するに足らず候暎と是迄の陸軍訓練差圖書改
 正有之出版に相成渡來候はゞ格別唯荷蘭人書入なりと申すにて果してランド
 マクト歟但しはゼーマクトかの突留も無之倉卒に是迄の慥かなる法則を改め
 られ候はん事如何あるべきや既に是迄も世間にランドマクトとゼーマクトと
 の差別ある事を心得候もの寡く候よりボムカノンなども某薩藩の爲にラン
 ドマクトの式に従て造りはじめ候迄は公邊も何方もマリネ即ちゼーマの書に
 據りてのみ製作御座候故陸上の打方に不便を極め候事御承知の通に候小銃の
 事は一人の上の扱にて候得ば其利害左のみ大砲の上の如き懸隔も有之間敷候
 得共用意より照準までに舉動少き方陸軍上に便利なる事は彼の邦戦法の略を
 辨へ候ものには手易く分り候事と存候夫とも近年に至り陸軍戦法の上にも變
 改有之用意より照準までの舉動多く成り候ても装法の初より二舉動を減じ候
 方取るべきの利多く候と申すに決著しランドマクトゼーマクト一致に致候事

ランドマクト
 にかぜマク
 トかぜマク
 御辨別

もや是詳密に詮議を加へ度場と存候彼是の利害得失不穿鑿にて輕忽に改めだ
 て致し又左様には無之候ひしとて再び初に復し候様の事有之候ては如何と存
 候に付川勝殿より御書物相廻り候とても御如才もあるまじく候得共ランドマ
 クトかゼーマクトかをよく御辨別可被成候愚察には十に八九八段込方はゼー
 マクトの法と疑ひ存候公邊御趣意通り相改め候方可然と申談じ迄も有之候ひ
 し趣に候得共此御趣意も右に論列致候所まで暎と御論究御座候ても相立候御
 趣意にや但しはゼーマクトのボムカノンを其掛りより申立有之候に任せ御製
 作に相成り陸地に御用ひ御座候御同様の御趣意に候歟夫等も暎と丹州殿へ御
 伺ひ有之度事と存候篤く御志し簡様に候所へも折角と被仰下候義に付存付候
 事共書付内々及拜復候是等實に細事に無之日本鬪國の兵備に關係候事に付如
 此に御座候幸に此意を被諒社中面立候衆と宜敷御相談有之度候事

〔六五四〕 立田樂水に贈る

瑤簡拜見仕候如尊教連日毒炎御座候所御動履倍安好沃慰之至奉存候然者御周

安政三年七
 月中旬

百合女史西施之畫卒業

上田の林醫生

潤筆料

旋奉煩候百合女史西施之畫卒業に付蒙御轉附段々御手数之義千萬難有鳴謝不
 罄奉存候早速展觀仕候所用筆著色精緻を極め候事目を驚かし申候此畫をほし
 と申候は上田の林醫生に御座候差送り候はゞ定めて喜躍候はんと被存候右に
 付何分例の潤筆料之義御内探御誨示被成下度奉冀候孫桐畫幅も西施原幅も一
 同御還し慥に奉接□候何ぞ手本にも可成もの女史被望候由に候所清人の絹本
 一兩幅有之候ひし所一昨年之禍にて畫幀の類紛失ゆき方を知らず候只今有合
 せ候は何も無之候と存候見出し候はゞ御手迄差上候様可仕候御別紙艾園の申
 候印材動物鈕頭面を我方へ向け字を刻し候が古法と申事根據有之事に御座候
 漢唐の古印土中より出で候など多く左様と申説往々見當申候乍去蠟石印はや
 うやく明代に始めて世に出候ものに付是は必しも古印に擬し不申ともよき様
 に被存候依て近人動物の頭上を以て印文の上とし候もあながち是に非ずとも
 申難く本より文房の玩物に付いづれも己の欲するに任せ可然と僕などは存居
 候義に御座候偶御下問御座候故存じ候丈申上候扱又御醫案二則御示及愚意も
 御座候はゞ申上候様奉敬諾候とくと熟玩もし存付候義も御座候はゞ是より申

印材動物鈕頭面を我方へ向け字を刻し候が古法

上候様可仕候家内一同女史の畫に見とれ居り御使相待せ恐入候先段々之拜謝
 迄草々申上候以上

靜山先生研北

大星拜復

〔六五五〕 立田樂水に贈る

安政三年七月十七日

御來緘拜拆仕候如仰炎熱難堪覺候右故か一兩日御外感其上御痔疾の御氣味と
 申御事散々奉存候尤も昨日よりは少々御快被成御座候よし先以奉降心候但此
 毒暑の時分千萬御保攝に不過奉存候然ば華山の西施百合女史臨本とも正誼大
 夫被見度よしに付高价に附上候様容易の義則奉從命候將過日拜見仕候御醫案
 之義御別幅縷々御誨示奉多謝候有故無殞の義素問本病論蒙御借與候にて能く
 了解大慶仕候奈何は上の一字にて御句法宜く候へば何の字は御除き候方と奉
 存候斯須は須臾と同様に御座候其所の數句御附簽の通にて可然奉存候さて當
 歸陳皮蓋を去るべしと申愚考大略高案の如くに御座候凡そ香氣鼻を衝き辛苦
 舌を刺し候ものは皆熱を助くるの品に御座候格別の大病にて無之候へば往々

誤用候ても害なきに似候へども重症に至り候ては聯かの差誤大害と相成候事
少からず候様奉存候御醫案兩篇とも精密を極め候御論に付尙全きを奉責候心
にて及此義候に御座候幸御原鑒可被成下候素問とも完趙仕候御接收奉希候草
々拜復

十七日

大星 拜復

龍田 先生 几下

安政三年七
月廿日

〔六五六〕 羽田忠左衛門に贈る

長野市 橋本正次氏藏

秋暑彌御碍無御座候歟扱過日は御出産とて品々被下辱乍然毎度痛入候義に御
座候家内いづれも宜しく御禮得貴意度段申出候然ば御一町屋敷御口入を以て
在府中隣家大川へ借し置き候所はからず此地へ引籠り候様相成野菜萬端不自
由に候に付昨春も早速取戻し度と存候處桑なども植込み有之様子俄に取戻さ
れ候ては先方にて迷惑も可有之と存じ候て其儘致勘辨差置候所其間には存
念に應せざる事等も有之候旁借遣し候事當年限りに致し申度候來春よりは此
來春よりは

此方にて野
菜もの等も
蒔つけ度

方にて野菜もの等も蒔つけ度心得に候開御序に可然様大川へ御斷り被下度御
頼申候乍御厄介千萬所祈に御座候以上

七月廿日

佐久間恪二郎

羽田忠左衛門様

安政三年七
月廿一日

〔六五七〕 菅鉞太郎に贈る

昨便江府さる方より内々申來り候は魯西亞とトルコの戦争も當二月中彌和睦
に相成候由當節長崎へ参り居候カピタン時々申出候はロシヤとトルコの戦争
は日本の爲には天幸と可申此隙に兵備御整に相成候様有御座度自然右戦争和
議に相成候時は英吉利必日本へ手を出し可申候開若是迄の通意緩の御沙汰に
候時は禍近きに可有之と申居候處果して近日長崎へ英船渡來魯西亞トルコ和
議相調候に付ては別段改て使節を参らすべきにて候と申斷り直に出帆致し候
趣江戸表へは去月廿日頃に其事聞え候かのよし既に御承知かとも存じ候へど
も序に一寸報聞仕候以上

廿一日

隊學陣學等
の役人を仕
立置度

過日蟻川生よりも内書到來候處彼表講武場の稽古なども埒なしを極め候よし殊の外致歎息申遣し候其所へ右様の沙汰いづれ久しく安眠も出來申まじき世の中に相成可申かと被氣遣候右に付候ても本藩御武備のこと心にかゝり申候何卒吾黨にて責めては隊學陣學等の役人を仕立置度と存じ候間此事に付ても諸同志を御勵まし怠惰無之候様被成度所祈御座候

菅 賢 友 几下

星 拜

安政三年七
月廿五日か

〔六五八〕 藤岡伊織に贈る

御惠借の盆
蘭

朝夕は稍涼氣を催し候愈御健勝奉賀候借過日は御惠借の盆蘭大なる方に御引替被下此度のは花も殊の外多く別して賞玩數日相樂感荷無量奉存候然る所花も追々歇候に付御禮ながら一寸人差上候はんと存候所此節無人に候上に此早魃にて近隣の井皆涸水し稍離れ候所より日々の用水をも汲み候様のこと故乍存延引仕候蘭へは御附囑の通り盆面の様子を見はからひ候て雨水を十分に灌

花も過ぎ候
跡に六七箇
實を結び候

ぎ候に付其所は宜しく候所花も過ぎ候跡に六七箇實を結び候是は根葉の爲めには宜しかるまじくと存候がいかにものや剪去り候がよろしく候はゞ剪去り可申又其まゝ差置き候ても苦しからぬものに候はゞ葉間に一二頭を出し候所も随分面白く候いづれも御差圖可被下候毎度御人を煩はし恐入候へども御都合被下又々兩人御遣し被下度夫々返壁可仕候事慣れぬものにて萬一粗相致し候も如何に付御人を願候義に御座候幸に御聞濟被下度先は御禮旁如此御座候以上

百合女史に
寫しもらひ
候所潤筆を
何様に致し
可宜や

附白一事御誨示を蒙り度別幅掛御目候是を或人に被頼候て立田老に託し百合女史に寫しもらひ候所潤筆を何様に致し可宜や内探致し候に先方至て謙退潤筆のこと斷にて甚だ迷惑致し候多く遣はし候へば夫程よき事は無く候へども夫にては被頼候或人へはちと迷惑をかけ候様にて中にはさまれ至て致しにくく候賢友は毎々畫工へ種々の御好寄被仰付御功者に付通例の所を御教示に預り度如此に御座候何分無御伏藏御報聞被下候様奉冀候以上

廿五日

藤岡賢友 几下

〔六五九〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

安政三年七月廿六日か

御書惠拜見如仰秋暑只今に甚敷御座候乍去朝夕は稍金氣を覺候倍御清適之狀詳悉欣慰之至奉存候近日不快之事御傳聞被下預御存問辱奉謝候差したる義にても無之候所風邪氣にて例之痰喘を引出し三五日迷惑仕候事に御座候當年は春より其氣味は一切無之候ひし處夜中俄の涼氣に中り候義と被存候乍去此節はすきと霍然平日に復し候間幸に御放念可被下候儲は被寄思食須坂製之好菓一折御惠送被下午例御芳情不勝感謝候不打算老少一同賞味可仕候御移に何かと存候所何も無之座右有合候粗墨二枚御盆上に入置候御一啖可被下候將拜借ものも色々長留恐入候名物切手鑑外に御書物二部乍失敬御人に附還仕候外御寶刀等は其内光來も被下候節御供の衆に附し完璧致し度先は御芳情の拜謝旁草々如斯御座候頓首

念六日

大 星 復

名物切手鑑
外に御書物
二部

八田令友 几下

〔六六〇〕 依田源之丞に贈る

京都帝國大學藏

安政三年七月廿八日

小銃込方の事も其後江戸表の動靜を仄聞候に何分黙し難き勢と存候大小砲術の事某多年の勤苦を以て俗流の訛傳を改正し隱祕の固弊を一變せしめ門派殆ど天下に普く候昨年來御老中様御見置の御沙汰御座候も其門派も廣く且業前も他と同じからざる公論も有之故と被存候是某に於て本より輕視し難き筋且其淵源を窮め候へばかねても申候通感應院様御遠識を以て西洋兵備に預り候書多分御取集め拜見をも被仰付又某の原書を集め候に差支有之候へば多分の御内借等も御許容被成下力の及び候丈書籍をも取集め研究仕候様被成下候故の事にて是則ち當今天下の急務彼國の所長を取るにしかずと申所に御眼を被爲著候故の御事と乍恐難有奉感嘆候義に御座候此節御在世にて某門派のもの別段御見置の事被爲及御聞候は頗る御愉快にも被思召可被下置と御厚恩の程存出候毎に感泣罷在候事に御座候左候へば某門派をば他の俗流と相違の廉

感應院様御
遠識

御厚恩の程
存出候毎に
感泣

(別紙添付の文は第二卷補遺の事と銃装法の事より同文なりと略せり)

(舎人は家老河原舎人) 他日聡と致し候原書渡來の節必ずし狼狽いたし

はきと相顯れ候様致し度候所世に申す寸善尺魔とやらんにて意外の事さし起り門下にて是迄堅く相守り候法則流行の俗派に變せられ候はん兆相見え某の辨論を假り候にあらざれば救ひ難き勢有之歟に御座候仍て此間の書付別紙の通り聊か文通に紛れざる様認め直し候苦しからざる義に御座候はゞ江戸門人まで親類又は此表門弟より差送り度奉存候箇様に認め候へば其以前軍容節度等の事相しるし候書付同様の義に付於江戸表御手数段の段は恐入候へども同じく公邊へ御伺ひ可被成下や宜しく御勘辨被下候様御用番にても又は最初之御掛舎人殿へにても御差出し可被下候某の料見には彼の海陸軍備の區別をも辨へずその利害得失をも心得ず輕忽に改めだて致し候俗流の徒に於ては他日聡と致し候原書渡來の節必ずし狼狽いたし又再び初めに戻し候様の事有之天下に面目を失ひ可申其節某門下のみ輕卒のふるまひなく前後一の如くに有之候はば誠に天下獨歩とも可申左候時は某一人の規模に無之則ち御家の御外體にも可然御事感應院様御遠誼も爰に至て増々相顯れ候事に御座候へば是等の意味合よく御申取可被下候以上

七月廿八日

(名を缺く)

依田賢友 足下

安政三年七月廿九日

〔六六二〕 依田源之丞に贈る

松代町 山口勇雄氏藏

今日もあちらこちら御煩勞乍毎度奉多謝候過刻上げ候菓子御手をつけられず候ひき乍粗末令子達一時の御慰にもと持せ上げ候過刻之御禮旁草々以上

廿九日

直に蟻川賢之助へ江戸御下被下候様

乍序得貴意候明日は八朔にて定て御登城可有御座候左候はゞ御都合次第舎人殿御引廻し此度の義は何分も早速御勘辨被下候様御頼可被下候江戸へ御廻し相成御伺之上苦しからざる筋に候はゞ直に蟻川賢之助へ江戸御月番より御下げ被下候様致し度此義も宜しく御頼可被下候隔地の義にてあちこち時日を移し候ては苦心も詮なき事に相成候間如此に御座候此度の義は申さば過日之兩條より事柄重く候事に付其所よく御心得被下候様御申取可被下候偕又關口へも定て御面會可有御座候何分今日御煩はし申候事宜く御申談

書簡 聚遠樓時代 (六六一) 依田源之丞宛

五一九

過日の兩條(軍容の事)指す

被下度千万所仰御座候以上

依田 兄 几下

(名を缺く)

安政三年八月廿九日

〔六六二〕 依田甚兵衛に贈る

廿五日其表大風雨津浪

(代官町は甚兵衛の實家長谷川氏)

去秋末蒙御沙汰候以後は別して戒懼乍存暑寒の御安否も不相伺背本意候義に御座候然る處廿五日其表大風雨津浪等の變災にて御屋敷に於ても死失怪我人多分有之候よし過刻傳聞打驚き直様馬場町御宅まで人を走らせ御別條の有無相伺はせ候所不相分代官町へ遣し候所留守にて夜に入り又々人差出し候所代官町にて貴家にては御揃御無難のよし承知先以大安心仕候御臺場なども津浪にて皆隠れ候様に承り新たに御引移り御座候御屋敷御住居も海へ臨み候御場所とかねて承り候故當日御臺場詰なれば勿論大變たとひ御在宅にても津浪に御逢被成候事かと存じ殊の外に心痛仕候所先々其中にて御別條無御座候と申御事誠に以て目出度奉存候依て先御無難の御悅申上度禁を破て取あえず如此に御座候乍憚政君へも宜しく御致聲奉願候しかしいかなる御都合にて御遣れ

被成候や變患の次第もあら／＼承知仕度奉存候少しく御落付被成候所にて一寸御便願上候此方何の替り候事も無御座安全罷在候間乍憚御放念可被成下候大變の後必氣候等もくるひ可申候千万御自愛に不可過奉存候以上

八月廿九日夜

恪 一郎

甚兵衛様

猶々三村澁谷蟻川岡本別條は御座なく候や一寸安否も尋ね申度候處三村氏より親切に申給り候事も御座候に付忍で其事に及ばず候御面會の節御傍に他人無之候はゞ此度の災變に付ての御傳聲可然奉冀候以上

〔六六三〕 依田源之丞に贈る

松代町 山口勇雄氏藏

安政三年九月十一日か

一兩日は一しは寒冷を覺候御起居何の御替も無御座候歟然ば過日御用番へ御伺被下候様御頼申候義は如何の様子に候や此程拜話の後存じ候には御用番の有無に拘はらず赤澤殿へ御尋被下候へば端的に相分り可申と存候乍御苦勞何分宜く奉頼候儲は上げ置候風説書其餘蟻川の手紙等一先御返し被下候様致し

度候御入用に候はゞ又々上可申少々取調べ候事も御座候に付御催促申候事に御座候以上

十一日

(名を缺く)

依田賢友

安政三年九月十九日

〔六六四〕 片岡稚臣に贈る

埴科郡雨宮縣村 片岡三郎氏藏

口上

古事記傳多日借覽
中元前より家來一人きりに相成

追日霜氣相加候處愈御多祥珍重之至然ば古事記傳多日借覽辱次第に御座候既に卒業は致し置き候へども中元前より家來一人きりに相成何かと用向も繁く返上乍存延引に及び候今日持せ致完璧候間御查入可被下候御差支も無之候はゞ此次の卷々御惠借被下度冀候家父認め置候扇有之候まゝ御慰み迄懸御日候先年御手に入候趣に被成可被下候以上

十九日

佐久間恪二郎

片岡君

安政三年十月六日

〔六六五〕 勝麟太郎に贈る

八月十九日御認の御手函拜收倍御清健にて諸學科御精研のよし御便承り奉慰鄙懷候江府にても同じ廿五日の夜異常の颶風にて築地門跡本堂など吹倒し候程の事にて死傷も無數と傳聞仕御留守宅之御事甚無心許奉存即便御安否奉伺候所御住居の屋根損じ候位にて總じて北堂君御始聊か御怪我等も無御座候との御事降心之至先々奉賀候御事に御座候爰許にも老少不相替瓦全罷在候間乍憚御省念可被成下候然ば近日江戸表よりの御便にて承り候へば御驚遷被蒙仰候との御事幾久しく愛度奉慶賀候全く段々有用の事に御苦勞被成御座候故の御事と此方にて家内舉て喜躍仕候

北堂君にもさこそ御悦び被遊候はんと奉想像候態と拜賀の印まで魚價少々赤坂高館迄奉致候御一咲可被成下候借又御學科も追々御方付當年中には御交代にも相成候はんとの御事總て御熟練と申には無御座候へども一般の御取廻丈は御會得御座候よし敬嘆之至奉存候十分の所はいづれにも彼地遊學に無之候

ては届くまじくとの御見込はかねても申上候通り御尤至極の御事御同意奉
存候近來の御新聞とて雜記一本御贈被成下毎度難有奉多謝候いづれも耳新し
き事共にて得益少からず大慶仕候義に御座候但し書籍測器類積入候船海上颯
風にて行方を知らずと申事扱々時節柄にはあやにくの義其分にてはかねて願
置候洋書御代市之義も行届き申まじく是のみ遺憾至極奉存候乍去跡より無難
にて入津にも相成候はゞ拜願之義宜く御含可被成下候昨年出版の歩兵調練書
一本渡來候所装方十二節^{十一節か}にて八節にては無之候との事は愚見と暗合竊に自
喜候義に御座候都下にては例の八段に押並て改正夫を以て公邊御趣意など申
候に至り候と承り海軍の法をむざと陸軍に攙入候事あるまじき事と存じ起稿
候もの有之過日既に内々順子より御目にかけて候筈に御座候如何御覽被下候や
高論も御座候はゞ被仰下度奉冀候歩法をも舊に復し候と御雜記中には有之候
へども是は先便も愚意申上候通スコール中にてレクリュートを取立候には依
然と一分時七十六歩にて一先夫を改て早めに致し候を又此節舊に復し候にて
は有之まじく被存候本邦の人はおほかた窮理の力薄く候故に何事も矮人の場

を觀候が如く人に從て悲咲候事を免れず候やに存候洋客より直に御傳受御座
候諸學科の上にも此所には一番御心を被付候様乍憚奉存候偕又英舶渡來云々
之事一層の杞憂を増し候義に御座候其乗沈められ候番船は公邊に屬し候もの
や又は肥筑二藩の内かいづれや事の起り候は其乗沈められ候もの、父子兄弟
等より起りもし候はんかと心遣ひ候事に御座候夫等の事夫々遺漏無之候様に
御始末つき候義歎無覺束奉存候心得にも相成候間夫等後を善くするの計ひ有
無御承知の御事も候はゞ御一報奉願候英人の風本邦の人を蔑視し甚惡むべき
次第と申す事は必然の勢今更怪しみ候に足らず候某かねての持論に同力度徳
同徳量義雖稱文王之美亦不過云大國畏其力小國懷其德無其力而能保其國者自
古至今吾未之見也誰謂王者不尙力耶と申事に御座候夫を儒者輩眞學問を知ら
ず天下の形勢を審かにせず萬國の情状をも察せず外國の人をば押並て夷人な
ごと稱し外國所有の諸學科諸藝術を此邦に興し夫を以て國力を強くし候事を
知らず此節迄に馴致し候事故に當時に於ては智者ありと雖も猝に雄視の略を
建て候事能はず嘆はしき事に奉存候此度英人使節を參らせ候等もいかなる事

に成り行き可申歟只今の姿にては彼より如何様の事を申出候とも其申候まゝに被爲任候より外有御座まじく扱々困り果て候と申は此時節の事にて可有御座候尚色々申上度事も御座候へごもけく御學業の御邪魔に付拜答迄に是にて筆を擱き候時下折角御加愛芽出度御歸府御座候様奉祈候外他事無御座候餘在後鴻

十月六日

大星頓首

勝 君 臺下

附啓過日順子より御禮申上候夏中は吳筆廿枝御惠投被成下午毎度感佩難有奉存候毎々重寶仕候殊に一種の方細楷に宜く別して奉感銘候義に御座候乍序爰に御禮申上候以上

〔六六六〕 倉田左高に贈る

安政三年十月廿二日
（十月十三日）
日左高永醫
師となり表
御番醫を命
せらるる）

續て輕寒に御座候御起居倍御勝常と致想像候然ば過日は結構被蒙仰候よし傳聞幾久しく芽出度奉慶賀候早速使にても差出し可申と心には存候ひながら無

手術の事は
貴兄にあら
ざれば行届
き申すまじ
く

人旁不本意御無音に打過候幸御諒恕可被成下候此品乍如何聊御怡得貴意候印迄致呈覽候御咲存所仰御座候今日馬場生罷出可申に付乍略義相頼差上候其段は御海容可被下候儲馬場罷出相願候は他義にも無之先頃迄御療治御座候伊勢町大國屋に候所追々御見離し被下候趣にて夫迄被下候煎劑も見合御書立の末藥相用ひ見候様御教示も御座候よしの處當人よりも某に内々容體を見せ醫案をも乞ひ申度と馬場を以て内々相頼候に付乍迷惑致承諾一見候處御見離し御座候はんと申も随分御尤なる難物には候へごも聊か異見なきにあらず心得候丈の手充致教授遣し候所少しは效も有之候やに馬場よりも承候然る處昨今バルサツクへ殊の外張り候て患者甚だ相難み候よし尤もバルンステーンの薰法炒沙の罈法スベスレイサツク等法の如く手充致し候へごも何分釣り痛みには迷惑致し候趣に付手術の外有之まじく依て今朝も貴兄迄罷出御頼申候様申候所早速御承引も不被下やに承候然る所手術の事は貴兄にあらざれば行届き申すまじく候へば何分にも御仁意を以て御足勞之上御一鍼を御勞被下度某に於て深く致懇願候最初かれより頼の節此節の如き體に無之候へば及御相談免も

角も致し可申の所此節柄故に無餘儀療法致教授候等御思召も可有之かに存候へども夫是時宜御堪忍被下馬場生罷出御頼申候はゞ早速御承知被下様所仰御座候餘は生の口頭に可有之候へば草々申縮候千萬心諒

二十二日

吳 安

離山老兄親拆

安政三年十月朔か

(六六七) 立田樂水に贈る

松代町 小山英次郎氏藏

(内密云々は北山安世に關する事なり) 河中島懷古の詩

御誨答難有拜見仕候ちと御風氣と申御事乍然御漸快御淨髪も御座候と承り先以奉降心候時節柄折角御保護被遊候様奉禱候儲又折節御製しの上にて□□麩品々御取揃蒙御投惠不打置拜味仕候所不相變別段之清味塵腸を一洗し感哉之劇不可言宣奉存候御器ども返璧仕候御查入奉仰候將内密相願置候義云々奉多謝候一家存亡之義に係り候事に御座候間何分も御原鑒可然様奉万祈候比照之爲相願候化石も御惠借千萬難有奉存候形状と申光澤と申又別格と愛玩不能釋手候示し度仁も御座候間一兩日御寛假奉願候さて河中島懷古之詩電囑を汚

川中島へ探騎を出さざるの明證 餘りと申せば不覺の事

し候所荷御過賞赧顔之仕合に御座候且首章之亦不發探騎と申を御不審にて甲州方にて西條山へ廻候斥候兩度まで越後方の伏兵の爲に被撃不歸報候故妻女山へ押寄せ候所空山と相成又河中島の戦も甲州方斥候出候へども越兵既に押懸候左候へばいづれも探騎は出候と被思召候趣蒙仰是又奉謝候然處某の據と致候は甲陽軍鑑河中島戰の條に九月十日の明ぼのに信玄公廣瀬の渡かをこし八千餘りの人數にて備を立て先衆の一左右を待たまふ先衆はうしろへ廻し候兵を云也所に日いでて霧こどくく消ければ輝虎一万三千の人數にていかにも近々と備たりと有之候是川中島へ探騎を出さざるの明證と存候又その下に信玄公浦野といふ弓矢功者の侍をめし物見にこし給ふと御座候是を以て尊意には探騎出候かと被思召候やに御座候へども朝霧のまぎれに敵のちかんと備たるを探り得ずきり晴て後に始めて見つけ候と申は餘りと申せば不覺の事後ればせに浦野とやらむに物見を申つけられ候と申も何の事か某など甚不承知に御座候かゝる無益のもののみをも實にも見を被出手落無之様に甲州流など唱候兵學者流は申もし候はんすれども某に於ては取り不申最初の明證を以て云々案を結び

候義に御座候尙高論も候はんには幸勿吝言昨夕之拜謝旁草々申上候頓首

嘉平朔

錨村化石
(第一卷文
稿二八頁參
照)

錨村化石梅齋先生之御話にある西洋物産家セーステルと申ものゝよし申候
と承り罷在候所大なる相違に御座候是はおのづから別物にて前世界のもの
と被存候此説甚長し拜眉を待て可申上候以上

静山先生臺下

大星拜復

安政三年十
二月十三日

〔六六八〕 依田源之丞に贈る

松代町 山口勇雄氏藏

昨夕も御出被下辱奉謝候餘り俄に御引取故可及御話と存候事遂失念致し候い
つにても宜く候間御出かけの御序一寸御立寄被下度奉頼候以上

十二月十三日

新工夫の雛

片井御内用にて可罷越と申御達しは有之候所只今に見え不申候是は乍御面
倒今一應望月大夫へ御伺被下度候元來某の所存には賢友にても假りに御武
具方助とか申ものに被仰付御内用を以て某に御申談じ新工夫の雛形先一挺

形先一挺御
取立

御取立御座候様に致し度かと存候乍去夫も御手数にて六ヶしく候はゞ過日
書付掛御目候所を以て京助へ申談じ一挺取立試み候様一寸御内意にても被
成下候様仕度候唯京助へ御内用とばかり御座候て此方へ何とも無之候ては
ちと不都合なる事かと存候御勘辨之上望月大夫へ御内話被下候様希候以上

大星

依田賢友

安政四年正
月十八日

〔六六九〕 山寺源大夫に贈る

一昨曉之地
震

春來御動静をも不奉伺候殘寒もどかく料峭に御座候へども御眠食何之御碍も
不被成御座候歟一昨曉之地震此邊なども強しと申ながら格別之事とも存じ不
申候處追々其最寄より舊宅之邊餘程甚布震ひ候やに傳聞仕候御住居向等何事
も無御座候ひしや奉窺候借拜借之下田應接記并可不可と題し候文字一篇長々
相留め寫し畢り難有奉謝候則返壁仕候御收可被成下候可不可の文字は何人の

作に御座候や御存知に御座候はゞ御誨示奉願候一應は其筋も有之歟の様候へども未だ眞眼を具し得ざるものゝ手に成り候ものと家父などは存じ候趣に御座候春來高作如何や御草稿も御座候はゞ拜見奉願度奉存候家父近日之小品一兩首録し呈覽仕候御一評可被成下候御近况拜候旁草々申上候以上

十八日

題先聖像

人謂泰西之學行則孔子之教可衰。予謂泰西之學盛而孔子之教滋得其資。夫泰西之學藝術也。孔子之教道德也。道德譬則食也。藝術譬則菜肉也。菜肉可以助食氣矣。孰謂可以菜肉而損其味耶。

跋龍田葵丘翁所書聚星二字

先君脩德清靜。平心率物。嘗竊慕陳太丘之爲人。且有締交世之賢者之志。遂取續晉陽秋語。名其觀曰聚星。囑其執葵丘翁書之。然以其筆畫不滿意。而未及揭之也。頃觀諸古笥中。其字雖果如不免無有憾。而其語則先君所取。而先執書之。則亦焉可忍其敗爛而不顧哉。乃命裝工而治之。以其未有記文。始自書朱文公聚星亭銘。以附此。惟啓之躁急

激昂。常置良朋。尤不可以不儀。刑先君之盛德。則取而揭之於楣。蚤夜觀覽以自省云。

懼堂先生臺下

恪再拜

安政四年正月

〔六七〇〕 山寺源大夫に贈る

石炭説の義

華嶽精享昭應碑

大智の碑

一昨日は細々蒙御答教難有奉存候此間の地震其近邊果して烈しく候て御駈出し御座候節少々御脛を御痛め被成候との御事驚入奉存候尤も格別の御怪我も不奉存候へどももはや御平癒御座候ひしや否御容子奉伺度候石炭説の義承知仕候ざつと心得候丈かき加へ返璧仕候過日申上候通此原書は餘程古きものに御座候其説をも標注仕置候間御覽可被下候華嶽精享昭應碑御示及いかさま是は是迄も一兩度見かけ候ものにて御座候唐隸にても是等翹楚とも可申候世人大智の碑を稱し候へ共大智の碑よりは此方漢に近く面白き様被存候高意には如何や偕佳什數篇御示被成下不相替擊節拜吟感服仕候御下問も御座候に付竹村の被申上候處と比較仕候處皆先生御原稿の方豪雄の氣有之宜しく是は全く書を読み候多少の係る所にして不及是非事と家父に於ても深く御稱美申候

晴時頃より
夜をかけゆ
るりと光來
相願度

義に御座候但新年の御作の七八のみは竹村被申上候處聲律に叶ひ候閒御採用御座候方に奉存候趣此段宜しく申上候様申付候將又考古圖儘か末卷と覺候楚の武王の像有之候卷一寸御惠借被成下度奉願候昨年拜借残り説書下半も御寫しに相成候はゞ是又拜借奉冀候春來御寵訪の高意も御座候との御事何分も御縁合晴時頃より夜をかけゆるりと光來相願度家父も延領罷在候義に御座候右草々申上候以上

墨帖、石炭説御草稿、以上完璧仕候

懼堂先生丈室

恪 再拜

安政四年正
月廿六日

〔六七二〕 立田樂水に贈る

過日は御誨答難有奉存候御紙上拜見仕候へば近來御失調之由散々の御事に奉存候此程の雪以來餘寒も殊更料峭に御座候被成御續御村もいらせられず御快方に被爲趣候御事や奉伺候御出勤御座候はゞ此閒奉願候通家父不快御來診被成下候様奉萬祈候右御左右伺旁如此に御座候

廿六日

恪 拜手

立田先生丈室

附啓過日入御覽候葵丘先生の御匾字只今の住居掲げ候地無御座候に付先雜と一卷に仕候跋文も少々改作仕候過日のは亡父の申候義を以て其意を承候て認め候へども何分先輩へ對し如何と存じ且裏打を改め敗爛を治め候て篤と展玩仕候へば御腕力の老蒼中々時輩の及び候所に無之仍て亡父の意をも存じ又愚見をも添候てかく仕候義に御座候御一覽可被成下候以上

〔六七二〕 八田慎藏に贈る

安政四年二
月廿三日か

昨宵は御來訪緩々得面晤大慶奉存候殊に乍毎度御土産もの被下痛入辱奉多謝候御小蓋返上御收可被下候有合の物品帡しろまでに掛御目候御一咲御取舍被下度候儲は夜前御話の書畫帖拜見致し度候此ものに御附借被下候はゞ尤可爲好候疇昔之拜謝旁如此御座候以上

廿三日

貴號之事

澹庵など被成候ては如何や

書簡 聚遠樓時代 (六七三) 八田慎藏宛

五三六

附白夜前御話の貴號之事相考候所かの名水御所持に付いづれにも水に縁故御座候文字可然かと存候禮記に君子澹以成とも有之又老子に澹兮其如海なごとも有之候へば此澹の字を以澹庵など被成候ては如何や宋に胡澹庵御座候へ共何も苦しからぬ事に候存付候故乍序如此に御座候

八田賢友几下

大 星拜

安政四年二月卅日か

〔六七三〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

屏風片方差掛り拜借流行の風邪に三人平臥

或は冷或は暖非時に相變じ候氣候に候所彌御萬福被成御揃候や然ば近頃御無心に御座候いか様粗相なるにても宜しく御座候屏風片方差かゝり拜借致し度候賤家も流行の風邪に三人平臥仕居候仕合にて風を避け申度御無心申候義に御座候御允諾此者に御附與も被下候はゞ感佩不可過之候至禱

卅日

澹菴仁友几下

大 星拜

安政四年三月四日か

〔六七四〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

家内残らず病人

華墨拜見如仰いかにも不揃之氣候日々之風烈迷惑之事覺候處倍御健安喜慰不過之候偕は家内不快之者御存問被仰下殊に老母への御見舞として嘉菓二盒御贈惠被下御深情千萬辱感佩無已奉存候母義從來殊に悦び候品故別して感銘不打置拜味宜しく是方も拜謝申上候今日頃も家内残らず病人にて御座候處幸に老母と豚犬は昨日來大に輕快の姿に相成嗣で某も善候に相成外兩人も明日頃は多分宜しく相成べく被存候間幸に御過念被下まじく候此間も急に屏風拜借之事御無心申候所早速御允諾にて此日々之風寒をも相凌ぎ不勝感謝候米帖天馬賦も今日御遣被下是又奉謝候先は御存問之御禮迄草略如此御座候餘留面賦

四日

澹庵君几下

大 星拜

安政四年三月七日か

〔六七五〕 山寺源大夫に贈る

書簡 聚遠樓時代 (六七四) 八田慎藏宛 (六七五) 山寺源大夫宛

五三七

過日は御墜簡にて蒙御存問難有奉謝候其上御話の黃州統領公祖の像一幀荷御示及是亦奉謝候折節家父義風邪又々致再感平臥罷在且家内祖母より私まで一時残らず風邪に取伏せられ數日枕を竝て打臥首を擡げ候事能はず候體右故乍存早速拜答も不申上且高田より御到來とて精製の蒲鋒御分惠被成下候御禮も不申上不本意至極の義に奉存候蒲鋒いかにも良品にて中々一通り有觸れ候品に無之稍江戸の風味に近く折節家内不快にて食品味なしと申時節たまものにて食を進めいづれも難有がり能々御禮申上候義に御座候さて公祖の像は仰の如くあまり面白からぬものに御座候勿論贋作にも有之まじく候へども畫手と申し其像の面貌と申し鑒賞するに足らず候但襪裝の切れのみは舶來の品に候へども是等を算し候に至り候ては商人の料簡にて可有御座候乍去一時展玩相慰み難有存候則還上申上候御查入奉仰候儲其以前三村へ被遣候とて川中島地理記に御跋尾御認め指掌圖一同御示及御跋尾いかにも雄偉に御出來家父も殊の外御賞美申上候地理記も風邪の初にて候ひし故押して一讀仕候所へ三村氏に被押懸已の時ばかりより晡前迄對話病中の上の倦み候所故御使を蒙候時節

常陸帶跋

には拜答を可認氣力も無御座草々御答申上候仕合失敬恐入候事どもに御座候ひき地理記尊考の如く龍洞院裏の茶白山と申事も目に立ち申し其外往々事足らぬもの候様にも被存候其上地名をも夫は今のかしここれは今のこゝ也と申所地勢變革の後よりしるし候ものに致し候ては詳かなるに過ぎ候かとも被存候果して彼戰を致目撃候ものゝ傳へを録し候と申所如何可有之歟疑を免かれず候やに家父は申居候高意如何や御異論も御座候はゞ奉伺度被存候常陸帶跋見出し候まゝ別番に録呈仕候是は其まゝ御留被置差支無御座候戸田の別號を存じ不申御存知に御座候はゞ御誨示可被成下候先は拜復御無音の申譯旁早々申上候家内風邪も昨今いづれも快方にて起き出候閒乍憚御過念被成下まじく候以上

七日

蒲鋒の御移何も無御座候此小筆紙しろまでに御宮内に入置候稚龍の御慰にも相成候へば大慶不過之候

使無堂先生 臺下

恪 拜手

安政四年三月十七日か

〔六七六〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

附白御器は是より返上申度候以上

墨教拜見如仰兩三日漸春光に相成候様被存候倍御多祥奉慶候然ば家内風邪御存問被下殊に精製の妙品澤山御惠投被下重疊感銘不知所謝唯甚奉痛入候御事に御座候一時は家内老少とも残らず平臥の仕合に候ひし所いづれも不日に快方此五七日來平日に復し候間乍慮外御過念被下まじく候右仕合故今日は天氣も宜しく候とて皆々松下の水亭へ出候て茶など給へ居候所存じ寄らざる賜ものにて一段の清興を添へ家内ども一同難有狩宜しく御禮申出候先は裁謝まで草々頓首

十七日

澹 庵 兄 几下

大 星 拜

安政四年四月二日

〔六七七〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

楞伽經

夏に入り漸春光之様に相成候是も又珍らしき事に御座候御起居彌御障も無御座候耶然ば楞伽經一讀致し申度候所可借出手寄も無之候淨福寺には定て可有之乍御六借御序も候はゞ御借寄せ暫時御轉借被下度奉頼候勿論急ぎ候事にては無御座候今日一文字屋參候に付此事相願置度如此御座候以上

二日

澹 庵 兄 几下

大 星 拜

〔六七八〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

安政四年四月三日其の
楞伽之事
淮南子

昨日楞伽之事御無心申候ひき急がざる事に候間いづれにも宜く奉頼候今一事御面倒相願度候は寺街御同氏より先年淮南子を借覽候事候ひき此節定て藏本可有之候右も何分御借り出し被下度奉冀候毎度色々御六借の事申候も如何に候へども此節柄御懇意を憑み候て如此に御座候千万御原鑒可被下候以上

澹 庵 兄

大 星

安政四年四月三日其の二
淮南子早速に御借出し

〔六七九〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

過刻も御丁寧に御答簡被下奉謝候其節御無心申候淮南子早速に御借出し被下殊に態く御持せ被遣萬々辱不勝感荷候其内拜面可奉謝先御禮迄草々如此御座候以上

即刻

大 星 拜

澹庵契 丈

〔六八〇〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

安政四年四月三日か
御惠借の書畫帖
有合の小絹一片近製を録し

好天氣倍御健安と致想像候然ば御惠借の書畫帖多日展玩岑寂を慰し奉感謝候則返壁御接收可被下候有合の小絹一片近製を録し御目にかけて候御一咲被下度候以上

三日

猶々庭林の花も追々さき出候當年は十分に月の時節にかゝり申候月のよき

夜いつにても竊に御一遊可被下候乍序如此御座候以上

大 星

澹庵賢友

〔六八一〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

安政四年四月十日か

御無心候ひしは楞伽に候所是は楞伽に嚴

入楞伽

御手誨拜見此兩三日はちと又暖氣に過ぎ候様被存候倍御清勝奉慶候御手数相願置候佛書御持せ被下奉謝候然る所御無心申候ひしは楞伽に候所是は楞伽にて御座候此書は文章も宜しき評判のもの故に是迄も三遍り讀候ものに付其儘致還壁候楞伽と唱へ候にも二種有之其一を楞伽阿跋多羅寶經と云ひ其一を入楞伽經と申し候入楞伽は十卷楞伽阿跋は四卷に御座候一と通り楞伽と申候へば入楞伽の事の様存じ申候猶首楞嚴を恆に楞嚴と申候類と被存候乍御手数是等の義を以て今一應御詮議被下度奉冀候楮此間は御遊山御座候ひしとも存じ不申迎など差上げ結句御苦勞をかけ悚惕不少候御目にかけて候拙詩の事など御丁寧被仰下痛入申候先は拜答迄草々如此

十日

澹庵 兄 几下

大 星 拜

〔六八二〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

安政四年四月中旬

入楞伽大英(寺の名)の方より
藏經揃居候に付何也とも

此間は御過談被下奉謝候花もよき折にて昨日の雨故一旦に散過ぎ家内ごも、
丁度よき時節御出被下候と今日も御噂申候事に御座候然ば相願置候入楞伽大
英の方より御取出し被下候とて態々御持せ被遣毎度御手数数の御事千万奉多謝
候同寺には藏經揃居候に付何也とも御取出し可被下との御事大慶の至奉存候
折柄立田氏入來にて對話中草々御禮得貴意候餘は拜面萬謝可申盡候以上

即時

淨福の方に有之候四卷ものゝ方も未だ看過候はぬ品に付御序も御座候はゞ
御取出し御轉借被下度奉冀候至祈

澹庵 兄 几下

大 星 拜

〔六八三〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

安政四年四月十七日

淨福(八田家菩提寺の名)の方の四卷物の方

楞伽阿跋多羅體齋畫譜の事

御手簡拜見好霽御同意奉存候然ば致拜話候楞伽阿跋多羅御持せ被下毎度御手
數千萬奉謝候體齋畫譜の事御尋に御座候元來蘭竹のみの譜に付別段蘭竹之譜
と無之通用候様に存じ候所某など存じ候外に梅菊又は山水等の譜あるまじき
に無之候へば體齋蘭竹譜と申候方まざれある間敷存候釋書の御禮旁草々以上

十七日

大 星 拜

澹庵 賢友

〔六八四〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

安政四年五月十二日か

何となく夏色に相成候愈御好安と奉存候然ば一寸拜話を得度筋も御座候御差
廻し今宵暫時にても御内訪被下度奉希候要用のみ草々以上

十二日

附白得拜話度主意は寺町御病人用藥の事に御座候何かと御怪みも可有御座
候に付一寸致注解候以上

澹庵 賢友 几下

大 星 拜

安政四年閏五月一日

〔六八五〕 八田愼藏に贈る

今日は覺溽暑候御興居益御礙も無御座候や然ば寺町より被囑候跋文認候に寺町の字にても號にても認め申度候乍御手数數御問合せ被下候様奉冀候乍序拜問貴兄御字は何と御申候ひしや御頼の山水興に乘じ致一揮候に付其題辭に貴字をしるし申度候御書入御申越可被下候以上

閏月朔

大 星 拜

澹 庵 兄

〔六八六〕 山寺源大夫に贈る

日々陰雨梅天無餘儀候御動履倍御礙も不被成御座候歎偕此程は御惠訪殊に美醪澤山に御祝私迄も好物之品拜戴重疊難有宣謝不盡奉存候乍去御用多とて御急被下候故餘り勿々之仕合にて遺憾亦不少奉存候御示しの侗庵筆記律曆書解一涉之上奉返壁候書解を作り候人は何分固陋にて

安政四年閏五月五日

侗庵筆記律曆書解

西書などには勿論涉らず律曆淵源なども讀み候はぬやに被存箇様の書先致し方無之候筆記も平に格別面白からず儒者之不窮理は怪しむに足らず候へども箇様の小冊子中往々紕繆も有之様に相見え候上卷三頁陰符經引太公之言曰殺人滿大風暴起と申事陰符中記し不申候故試に檢索候所箇様の文無之候如何の義歟子増の序も顛倒を免かれず藤謙敍の大之經術事業小之制度文章もちと聞えかね申候制度文章爲之末など申候事は三綱五常の大經に對し候ての事儒生の經術事業を大として制度典章を小とし候事は相成まじく儀禮周官いづれか制度ならざると存じ候事に御座候高意には如何被思召候や侗翁の著書を先刻し候はんには猶外に精品も可有之候はんはんに惜むべき事に奉存候先此間之御禮旁草々申上候已上

五日

(望遠鏡中望月歌) 關中十二詠と申詩

附稟松嘉罷出候はゞ此一封乍憚御遞致奉願候望月歌下半此帑と御取替被成下度候上半中孤月懸天を月輪懸天に改め候偕此間園中の模様御賞玩をも蒙り候園中十二詠と申詩未だ電囑に供し奉らず候ひしや掛御目候やにも存じ

書簡 聚遠樓時代 (六八六)山寺源大夫宛

候がいかゞや若未に候はゞ近日録呈可仕候是は望家に他日迄も残り可申候へば御次韻なりとも御同作なりとも御手隙に奉願度趣家父申居候御合置可被成下候以上

山寺 □ □

恪 二 郎

安政四年閏五月五日の

〔六八七〕 山寺源大夫に贈る

履霜録

河原氏出の上人詩稿の(竹叢軒遺稿と稱せるものなり)

昨日賤价御門前市を成し候體目撃罷歸り御多務之御様子申聞け嘸御退屈も可有御座と奉存候所に細々御誨答恐入奉存候然ば今度松嘉より献じ候履霜録一卷御示及被成下難有奉謝候此撰者知り人に候や御尋に御座候所是迄遂に承り及ばぬ姓名にて候尊按には佐藤何がしなどの流にも候やと被仰下候へども此時務の一巻にては果して左様に候とも難申上候此卷一涉仕候に付可相成は軍制兵具礮技等の卷一兩日御惠借被成下度候夫一覽仕候上にて愚存御座候はゞ可申上候河原氏出の上人詩稿も御示及是又奉謝候颯と見渡し候處絶句之内往往可誦もの有之感じ入候事に御座候卷中にて見候へば石城翁とは叔姪の開柄

此地へ引込候以來の詩文も……大抵にも……第し置きて候はんとて

と見え候流俗の間に自然と文字種御座候事の様に被存候乍去仰の通此許にて一生を終られ候はゞ決して此手際に至り申まじく他山之石之御譬至極御同意奉存候園中十二詠未だ御覽に入らず候よし近日録往可申候此頃風と存付此地へ引込候以來の詩文も一時草書のみにて夫成りに致し置き大分見えかね候なごも候様に付大抵にも次第し置き候はんとて座右さがし候へば右十二詠なごも出來り候て詩は都合六十首ばかり文はその半ほど御座候仍て昨日も十二詠の事申上候にて御座候御帖中料幣を被遣候と御座候處紙は參り不申御取込中御取落しと奉察候紙は尋常の品に候へば此方に有合候間御配慮被成下まじく候安世へ係り候書價の義も御手數に難有奉存候是はいづれ書肆より尙申出べく被存候間其節又々御厄介筋可奉願候別紙御擲還則落手仕候將桑名藩青木老人書簡も一讀中々手の廻り候人と感心仕候詩と申書と申いづれにも讀書家と被存候本藩にはけく簡様の人に乏しく遺恨此事に御座候右書簡詩筆も外二書一同完璧仕候御査入可被成下候

但履霜録中家父先年老公へ奉りし上書の略をも載せ有之候處鑄立可申銅砲

の事など餘りに固陋を極めたる事共にて其後見候ては誠に愧入候とて毎々
門下の衆も申事に御座候既に庚戌之夏右上書の草稿取出し候節此條之上
に一語を題し置き候只今左に録出懸御目候間乍御手数數此録中へも御書入置
被下候様仕度と申義に御座候

大礮鑄造之料に此の文天保十三年十一月の上書末尾に追記第二卷上 頁五二した
れば此處には省けり

狂雲集の詩

狂雲集の詩其儘御留被置差支無御座候但本差上候心得にて認め申さず候故書
法禮に當らず其所恐入候右御投還を蒙候はゞ認直し差上可申候右拜酬迄申上
候御忙間中御手答を煩はし奉らず必御口答に奉願候以上

五日(此の日附或は六日の誤か)

乍序願置候先年後輩の爲に御無心申候ひし礮卦の解此節の如き御忙劇にて
は後半残りの分如何御座候はんや後輩にも近日江府の怪我人などの事承候
に付候ても心得に示し申度候所何分文字有之人乏く候に付原文のまゝにて
は多埒あきかね候様子に御座候就ては御解の出來候丈も讀せ申度奉願候御

礮卦の解
……後半
残りの分

草稿のまゝにて宜く候間暫御惠借奉冀候至懇
懼堂先生丈室

恪 再拜

安政四年閏
五月十日頃

〔六八八〕 山寺源大夫に贈る

履霜錄一覽
仕候處……
佐藤何がし
位のもの

今日も鬱溽の天氣御興居倍御健安に被爲入候歟然ば此間は履霜錄三卷御惠借
難有奉存候料紙三番も慥に御預申置候履霜錄一覽仕候處明鑒の通佐藤何がし
位のものなるべく候世間近來は別して箇様の編述も多く候様被存候所少しく
立あがり候眼よりはあらずもがなと存じ候事に御座候高意には如何被思召候
や三本即返上仕候此様のものに候ては残りの分は拜借相願ひ申まじく候將此
間申上候十二詠稿塗抹のまゝ掛御目候他日御擲還奉願候是等の義に付候ても
桐翁先生御存生に候はゞと感愴仕候定て御同懐と奉存候絶句は殊に不得手に
付別して疵瑕多かるべく候痛く御指摘所冀に御座候高野生の詩御書留一葉還
上仕候此節は又一段宜く相成可申近日の詩文ども見度ものに御座候御手に入
候はゞ御示及奉希候此間相願候礮卦の和解も御取出し被差置候はゞ此伴に御

十二詠稿塗
抹のまゝ

附與可被成下候先草々申上候以上

懼堂先生席間

恪 再拜

安政四年閏五月十二日

〔六九〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

初子にて也
調置き申度

纒かに晴景かと存じ候へば又陰鬱の氣色に相成候御眠食何の御礙も無御座候歟然ば此節此地並方の米價何程位か定て御承知と奉存候この氣候の不順に冷氣なるに就き候ても秋熟の際も如何と被氣遣候へば只今心扣に少々も初子にて也調置き申度かと存候様子次第拾圓ばかりも上げ候て御手数數相願度候當時は御存知之通置場とても無御座候へば是又御厄介相願候より外無之候何分も御允兪御含置き可被下候以上

十二日

大 星 拜

澹庵賢友足下

安政四年閏五月

〔六〇〕 山寺源大夫に贈る

恩田孺人碑
陰御草稿

瑤簡難有拜見仕候如仰大雨夫故か冷氣に御座候所倍御健安被成御座奉慶候偕一昨日は御來過を蒙り奉謝候但餘り勿々の御事にて遺憾不少奉存候然ば恩田孺人碑陰御草稿御示及家父存念御尋御座候處是も昨夕より頭痛氣にて今朝夫が爲に右臂を刺させ候て八十疋ばかり放血仕候頭痛は右にて即座に快く候へども鉸針の痕痛み候て字を認め候に不都合旁御草稿一兩日拜借是より返璧申上度餘事も其節拜答可申上今日は先是にて蒙御免度候此間拜借の別條任命返上仕候寫させ度候間近日の内尙又御惠借奉願度候以上

即日

病中記事
(板倉勝明著)

病中記事一葉御借示是又難有奉存候是も御草稿返璧の日まで御緩貸可被成下候此候も御不幸との事始めて承り奉痛惜候義に御座候

山寺先生席間

恪 拜復

安政四年閏五月廿日

〔六九一〕 山寺源大夫に贈る

令孫御誕生之拜賀をも不申上

雨竭候歟と存候へば又風烈よく世態に似候事と被存候尊候何之碍も不被成御座候邪奉伺候此開申上候臂昨日迄も少々宛痛み候て右故執筆をも存じ疾し令孫御誕生之拜賀をも不申上背本意奉存候御母子様とも御續き被成逐日御肥立被成候御事と想像仕候此節柄御祝ひ申上候と申も如何に御座候得共是は祖母より態々御目にかけて度と申事に御座候當年八十三歳に相成候處耳目聰明腰脚とても甚輕健にて候間夫に御あやかり御長命に御出被成候様を奉祝候心ばかりと申事にて候御咲存可被成下いづれも御怡宜く申上度段申出候乍憚ごなた様へも可然御致意奉冀候然ば此開の御草稿ものゝ事家父へ申聞候所委細敬諾仕存寄候丈御稿本へ朱書仕候尙其義に付申上候は筒様の一寸致し候私記に將軍家の御諱等有之候事如何と存候其上に御諱を記し候に決して及ばざる事但麾下之衆と申事だに分明にて候へば夫にて濟候義と奉存候温信之文字の事御心付れ御申越御座候通筒様一寸致し候品にても碑陰などに認め可申義に無御

此開の御草稿ものゝ事

擡頭と申書式

座候有のまゝに小姓衆と可有御座候正名諸言は其序にも見え候通元來正言ならず私言と申ものと被存候依て遊戯の文字にはまゝ採用候も苦しかるまじく候へども聊も其實を後に傳へ候はんと申には決して用ふべからざる事と奉存候擡頭の義に御座候が擡頭と申書式本邦の法に無之候かけまくもかしこき天皇の御上を書し候にも平頭に認め候が本邦の方式にて御座候其事令の公式に詳なる義に候を世間漢文字を扱ひ候輩不相辨外國近代の法に私に倣ひ候て一字擡頭二字擡頭等の種々なる事を仕出し剩へ近日は將軍家の御諱に係り候字を缺畫候なども往々有之候様に被見受結句失禮千萬なる事と奉存候右の次第に付先考などの所も擡頭は勿論然るべからず碑陰に付平頭にも及ばず大朝と先考一字闕にて可然候碑は大小に限らず面限あるものに候へば古來か平頭等に可致所をも闕字にて濟せ候事漢代以來致現存居候諸碑を覆して知るべき義に御座候日尾荆山が訓點復古之事御尋にて高意にては隨分尤にも被思食候かに候へども家父かね々不十分の事に申居候荆山は先年家父玉池に住し候頃は程遠からぬ邊に居候故に折々出會候事にて候所歌學は隨分致居候様子に候

日尾荆山が訓點復古之事

一齋先生之
改點と申も

へども經學の力など格別無之人と申事に御座候一齋先生之改點と申もの先生
元來國學之事は更に不案内に候故に固より其訓點に紕謬も多くとゞ荆山が申
所のみならず候へども作文家の爲に裨益御座候所少なからず候へば所謂葑を
采るに下體を以てする事なかれの意にて取用ひ可然事と家父はつね々申居
候尤も決して従ひかね候所もまゝ有之候故に家父には別に讀法をも相立て置
き候事に御座候其従ひかね候所五經には勿論多く四書にも少なからず候是等
其説甚長く一朝帉筆の能く盡す所に無御座候其内御過訪をも蒙候節御猶豫被
下候はゞ委細可申上候東洋生が詩文並に書扇加川生が草稿甘雨侯の病中記事
塌本御草稿二通一同返璧仕候東洋生が詩文の義は過日略御面話仕候故別段不
申上候加川の手際甚六ツケしく存じ候文章本手に致修業候ものには有之まじ
く候高野廣馬など罷歸候はゞ是等の手際より遙に可宜候是式にては何分數に
入りかね申候病中記事も何か事足らぬ様にて感心も仕らず候但此間も申上候
通御物故と申は惜むべき事に御座候諸侯の御身にて御文藝大抵に御出來被成
候事當時晨天之星數にて候ひし所御不幸にては又更に寥々に相成候定て御同

加川生が草
稿甘雨侯の
病中記事

別に讀法を
も相立て

高野廣馬な
ど

單身在宇宙
の御作一葉
御揮灑

今日は臂も
大分自由に
相成

歎可有御座奉存候言志十首の御作いづれも不勝擊節感服仕候諸老輩一二存念
をも申上候にて別して鏘鏗一字も容易に動かすべからざるに至り候様奉存候
過日拜面の次に於ても奉願候通單身在宇宙の御作一葉御揮灑奉冀候外に昨冬
か拜見仕候鐵瓶雪水甘如蜜と申七絶珍重奉存候間是も御序に御揮毫奉希候其
外に一葉是は長短何様にてても宜く思食次第何也とも御一刷被成下度候今日は
臂も大分自由に相成候に付先日の御悦旁如此申上候狂雲集の詩認直し候まゝ
附上仕候以上

念日

華山の款詞

附白華山の款詞と申もの御手に入候よしにて見及候や否御尋に御座候處彷彿
と傳聞にて承候ひしかども遂に見候義無御座候御座右に御座候はゞ一寸
御垂示奉冀候過日任命返上仕候別條も御用御手隙の節今一應御惠借奉願候
久留米藩村上守太郎一件は其砌宮崎復太郎說話にて承候通の事に候肥後の
萩と申仁御存知に候や手簡の向讀書も餘程出來候人と被存事情もよく相分
り申候右も寫留置申度候過日拜範の節は餘り匆匆にて可申上事も遂申上落

久留米藩村
上守太郎一
件

殿卦の御解
も難有

書 簡 聚遠樓時代 (六九二) 山寺源大夫宛

五五八

し候其以前殿卦の御解も難有奉存候江府にて拜見候は今少し多く候ひし様
奉存候所ちと程子春秋傳の恨を免れず候乍然早速依田源へ相示し候所殊の
外に珍重がりいづれにも相弟子申合せ舉て相願ひ此節御獨勤にて御用多の
所は奉察候へども何分にも跡を御嗣ぎ被下候様仕度と申義に御座候ひき右
に付候てはいづれにも誰ぞ罷出可奉願候後學許多の助にも相成候義に付門
下共より奉願候はゞ乍御多忙彼の末御終惠被下候様奉萬祈候至懇々々御揮
灑相願候料紙差上候以上

〔六九二〕 山寺源大夫に贈る

安政四年閏
五月廿一日

昨日御令孫様御降誕御座候御怡迄に祖母より粗末の品呈覽仕候處御丁寧に御
挨拶蒙仰今日に至り更に又縷々御紙表殊に御有合の御品とて彼是御移に御惠
投被成下結句奉痛入候御事ども祖母はじめ宜しく御禮申上候様申付候御母子
様ども追日御肥立被成候よし殊に御出生様はよく御熟眠御座候故御伽の衆も
心易く御座候との御事全く御丈夫の御出來故の御事に可有御座何より奉慶候

正誼大夫
(恩田頼母)
御賀詠

大綱(大徳
寺の僧)の
一幅

畢山款詞

義に御座候御名の事も被仰下難有候いかにも宜しき御名にて幾久しく愛度奉
存候正誼大夫御賀詠をも御示及被成下奉謝候調も打あがり候て珍重奉存候大
綱の一幅も御示し是又奉佩服候書體中々無我なる事に見え申し候一休の御問
合の事三村よりは其後何とも不申上候や大綱が答承り度ものに御座候儲昨日
申上候義に付詳密に御誨答被成下御用多の御中別して恐入奉存候昨日蒙御惠
示候畢山款詞も一讀仕候よきもの世に出候て畢山が爲には一層光輝を生じ候
様奉存候此様子にては家父并に寅二郎などの追々世間へ出で可申左候へば
かの罪按の次第も委細に世に白し可申何とぞ右様致し度ものと申居候事に御
座候款詞も外より御借ものに付早還申上候様蒙仰候に付今日御示及の二幅一
同奉返壁候御査入可被成下候先は御移戴き候御禮御誨答の拜酬迄早々申上候
不盡

山寺先生臺下

恪 拜 酬

〔六九三〕 山寺源大夫に贈る

東京市 山寺源太郎氏藏

安政四年閏
五月廿一日

書 簡 聚遠樓時代 (六九三) 山寺源大夫宛

五五九

萬姓統譜御
擲還
五老集

梅天倍御多祥に被成御座候歟儲此間は萬姓統譜御擲還盧柳南趙清曠二名見え
不申候に付外より御尋申上候五老集と申もの御示及此中蘇孫方いづれも宋人
に候へば盧趙も同氏の人なるべく被思召候よし御尤に奉存候仰の通一涉仕候
處與へ候人名も無之外三子とは違ひ申候やはり初學の爲に題を設け程式を成
し候ものに可有御座候夫を五山の徒などが見出し候て點を施し上木候にも候
はんと存候乍去何程も書を読み候はぬ者の手に成り候様被存候東坡が□□道
に與る帖に宣甫が夢遇於傳有無と有之候を夢に傳に遇ふと読み候は尤も咲ふ
べき事と存じ申候往々其手際と被存候へば程式に設け候ものをも眞の手簡と
無差別に合刻候も怪しむに足らず候狂雲集の事よく三村へ被仰遣候大綱何と
答へ候はんや其内三村より御返事御到來に候はゞ必御示及奉願候又炭屋別
家の媳婦に相成候奇特の女子褒賞の別條御示借毎度珍らしきもの拜見難有奉
謝候十歳の女子にして簡様の事と申は誠に天稟の美なる所と感心仕候年致し
ますゝ婦徳有之候や承度ものに御座候別條の末に有之候安喰と申仁も非凡
の様に被存候御聞及ばれ候人にや過日拜借仕候風説書下半も漸卒業に相成候

夢に傳に遇
ふと読み候
は

狂雲集の事
大綱何と答
へ候はんや
炭屋(大阪)
別家の媳婦

(望遠鏡中
望月歌を作
る)

に付五老集右別條一同完趙仕候近夜月に對し一詩を作候に付録呈奉取御一祭
候原作は定て御承知と奉存候故差上不申候阮元は算學も出來候人と申事に候
所地球の徑大略月の徑の四倍に候を以て光は面の積にて不申候ては叶ひ候は
ず其所より存付候て此戲作に及び候に御座候先は拜借ものゝ御禮旁草々申上
候

以上家父より申上候様申付候に就き如此に御座候以上

廿一日

恪 二郎

山 寺 様

〔六九四〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

安政四年閏
五月廿一日

墨教拜見梅節愈御佳勝沃慰之至然ば先考七年の御忌辰と申御事誠に間も無之
義御互に往來も候事回視候へば昨日の事の様被存不堪感愴候嘸々御追悼可有
御座と奉存候御祭期何かと御事多にも候はんに被寄思食御重之内品々被下辱
奉謝候家内いづれも宜しく御禮申上候將此品乍粗末御靈前へ相供申度候乍憚

宜敷奉頼候拜答旁如此御座候以上

廿一日

澹庵賢友足下

大 星拜

安政四年閏五月廿六日

〔六九五〕 山寺源大夫に贈る

一昨日は蒙御墜簡難有奉存候如教猝に酷暑に相成候處倍御清穆被成御座浣慰
 不過之奉存候尊察之通清夏軒風も能入候故先凌よく老祖母始無事に罷在候幸
 御放念可被成降候十二詠御擲還拜收仕候其内御□詠をも可蒙の義先以欣然仕
 候義に御座候令孫君彌御肥立奉慶候然る所御額上に小指尖ほどの赤み御座候
 處有之押し御覽候へば暫赤みを失ひ候へども又やがて元の如く赤く成り候て
 尤も御見付被成候節より御傍にては少々御隣ぎ候様に御申候へども尊眼には
 左様にも不被思食御降誕の時御打身にても候歟又は悪血の聚り候にても候歟
 多分其内には散じ可申候へども唯今の所にて御手充御座候方可然か御手充御
 座候と申時には今少し御日合も立ち候事の方可然歟やはり硃沙記などの類に

十二詠御擲還拜收令孫君彌御肥立

も可有之歟家父の考御尋に付委細申聞け候處段々被仰下候條を以て相察し候
 へば多分硃沙記にて可有御座候硃沙記は大小厚薄淡濃に拘はらず皆皮膚に屬
 し候ものに付法を以て除き候へば除き候に難からざるものに御座候小指尖程
 の記に候へば格別御容儀に碍り候事も有御座まじく先夫成に被遊御差置候方
 可然其内に幸に隣ぎ消失候へば尤も宜く又御年被成候て彌難消候時節心得候
 醫員へ御談被成候へば手易き事に奉存候醫員までも及ばず家父へ御相談御
 座候ても容易の義と申事に御座候但其藥を施し候節滲透候て痛を覺候義に付
 いづれ御物心を御存知の頃に至り候ての方可宜と相考へ候趣に御座候偕又御
 手寫の別條御示及被成下毎度難有奉謝候但し初條の義はちと難信様にも被存
 候が果して虚傳に無之や尙奉伺度候世間にて薩藩の士には毎々無法もの有之
 暴戾なる事もまゝ候様にも申ならし候處夫は往日の義にも可有之當時などは
 誠に世間並にて殊に當世づき候が多く候様に相見え申候高意は如何にや澁谷
 老書簡二通御示及磁像韓蘇の辨如何可有之や且宸奎閣碑の事御下問に候所像
 の肥豊なるより韓子と定め候との事面白く奉存候但表装を具し候軸卷を佛骨

韓蘇の辨

表なるべくと申考はちと鑿にも可相渉歟夫とも韓子の像には左様の事實何かに出居候義にや又唐代には上表の文悉く巻軸を施こし候て奉り候禮にや淺陋不相辨候に付疑ひ存じ候義に御座候宸奎閣の碑帖は慥か癸丑の夏と覺候家父方に有之候金石萃編に付碑の高廣等致討索其通につき立見度と申事候て持參せられ候節彼老の藏を展玩候のみ全碑にては家父も遂見及び候事無之候と申事に御座候如仰蘇癯老而益壯感心仕候道光板二十二史價相覺え候歟と御尋に候所覺不申但し四朝史全史にては中々四十金などと申價にては御手に入り申まじく被存候乍去若しくは長崎奉行などの手にて三都書肆の手を経ざる義にても候て左様の廉價に候義か是は例の外と奉存候先此段草々拜復申上候昨日も御使にて御座候處折節手を釋きかね候義に取掛り居御使空く相戻し恐入候幸に御海容奉希候別條并に洒侯翁書簡二通完璧仕候頓首

念六

懼堂先生丈室

恪 拜復

安政四年五月廿七日か

〔六九六〕 梅田屋に贈る

長野市小宮山信人氏藏

先頃は尋ね給り辱候時候も俄に薄暑と申程に相成候彌御無事に候歟然ば過日頼候下女相應のもの無之候や母とも左様申只今妻年若く候へども子の無之生れつき又召使も當年にて八年出生も無之候へば是も出生は覺束なき事何分格二郎一人にては事足らぬ限りにて別して異國の事なども心安からぬ時節には子共少にては頼少く覺え候聞せめては男子にて兩三人も欲しく候依て此度下女を召抱へ候も妾に成り候ものに致し度候就ては惡疾等の筋を吟味申度又子は多くその母に似候ものに候聞鈍き性分にてはあしく候又いかう見苦しく候てもこまり申候夫等宜しく心得可給候給分の所等は其人相應望にまかせ可申何分とも乍手數穿鑿頼入候將一齋先生の小品見出し候聞遣し申候先生には此様に小さきものけく珍敷候以上

妾に成り候もの

一齋先生の小品

廿七日

冊

梅田屋殿内覽

書簡 聚遠樓時代 (六九六) 梅田屋宛

安政四年六月四日か

〔六九七〕 望月主米に贈る

竹の義

英船多々参り可申

前夕は御過訪殊に此地に珍しき海鮮蒙御投惠重疊難有奉銘謝候但毎度臥病中失敬がち恐入候其節蒙仰候二帖被遣一題之義敬諾仕候竹の義もいかにも致繁茂居候御用に候はゞ澤山御切らせ候て可然奉存候將今朝御傳聞御座候へば英船多々参り可申然る所墨使都下に居合候事に付如何様共取計ひ争戦に不及候様可致候と申候よしの事承知候や御下問に御座候處未だ承不申但愚意には英船多々可参等の事は此度墨使申立の書付より誤り傳へ候ものにも可有之歟と被相察候此節英領ベンガラにて餘程の戦争有之候様子に付當節本邦へ軍艦を仕向候等の事に及び難き形勢と被存候依て愚意如此に御座候對客中拜復迄勿申上候以上

四日

昨夕の御器返上仕候御約束之櫻子御移のしるし迄に入御覽候

素軒盟臺 几下

啓 拜

安政四年六月十二日

〔六九八〕 山寺源大夫に贈る

細君急症にて遂不幸

家父の存念は衆醫の撰に異り

一つの誤り血液脳神に迫り候的症

御手誨拜見仕候先以烈炎の處愈御清健沃慰の至奉存候然者竹村にて細君急症にて遂不幸の次第被仰下誠に以驚入候事殊に在府中何共言語道斷の義察入候右に付御姉妹方家父料見御尋ね無御座候を遺憾に被成過去の事なる御報聞右様の事も有之候ものか又早く御尋ねも候はゞ濟救の術も候ものやとの義にて江府へ被差立候容體書御添委細被仰下候に付御帛表を以て申聞候處家父の存念は衆醫の撰に異り候て第一平生經行不順に候はゞ其體質に隨て常に刺絡を被施候はゞ此變は有之まじく又十日朝より頭痛有之候と申節如何様とも刺絡無之候ては叶はざる事然るをあやにくの伯父君御法事等にて被取込候故に其義にも不被及是一つの誤りにて候其翌鬱々中多分の下痢有之候を知覺無之は血液脳神に迫り候的症にて候へば此處にて厩か也とも放血壓迫を洩し候はゞ尙救ふに及ぶべき歟とも被存候所却て脈沈微などの所に致拘泥平日の素因を辨へず前日來頭痛有之候近因をも問はず四逆加人參等の熱劑を投じ候事申さ

二つの誤

ば燃る火に薪を添るが如く病を助けて重きに進め候事は二つの誤にて候又衆醫相談にて清解の心得にて不換金正氣散を用ひ候事清解の所に心付き候は宜しく候へども正氣散を清解の劑と心得候は漢人の醫書の訛にて不及是非香竄の品も候へばやはり病を助け候次第是三つの誤の上又手足厥冷を目ざし四逆加人參を用ひ候事四つの誤と存候左候て粘液強きより出候月經など申候て始終刺絡の所へ目の付き候はぬは誠に無慙なる事と御紙面並に容體書一覽仕候て只々浩歎の外無之候あはれ一人卓見の人有之候て十四日中四は誤寫かに百目以上程に無之候とも六十日餘の放血有之候はゞ秦越人が競太子を起し候迄には無之候へども鍼針一本にして格別の藥劑にも及ばず此變は有之まじく候を返すも遺恨至極と申事に御座候此義私より宜しく可申上候様申付候に付如此に御座候將安世義に付候ても御丁寧蒙仰難有奉謝候扱又御采邑粟佐より獻じ候品とて相嗜候品御投惠被成下□感の至奉存候早速時下の下物に供し難有特宜しく御禮申上候京攝邊地震と申事初て承候如何様の義にて候ひしや別條等御手に入候はゞ不相替御惠示奉冀候不一

あはさ 粟佐は埴科郡の地名 現今屋代町の一部

十二日

恪 拜復

山寺先生臺下

〔六九九〕 山寺源大夫に贈る

安政四年六月十四日

竹村内君凶變之義に付

今朝は微涼稍適人意候倍御清健と奉存候借昨夕は疇昔竹村内君凶變之義に付御下問御座候に任せ療用手落の義ども無伏藏申上候所御丁寧御挨拶被仰下且從姉妹君よりも御傳言之趣一々奉領其意候寔に不慮之義於江府勿論御親戚方に於ても嘸々御遺恨の御事と奉察候療用手落等御座候事人事の盡さざるにて格別悔恨之次第には候へども是もやはり命數の存する所に候へば理を以て排遣候より外無御座と奉存候只々此度之義等有之候に就候ても謬誤無之醫學は盛に仕度ものに御座候將かねて相伺居候玉煙帖御到來御座候とて御示及拙評申上候様奉敬承候今朝得と展玩仕候所九品にて申候はゞ中の上上の下とも可申候はん歟乍去當節にては此様の帖も不易得候様奉存候官藏の煙帖も御及示の内の第二帖と同じ所を先年在府中暫く拜借罷在蘭亭序樂毅論等の邊をば隨

玉煙帖

分記憶罷在候所此帖と二なく候様被存候但十三行洛神に至り此度の帖の方較官帖に劣り候様に御座候官帖にもやはり洛神には董氏の跋御座候ひし様に覺候乍去十數年前之事に付夫等は聡とも難申上候御書中には官帖は淳化へ標題のみ張替候ものと被仰下候が家父の記し罷在候は鴻堂帖の題簽を改め候ものと存じ候よしに御座候玄宰の跋尾兩帖ともに有之候故にまがひ易く右様の事も御座候事に候若閣帖にて候へば題目は皆王著の書にて玄宰の書と紛れ可申筋無之况や董氏の跋文等あるべき様も無之候へば閣帖を以て贋し候と申は乍憚御覺違には無御座候や又過日之別條並外に兩種拜借被仰付再度難有奉多謝候天下災異踵をつぎ候事何とも贅恤にたへず候先は拜答迄草略申上候以上

天下災異踵をつぎ候事を何とも贅恤にたへず

十四日

法書二帖返壁仕候顔書の方下面の表版御示及の節より無御座候ひき爲念此段申上候

懼堂先生案前

恪 拜覆

安政四年六月廿五日

〔七〇〇〕 八田慎藏に贈る

松代町 八田彦次郎氏藏

浪華砲臺目論圖

先夕は御來訪被下久々にて獲緩話大慶仕候殊に品々得嘉賜乍例痛入不勝感謝候然ば其節御約束申候當年風說書外へ借し置き候處致轉傳只今に返り不申候幸白井氏見せられ候まゝ先是を御廻し申候浪華砲臺目論圖と申ものも一同掛御目候先夕之拜謝旁勿々如此御座候以上

廿五日

子 靜 仁 友 儿 下

大 星 拜

安政四年六月廿八日

〔七〇一〕 山寺源大夫に贈る

東京市 山寺源太郎氏藏

日尾某が近著御示及

御惠書難有拜見仕候ちと夜來御風邪の御様子全く此俄かの冷氣祟を爲し候義と被存候千萬御加養に過させられまじく候此閒入御覽候別條今暫く御留置れ度との御事御心易き義に奉存候儲又日尾某が近著御示及是等の論貫通しかね候や否御下問奉承知則一讀候所如其仁の事何か珍しさうに記し候へども古人

書簡 聚遠樓時代 (七〇〇) 八田慎藏宛 (七〇一) 山寺源大夫宛

の餘睡一向珍しども存じ候はず第一に本文の語脈に違ひ候事故二三字不明方なき説と存じ申候但し莽が大夫は如何と讀み候こと、被存候乍去楊雄が前に孔安國有之後に馬鄭有之候へども左様は讀み不申候楊雄一人左様讀み候とて一を證として他を盡く廢し候事難きこと、存候況や語脈に於て法言は其讀にて差支無之候へども語の本文は讀一二字不明かね候義に御座候其上小白と子糾の事古來紛々いづれか兄いづれか弟と申事聚訟有之事に候へども春秋經文齊小白入于齊と御座候にて小白の兄にして可立事明白にて漢の薄胎の淮南王への上書に桓公弟を殺と有之候も據正しき事と被存候左候へば管氏がはじめ子糾を助けて國を争ひ候ひしは過にて桓公に歸し候は正に反り二三字不明可申況や共に僖公の子襄公の兄弟に候へば他の讐とは義理等しからず經學手薄に候故に精密之論に涉らず一偏に泥み候事と被存候其他春秋説は蘇文の燒直しに有之學説とても何も發明の論も無之學也者學其所師之謂と申第一句打こはし候事と存候いづれも其人相應の作と可申如此つまらぬものを板に鐫り候は誠に木に禍し候義と存候高意何似扱又此間は六合叢談抄等懸御目候處

浪華砲臺略圖日下部生呈書並に戲作もの

福山閣老遂御不幸候爲當時御爲奉痛惜候て可然や又は及ばず可然

阿島洞巖の始末

御丁寧被成下御誨答且浪華砲臺略圖日下部生呈書並に戲作もの一通都合三品御惠示被成下毎度難有奉展謝候砲臺も江川のよりは少し面白く被思召候との御事に候處何故の御事か更に了し奉りかね候家父一見仕候て多くは其實に有之まじく萬一是其實にて候時は又天下の大患と申額を頼め候義に御座候軍艦を造り候はんが砲臺を築き候はんが皆其學術有之候事にて杜撰臆想を以て調ふべき筋に無之若其學術無之候て強てこれを爲し候へば被仰下候山人の船に相成申候福山閣老も遂御不幸と申事彌相違もなき事のよし今日も被仰下候當時の御爲奉痛惜候て可然や又は左までにも及ばず可然や愚意には相辨じかね候川司農は福閣之病は福閣の病にあらず天下の病とも被申候よしに候所此節の勢福閣の御維持にて此位に止り候と申實症を眞に知られ候ての言葉に候や又癸丑以來の事共を其可に當り候事と思ひ自身も其黨と成り候ての義に候や是又司農之言を併せて解すべからざる様に存候が高意には何似や萬一當時の勢此位に止り候はかの閣老の御維持に出で候と申ものに候はゞ唯病のみに無之其禍踵を旋らざる義にも候はんかと憂懼之劇に奉存候阿島洞巖の始末五左

衛門等より委細承居候御一見には凡僧と見え候よしに被仰下候處見つきは如何に候とも其義舉を以て非凡に列し可然事と奉存候大丈夫にてすら首を恐れ尾を恐れ義を見ながら手を出さずに居候もの天下皆是にて候所出家の身としてかゝる義舉を成し候は豪傑の士とも可申候禪宗には往々人意を壯にし候事有之候かの宗果が秦檜へ對し五伯は天子を挾で諸侯に令す今公は夷狄を挾で天子に令すと申候などは其魁首とも可申候先は過刻御示及之一冊並に此間御惠示之三種其以前返上仕候と心得取落し候魯西條約原文完璧旁申上候以上

廿八日

還上もの都合五件御査入奉仰候以上

懼堂先生臺下

恪 拜覆

安政四年七月三日

〔七〇二〕 山寺源大夫に贈る

此間少々御外感之様奉伺候此兩三日殘炎殊に酷敷御座候へども次第に御爽快被爲入候や否奉拜候儲は此品如何しく候へども外より到來仕候に任せ奉呈候

浪華砲臺

御下物之一種とも相成候へば本懷之至り奉存候將過日も申上候ひし浪華砲臺いかにも信じかね候結構に被存候彼圖はいかなる邊より御手に入候義や果して慥かなる事か奉窺度且泉州境並に兵庫邊にも砲臺取立に相成候などの風聞も御座候か承候是等の圖も御手に入候はゞ不相替御惠示被成下度逆じめ奉願置候先は貴恙之拜候のみ申上候已上

三日

使無堂先生臺下

恪 再拜

安政四年七月廿二日

〔七〇三〕 三村晴山に贈る

慨憤に堪へざる筋有之熟々思考候所責ては密々得貴意候て御周旋を冀ひ候はば萬に一つも夙志の達し候事も候はん歟と竊に此一紙を呈し候義に御座候抑江戸御入府以來内海に砲臺の御設無御座候事世界萬國都城の通例を以て申候ても御闕典の義追々外蕃猖獗の勢も有之候時節に候へば此御設は是非共無之候ては叶はせられまじくと申事先公御在職中愚管申上候義も有之其頃濱松候

(天保十三年海防八策)

書簡 聚遠樓時代 (七〇三) 三村晴山宛

五七五